

東京都の水産

令和3年版



東京都産業労働局

まえがき

東京には多摩川や荒川、江戸川などの河川、東京湾から伊豆諸島・小笠原諸島にいたる広大な海域があり、それぞれの地域の特性を活かした水産業が営まれています。

東京の水産業は、消費者に新鮮で多様な水産物を供給するとともに、生産の場である河川や海は、都民に安らぎや潤いを与える空間としても大切な役割を担うなど多面的な役割を果たしています。

しかし、東京の水産業は、漁業者の急速な減少や高齢化に加え、漁獲がキンメダイに偏重し、その資源量も減少傾向にあるなど、持続的な発展を遂げていくうえで多くの不安材料を抱えています。

また、地球温暖化や海洋環境の変化、新型コロナウイルス感染症による水産物価格の低迷、デジタル技術の進展、資源管理の強化等を目的とした改正漁業法への対応など、時代の流れに即した水産業への転換が求められています。

そこで東京都では、令和3年6月に「水産業振興プラン」を改定し、キンメダイをはじめとする資源管理の強化や、漁業人材の確保・育成、IT技術を活用した海況予測システムの構築など各種施策を総合的に展開しているところです。

一方で、ウクライナ情勢等による燃油価格の高騰など、目まぐるしく変化する社会情勢に対しても迅速に対応し、漁業経営の安定を図ってまいります。

本書は、東京都の漁業動向を令和2年の水産統計や、令和2年度の事業結果を中心にとりまとめたものです。本書を通じ、東京都の水産業について皆様の関心と理解が一層深まり、東京都の水産業振興の一助となれば幸いです。

令和4年10月

東京都産業労働局農林水産部
水産課長 藤井大地

目 次

I	水産業の概要	1
1	令和3年の都の水産業をめぐる主な動き	3
2	我が国の排他的経済水域と東京都の水産行政区域	4
3	現況	6
II	漁業調整対策	15
1	事業概要	17
2	漁業権	18
3	漁業許可	26
4	内水面漁業	28
5	資源管理	32
6	自主的資源管理支援対策事業	34
7	遊漁船業の登録	38
8	漁業取締	38
III	水産業基盤整備	39
1	事業概要	41
2	水産経営構造改善事業	41
3	島しょ漁業振興施設整備事業	42
4	水産物供給基盤整備事業	45
5	内水面振興対策事業	48
6	小笠原漁業振興施設整備事業	51
7	硫黄島関連漁業対策事業	52
8	漁村地域防災力強化事業	53
9	栽培漁業	55
10	沖ノ島島総合対策事業	57
IV	漁業経営改善対策	59
1	水産業協同組合の育成	61
2	漁業金融	67
3	ぎょしょく普及事業	73
4	水産物加工・流通促進対策事業	74
5	離島漁業再生支援事業	75
6	水産物認証取得支援事業	76
7	東京産水産物の海外販路開拓事業	77
V	漁業補償対策	79
1	漁業共済	81

2	漁船保険	8 4
3	漁業公害	8 7
4	東京産水産物の放射性物質検査	9 0
5	演習補償	9 1
VI	行政委員会	9 3
1	海区漁業調整委員会	9 5
2	内水面漁場管理委員会	9 9
VII	島しょ農林水産総合センター	1 0 1
1	島しょ農林水産総合センターの概要	1 0 3
2	漁業調査指導船	1 1 4
3	島しょ農林水産総合研究センターの分掌事務	1 1 5
VIII	水産行政	1 1 9
1	水産行政組織	1 2 1
2	水産課担当別分掌事務(行政委員会を含む)	1 2 2
IX	資料	1 2 5
1	経営体・就業者	1 2 7
2	生産量・生産額	1 2 8
3	漁船	1 4 5
4	漁業制度と都の漁業	1 4 8

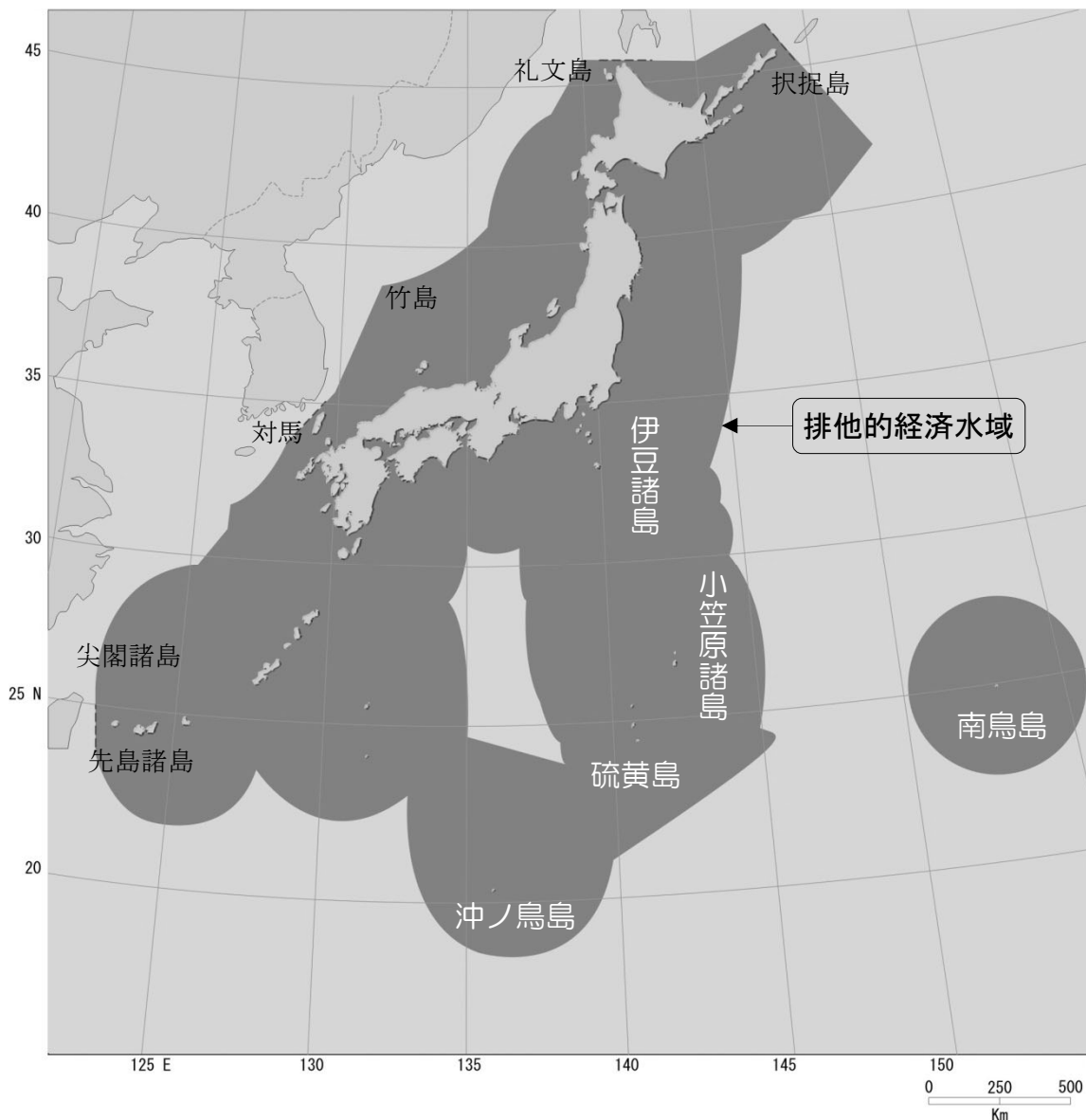
I 水産業の概要

1 令和3年の都の水産業をめぐる主な動き

- 令和2年のキンメダイ生産量は、1,134トンで全体のおよそ4割を占める (1月)
- 三宅島三池浜にイワシなど大量の魚が打ち上げ (2月)
- 新型コロナウイルス感染拡大防止のため沖ノ鳥島フォーラムの初のオンラインイベントの開催 延べ訪問者数 380名 (3月)
- 第5期東京海区漁業調整委員会発足 (4月)
 - ・漁業法改正後初となる委員改選で、都議会の同意を得た15名を委員に任命
- 三宅島漁協の小型定置網が再開 (4月)
 - ・平成30年7月に発生した台風12号被害により、休止となっていた三宅島漁協の定置網操業が再開
- 江戸前アユ遡上推計尾数 約32万尾 (6月)
 - ・過去10年間で最低となった昨年を下回る推定遡上数を記録
- 水産業振興プラン改定 (6月)
 - ・東京における持続可能な漁業の実現と水産業の競争力の強化を図るため、令和12年度までを期間とする計画を策定
- 東京都漁業担い手育成支援協議会の発足 (7月)
 - ・都や都漁連等の業界団体と協力して漁業者の確保・育成に向けた施策の検討や支援を実施する新たな協議会を立ち上げ
- 小笠原諸島福德岡ノ場海底火山噴火。大量の軽石が流出 (8月)
- セイラーズフォーザシーと協定締結 (9月)
 - ・海洋環境の改善を目的とした米NGO団体の日本支局と、東京産水産物の持続可能な利用等について包括協定を締結
- フィリピン・マニラにおいてオンラインによる東京産水産物のプロモーションイベントの開催 (現地関係者 87名参加) (10月)
- タイ・バンコクにおいて東京産水産物のプロモーションイベントの開催 (現地飲食関係者 113名参加) (11月)
- 香港及びシンガポールにおいて東京産水産物の小売店フェア開催 (11月)
- 軽石の漂流・漂着 (12月)
 - ・福德岡ノ場の噴火に伴うとみられる軽石の伊豆諸島への漂流・漂着が本格化。漁港へのオイルフェンス設置、漁船の海水ストレーナー設置助成などの対策を実施。
- 燃油価格高騰による漁業への影響を軽減するため補正予算計上 (12月)
 - ・国の「漁業経営セーフティネット構築事業」において、セーフティネット発動時に漁業者が支払う積立金に対する補助率を拡充

2 我が国の排他的経済水域と東京都の水産行政区域

(1) 我が国の200海里水域（概念図）



排他的経済水域とは

国連海洋法条約に基づき、沿岸国が主権的権利を行使することができる海域。

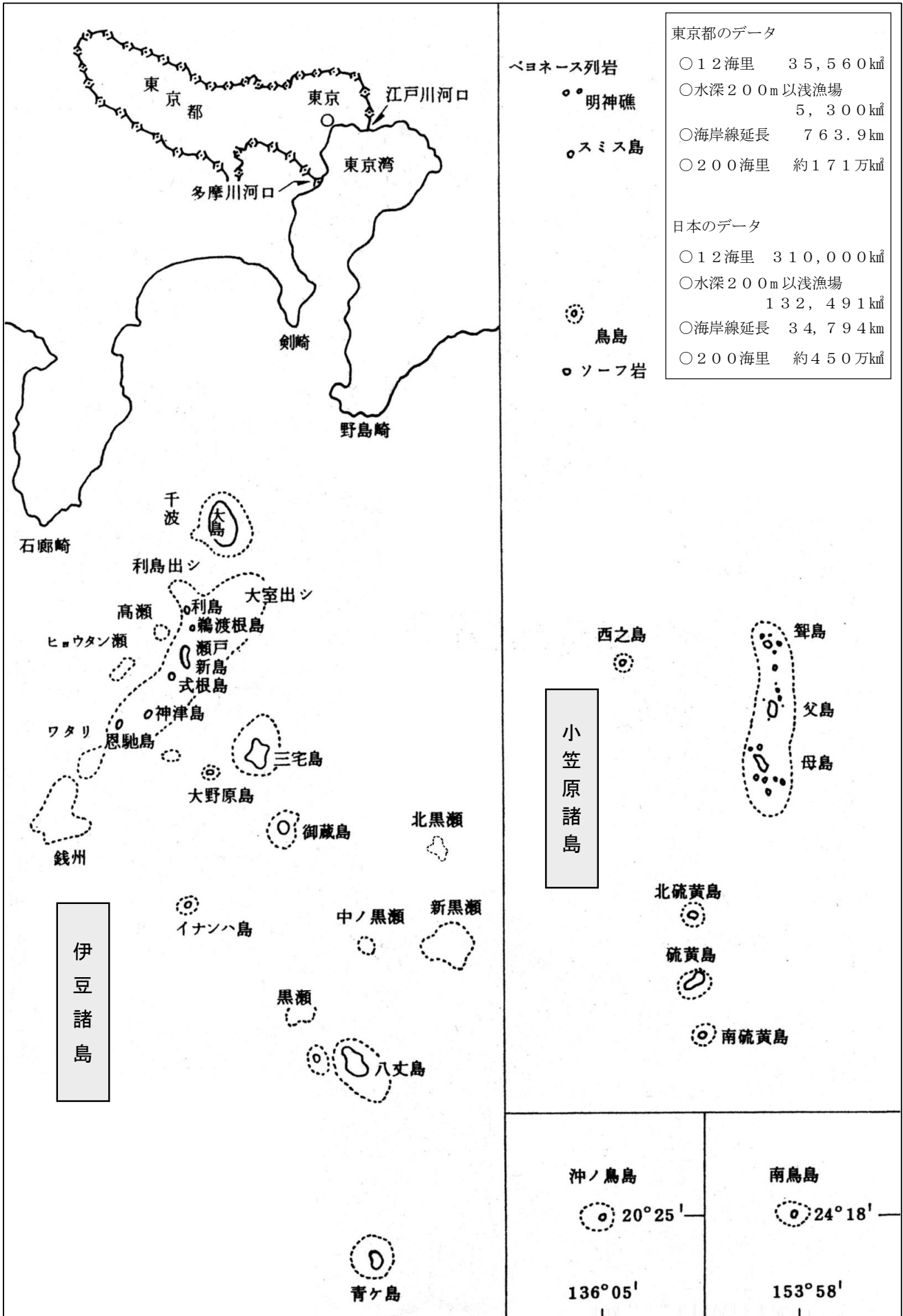
200海里（約370km）を超えない範囲で設定され、排他的に漁業を営む権利（外国人は許可を得なければ漁業を行うことができない）を得る一方、生物資源を保存・管理する義務を負う。

領海とは

領海の基線から、その外側12海里（約22km）の線までの海域。

沿岸国の主権は、領海の上空並びに領海の海底及びその下にも及ぶ。

(2) 都の水産行政区域



3 現 況

東京都の水産業は、伊豆諸島及び小笠原諸島周辺海域を主漁場とする島しょ漁業、東京湾で行う内湾漁業、多摩川・江戸川を主な漁場とする内水面漁業がある。

また、都内の企業が行う遠洋・沖合漁業もある。

各漁業の特徴は、次のとおりである。

【島しょ漁業】

島しょ周辺海域は、複雑な海底地形と黒潮などの海流と相まって、我が国有数の好漁場が形成され、多種多様な魚種が生息している。このため、漁業は伊豆・小笠原諸島における主要産業として発展してきた。しかし、近年では資源減少による漁獲量の低迷や輸入魚の増大による魚価の下落など、漁業を取り巻く厳しい情勢を背景に、漁業者は苦しい経営を余儀なくされている。

大島海域では、テングサやトコブシ、サザエを対象とした採介藻漁業やイセエビの刺網漁業を主体に、キンメダイやイサキ等の底魚一本釣り漁業やタカベの刺網漁業などの漁船漁業が営まれている。

利島海域では、トサカノリやイセエビ、サザエ等を対象とした採介藻漁業が主体的に営まれている。

新島・式根島海域では、タカベの刺網、イサキの建切網、キンメダイ等の底魚一本釣り漁業、イカ釣り漁業、定置網漁業等、多様な漁船漁業が営まれているほか、トサカノリ等の採介藻漁業も営まれている。

神津島海域では、タカベの建切網、キンメダイ・メダイ等の底魚一本釣り漁業、テングサ・トサカノリなどの採藻漁業、イカ釣り漁業、イセエビ刺網漁業の他、定置網漁業等、多様な漁業を組み合わせ、活発な漁業が営まれている。

三宅島海域では、平成12年の噴火による磯根漁場の被害が大きく、テングサやトサカノリ、イセエビなどの漁獲量が伸び悩んでいる。このため、マグロ・カツオを対象としたひき縄漁業、メダイ・キンメダイ等を対象とした底魚一本釣り漁業が主に営まれている。また、平成18年には定置網漁業も再開されている。

八丈海域では、カツオ・マグロを対象としたひき縄漁業、ムロアジの棒受網漁業、トビウオの流し刺網漁業、キンメダイ・メダイ・アオダイ等の底魚一本釣り漁業が盛んに営まれている。

小笠原海域は、ハタ類などの底魚一本釣り漁業やマグロ・カジキ類の立てはえ縄漁業などの漁船漁業が盛んに営まれている。また、シマアジ等の養殖用種苗の生産も行われている。

【内湾漁業】

東京内湾には、かつて5,000人を超える漁業者が存在したが、昭和37年の漁業権等の廃止以降は、湾内の埋め立てや漁場環境の悪化などにより、多くの漁業者が転業を余儀なくされた。最近では、公害規制の強化や埋め立て工事の減少等によって湾内の水質も徐々に改善されたこと

から、スズキ・カレイ類を対象とした刺網漁業やアサリの採貝漁業、アナゴのせん漁業（かごや筒を使用する漁業）などが自由漁業として営まれ、漁獲した魚介類は江戸前ものとして人気が高い。

【内水面漁業】

首都圏を流れる多摩川や江戸川などには漁業権が設定されており、漁業協同組合がアユやマス類などを放流して資源の維持増加に努めながら、遊漁の振興を通じた地域活性化に貢献している。最近では水質改善等により天然アユの遡上が確認されており、かつて多摩川の特産品として江戸幕府へ上納された「献上鮎」のような美味しい「江戸前アユ」の復活に、漁業関係者から大きな期待が寄せられている。また、下流域や河口部ではウナギ筒漁業やシジミ漁業が営まれている。

多摩地域では、山間部を中心にニジマスやヤマメ等の養殖が行われており、特に、平成10年に東京都水産試験場が開発した「奥多摩やまめ」は、さまざまな活用方法が試行され、特産品としての定着化が進んでいる。

(1) 漁業生産構造

①漁業経営体（平成30年）

区分	漁船非使用	漁船使用							小型定置網	海面養殖	内水面養殖	合計
		無動力漁船	船外機付漁船	1ト未満	1ト3ト	3ト5ト	5ト以上	小計				
区部	6	0	24	4	29	12	16	85	0	0	3	94
市町村部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16	16
大島	26	0	44	0	25	37	101	207	2	2	0	237
大島	21	0	28	0	5	14	7	54	1	1	0	77
利島～ 神津島	5	0	16	0	20	23	94	153	1	1	0	160
三宅島	1	0	4	4	3	5	28	44	1	0	0	46
三宅島	1	0	0	4	3	5	27	39	1	0	0	41
御蔵島	0	0	4	0	0	0	1	5	0	0	0	5
八丈島	2	0	3	2	4	10	62	81	0	0	0	83
八丈島	2	0	3	2	2	7	62	76	0	0	0	78
青ヶ島	0	0	0	0	2	3	0	5	0	0	0	5
小笠原	0	0	1	0	1	13	40	55	0	0	0	55
合計	35	0	76	10	62	77	247	472	3	2	19	531

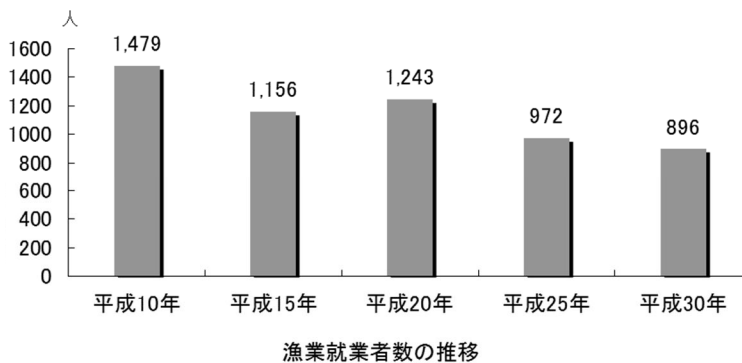
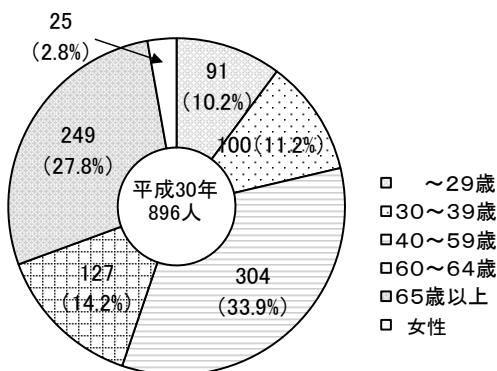
資料：2018年漁業センサス

漁業経営体：調査期日（平成25年10月31日）前1年間に海面において30日以上漁業を行った世帯または事業所をいう。

※船外機付漁船：これまでは動力漁船の1ト未満に含まれていたが、平成20年より別階層として集計

②漁業就業者数

漁業就業者は、896人で5年前に比べ76人減少した。就業者内訳では、男性が871人、女性25人であり、男性就業者の43.2%が60歳以上と高齢化が進んでいる。



③漁船（小型漁船を含む）

漁船は、その所有者が東京都を主たる根拠地とする場合、漁船法に基づき、都に登録しなければならない。

令和2年12月末現在、内湾で179隻、島しょで695隻、会社等で9隻、計916隻が東京都に登録されている。

所属別登録漁船状況

(令和2年12月末現在)

漁船 所属	動 力 漁 船									合 計		
	100トン以上			5トン～100トン			5トン未満			隻数	トン数	馬力数
	隻数	トン数	馬力数	隻数	トン数	馬力数	隻数	トン数	馬力数			
内 湾	0	0.00	0	14	128.90	2,555	165	308.00	10,922	179	436.90	13,477
島 しょ	0	0.00	0	256	2,449.11	68,227	439	863.61	30,531	695	3,312.72	98,758
会 社	9	22,464.00	17,112	0	0.00	0	0	0.00	0	9	22,464.00	17,112
官公庁	27	23,610.70	43,900	4	169.00	2,437	2	5.17	210	33	23,784.87	46,547
その他	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0
合 計	36	46,074.70	61,012	274	2,747.01	73,219	606	1,176.78	41,663	916	49,998.49	175,894

資料：水産課調べ

④漁港

伊豆諸島には、第1種漁港が16港、第2種漁港が1港、第4種漁港が6港ある。また、小笠原諸島には、第4種漁港が2港ある。

また、地方港湾は16港湾あり、小型船係留施設で漁船を係留している。

臨海部には、漁港はない。

東京都の漁港位置図



漁港・港湾一覧

島名	種類	漁 港			港湾	
		漁港種類	漁港名	管理者	漁港指定年月日	地方港湾
大 島	第1種	泉 津	都	S 26. 7. 10	元 町 岡 田 波浮港	
		差木地	都	30. 10. 21		
		野 増	都	27. 6. 23		
		元 町	都	26. 7. 10		
		岡 田	都	27. 7. 29		
利 島	—	—	—	—	利 島	
新 島	第1種	羽 伏	都	27. 7. 29	新 島	
		若 郷	都	27. 6. 23		
式根島	第1種	野 伏	都	26. 7. 10	式根島	
		小 浜	都	27. 6. 23		
神津島	第4種	三 浦	都	30. 10. 21	神津島	
三宅島	第1種	大久保	都	27. 7. 29	三 池 大久保	
		湯の浜	都	30. 10. 21		
		伊ヶ谷	都	27. 6. 23		
	第2種	坪 田	都	26. 7. 10		
	第4種	阿 古	都	26. 7. 10		
御蔵島	—	—	—	—	御蔵島	
八丈島	第1種	出 鼻	町	29. 10. 30	神 湊 八重根 (洞輪沢)	
		洞輪沢	都	27. 6. 23		
		中之郷	都	27. 6. 23		
		ナズマド	町	27. 6. 23		
	第4種	神 湊	都	26. 7. 10		
		八重根	都	26. 7. 10		
青ヶ島	—	—	—	—	青ヶ島 大千代	
小笠原	父島	第4種	二 見	都	45. 6. 15	二 見
	母島		母 島	都	63. 3. 31	沖
計		都営21漁港(第1種14港、第2種1港、第4種6港) 町営 2漁港(第1種2港)			町営16港	

注:漁港種類

第1種 : その利用範囲が地元の漁業を主とするもの。

第2種 : その利用範囲が第1種漁港よりも広く、第3種漁港に属しないもの。

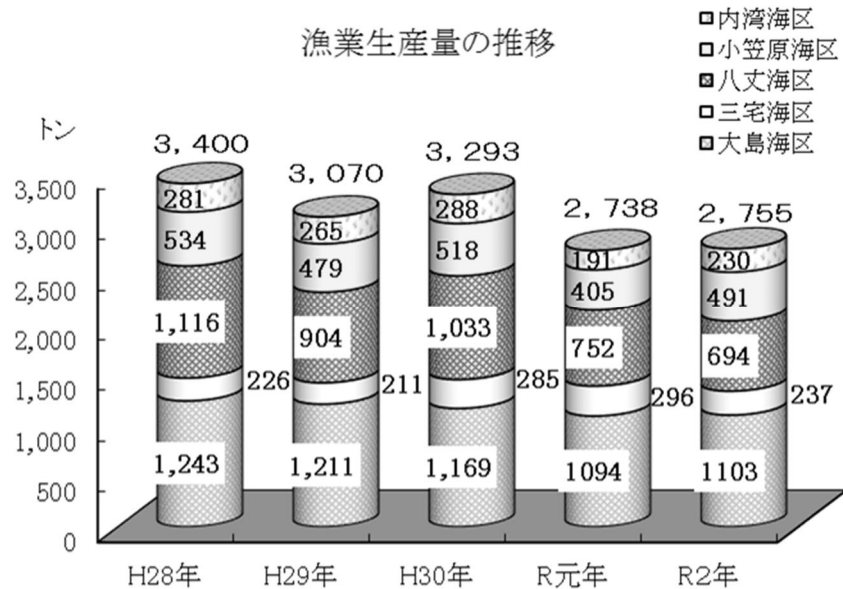
第3種 : その利用範囲が全国的なもの。

第4種 : 離島その他辺地にあつて漁場の開発又は漁船の避難上特に必要なもの。

(2) 漁業生産

①沿岸漁業

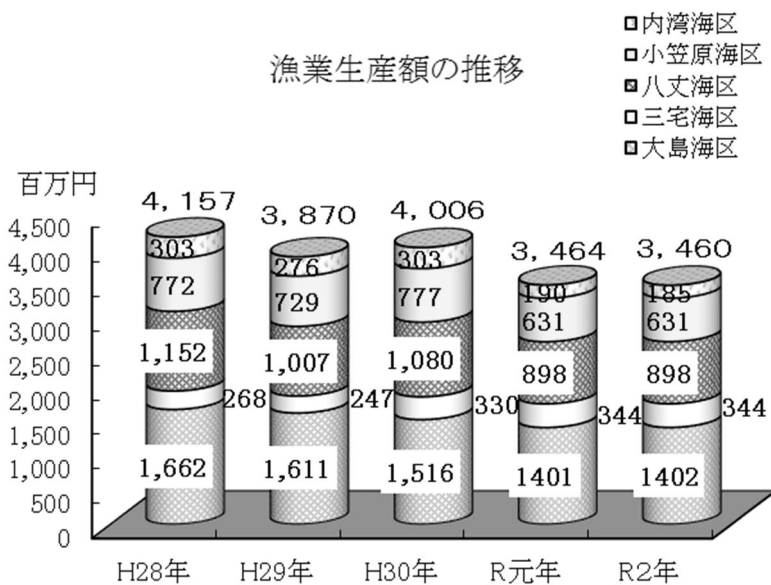
ア 生産量



生産量の多い上位3魚種

第1位 きんめだい 第2位 かじき類 第3位 めだい

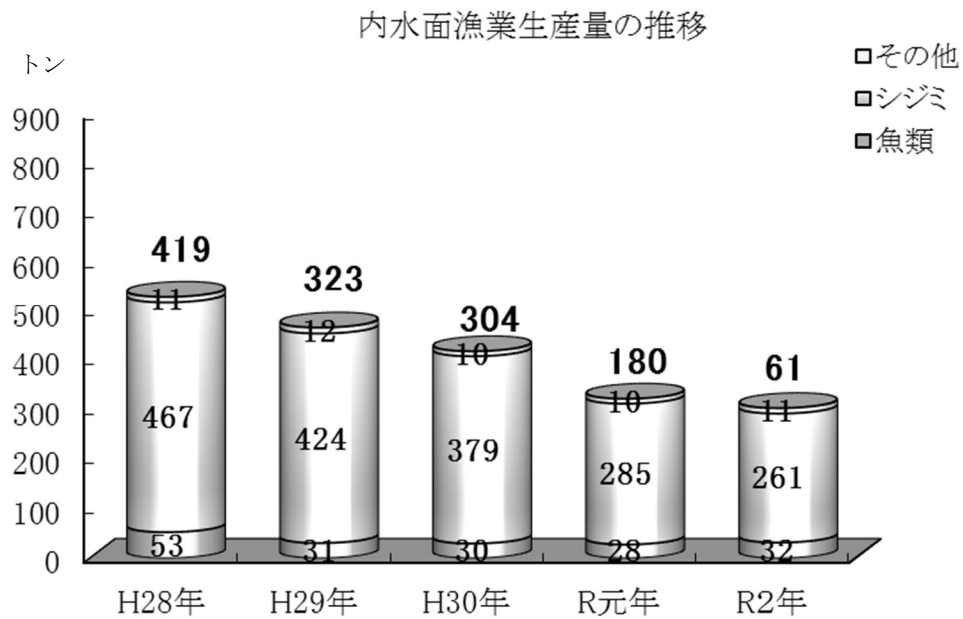
イ 生産額



生産額の多い上位3魚種

第1位 きんめだい 第2位 かじき類 第3位 まぐろ類

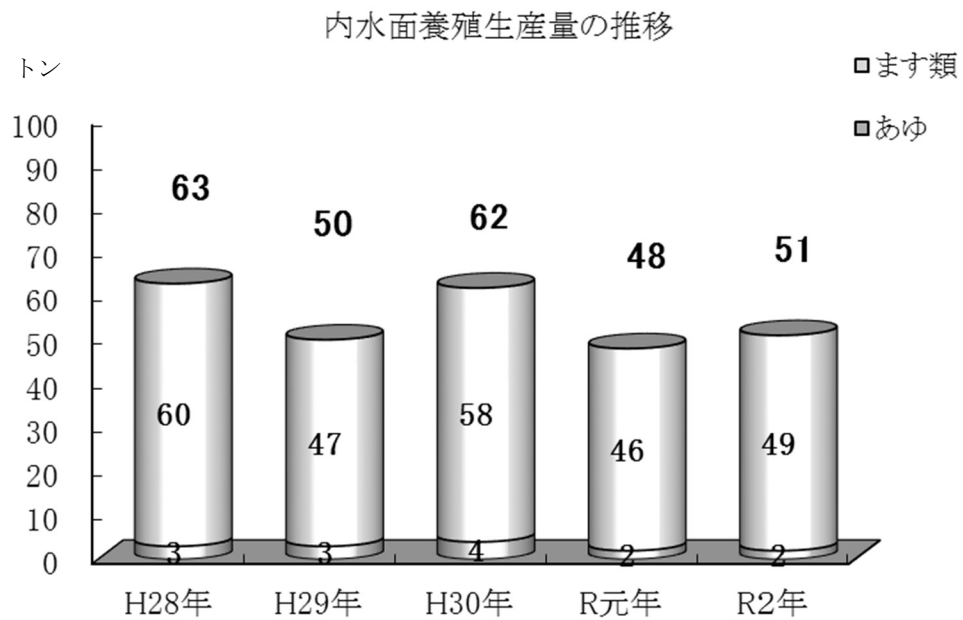
②内水面漁業



資料：東京農林水産統計年報（関東農政局東京農政事務所）
内水面漁業生産統計調査(水産庁)

③養殖漁業

ア 内水面養殖



資料：水産課調べ

Ⅱ 漁業調整対策

1 事業概要

【伊豆諸島】

伊豆諸島では、てんぐさ等を対象とする採介藻漁業やたかべ建切網漁業等の漁業権漁業、あじ・さば等を対象とする知事許可漁業及び底魚一本釣り漁業等の自由漁業が行われている。

漁業権は、各島周囲 1,000～2,000メートル以内の海域に第1種、第2種共同漁業権を設定している。

知事許可漁業のうち、火光利用さば漁業とあじ・さば棒受網漁業は、静岡県等4都県の漁業者が入会いで操業している。そのため、関係都県の漁業者による漁業調整の場として、一都三県（東京、千葉、神奈川、静岡）連合海区漁業調整委員会を設置し、漁業の許可隻数等の協議を行っている。

伊豆諸島海域では、他県漁船による入会操業が多く、漁業間での漁場競合もあるため、都は関係者の意見を聞きながら調整を行っている。

【小笠原諸島】

小笠原諸島では、いせえびを対象とするかご漁業等の漁業権漁業、底魚一本釣り漁業、かつお・まぐろ釣り漁業、さんご漁業等の知事許可漁業等が行われている。

返還後の昭和47年に小笠原海区漁業調整委員会（平成16年に東京海区に統合）が設置され、漁業権も同年から設定している。現在では、聳島列島、父島列島、母島列島、火山列島の各島周囲 2,000メートル以内の海域に、第1種、第2種共同漁業権を設定している。

【内湾漁業】

内湾には漁業権や漁業許可による漁業はなく、自由漁業のみが行われている。しかし、内湾は都民が自然とふれ合うレクリエーションの場でもあるため、資源と漁場の有効利用を図り、漁業秩序の確立に努める必要がある。

【内水面漁業】

内水面の漁業権は、多摩川水系、中川・荒川水系、江戸川水系に計15件免許している。第5種共同漁業権漁場では、あゆ等の放流増殖を行っている。遊漁者は、知事が認可する「遊漁規則」に基づいて遊漁を行っている。また、第1種はしじみ等を内容とするものである。

【漁業と遊漁の調整】

近年、遊漁者の増加に伴い、漁場利用をめぐる漁業と遊漁の紛争が多発している。このため、水産基本法、沿岸漁場整備開発法及び遊漁船業の適正化に関する法律等の主旨に基づき、海面の合理的な利用を図るための調整指導等を行っている。

2 漁業権

(1) 海面漁業権一覧

(令和3年4月1日)

区分	免許番号	共同漁業権の種別		漁業権者の名称 (漁業協同組合名略)	漁場の区域	漁業の種類	面積 (ha)
		第一種	第二種				
大島支庁管内	共1	○		伊豆大島、元町	大島地先距岸 1,500m	いせえび、とこぶし、てんぐさ外7	6,450
	2		○	"	"	たかべ刺網外2	6,450
	3	○		利島村	利島地先距岸 1,200m	いせえび、とこぶし、てんぐさ外7	1,308
	4		○	"	"	たかべ建切網外3	1,308
	5	○		こいじま	鵜渡根島地先距岸 1,000m	いせえび、とこぶし、てんぐさ外7	680
	6		○	"	"	たかべ建切網外3	680
	7	○		"	新島、式根島及び地内島の地先距岸 2,000m	いせえび、とこぶし、てんぐさ外8	9,593
	8		○	"	"	たかべ建切網外3	9,593
	9	○		神津島	神津島、祇苗島地先距岸 2,000m	いせえび、とこぶし、てんぐさ外10	5,685
	10		○	"	"	たかべ建切網外2	5,685
	11	○		"	恩馳島地先距岸 2,000m	いせえび、とこぶし、てんぐさ外10	1,720
	12		○	"	"	たかべ建切網外2	1,720
	13	○		神津島、こいじま	神津島村銭洲地先距岸 2,000m	いせえび、とこぶし、てんぐさ外3	2,396
	14		○	神津島	"	たかべ建切網外3	2,396

(令和3年4月1日)

区分	免許番号	共同漁業権の種別		漁業権者の名称 (漁業協同組合名略)	漁場の区域	漁業の種類	面積 (ha)
		第一種	第二種				
三宅支庁管内	共15	○		三宅島	三宅島地先距岸1,500m	いせえび、とこぶし、てんぐさ外8	5,127
	16		○	三宅島、御蔵島村	〃	たかべ建切網外2	5,127
	17	○		三宅島	大野原島地先距岸1,500m	いせえび、とこぶし、てんぐさ外8	1,027
	18		○	三宅島、御蔵島村	〃	たかべ建切網外2	1,027
	19	○		御蔵島村	御蔵島地先距岸1,000m	いせえび、とこぶし、てんぐさ外6	2,135
	20		○	御蔵島村、三宅島	〃	たかべ建切網外2	2,135
八丈支庁管内	21	○		八丈島	八丈島地先距岸1,200m	いせえび、とこぶし、てんぐさ外10	5,119
	22		○	〃	〃	いそ魚底刺網	5,119
	23	○		〃	八丈小島地先距岸1,200m	いせえび、とこぶし、てんぐさ外10	1,374
	24		○	〃	〃	いそ魚底刺網	1,374
	25	○		青ヶ島村	青ヶ島地先距岸1,000m	いせえび、とこぶし、てんぐさ外2	1,350
	26		○	〃	〃	いそ魚底刺網	1,350
計		13	13				

免許年月日 平成25年9月1日 免許存続期間 10年(令和5年8月31日)

(令和3年4月1日)

区分	免許番号	共同漁業権の種別		漁業権者の名称 (漁業協同組合名略)	漁場の区域	漁業の種類	面積 (ha)
		第一種	第二種				
小笠原支庁管内	共62	○		小笠原島	一ノ岩、北之島、中之島、笹魚島、蟹島、針之岩及び煤島地先距岸2,000m	いせえび、しやこがい外6	7,817
	63		○	"	"	たかべ建切網、たかべ寄網	7,817
	64	○		"	嫁島、前島及び後島地先2,000m	いせえび、しやこがい外6	2,113
	65		○	"	"	たかべ建切網、たかべ寄網	2,113
	66	○		"	孫島、弟島、兄島、西島、東島、父島及び南島地先距岸2,000m	いせえび、しやこがい外6	15,662
	67		○	"	"	たかべ建切網、たかべ寄網	15,662
	68	○		小笠原母島	母島、向島、平島、姉島、妹島及び姪島地先距岸2,000m	いせえび、しやこがい外6	19,174
	69		○	"	"	たかべ建切網、たかべ寄網	19,174
	70	○		小笠原島、小笠原母島	北硫黄島地先距岸2,000m	いせえび、まるさざえ、しやこがい	3,088
	71		○	"	"	たかべ建切網、たかべ寄網	3,088
	72	○		"	硫黄島地先距岸2,000m	いせえび、まるさざえ、しやこがい	5,527
	73		○	"	"	たかべ建切網、たかべ寄網	5,527
	74	○		"	南硫黄島地先距岸2,000m	いせえび、まるさざえ、しやこがい	2,746
	75		○	"	"	たかべ建切網、たかべ寄網	2,746
	計		7	7			

免許年月日 平成24年2月2日 平成24年2月2日 免許存続期間 共同漁業 10年(令和4年2月1日)

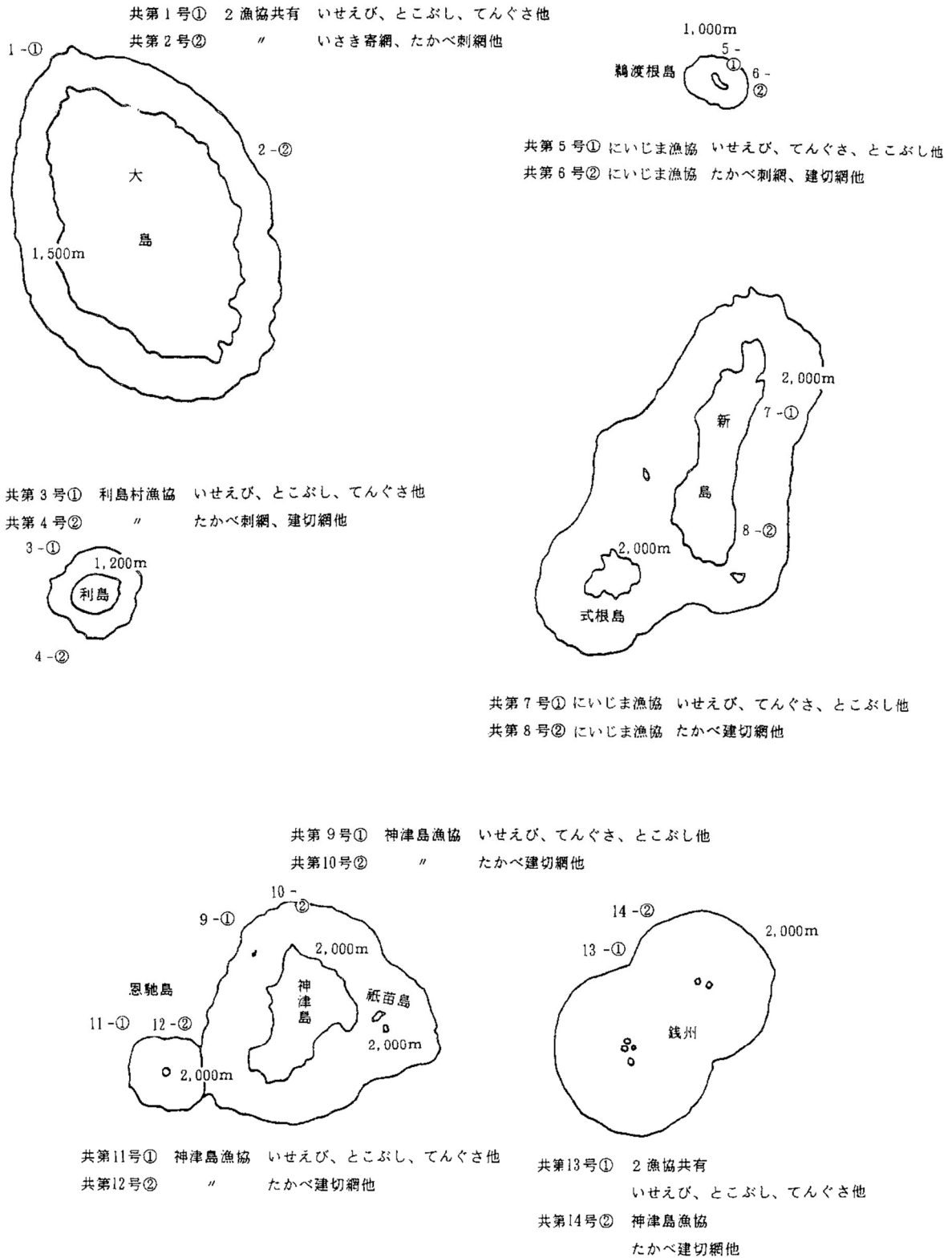
(2) 内水面共同漁業権一覧

(令和3年4月1日現在)

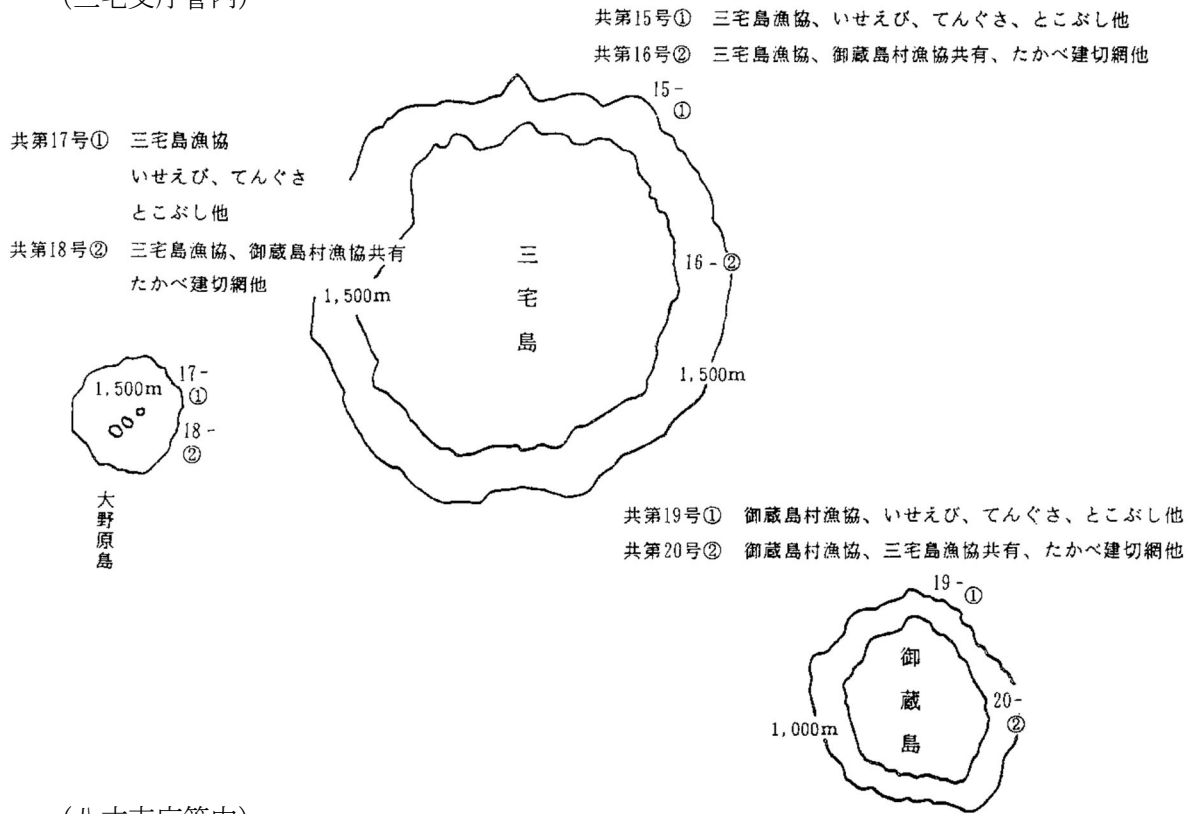
免許番号	種 別		漁 業 権 者		免 許 年月日	免 許 期 間	漁 業 権 魚 種
	第一種	第五種	数	名 称 (◎印・・・代表者)			
内 共 第 1 号		○	2	◎奥多摩、氷川	25.9.1	10年	あゆ、にじます、やまめ、いわな、こい、ふな、うぐい
2		○	1	秋川	〃	〃	あゆ、にじます、やまめ、こい、ふな、うぐい、うなぎ、おいかわ、かじか
3		○	1	多摩川	〃	〃	あゆ、こい、ふな、うぐい、おいかわ、うなぎ
4		○	1	奥多摩	〃	〃	あゆ、にじます、やまめ、こい、ふな、うぐい
5		○	2	◎多摩川、恩方	〃	〃	あゆ、にじます、やまめ、こい、ふな、うぐい、うなぎ、かじか
6		○	1	東京東部	〃	〃	こい、ふな、うなぎ
7	○		6	◎東京東部、大田、芝、港、佃島、中央隅田	〃	〃	えむし、しじみ
8	○		1	東京東部	〃	〃	えむし、しじみ
9		○	1	小河内	〃	〃	にじます、やまめ、いわな、うぐい
10		○	1	小河内	〃	〃	にじます、やまめ、いわな、うぐい
11	○	○	5	◎東京東部、埼玉東部、市川市、松戸市	〃	〃	しじみ、えむし、こい、ふな、うなぎ
12		○	2	◎多摩川、川崎河川	〃	〃	あゆ、こい、ふな、うぐい、おいかわ、うなぎ
13	○		3	◎多摩川、大田、川崎河川	〃	〃	えむし、しじみ
14	○		7	◎大田、芝、港、佃島、中央隅田、東京東部、川崎河川	〃	〃	えむし、しじみ
15		○	1	小河内	〃	〃	やまめ、いわな
埼玉県共第 5 号		○	4	◎埼玉東部、埼玉中央、埼玉南部、埼玉県北部	26.1.1	10年	おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、わかさぎ、なまず
6		○	2	◎入間、奥多摩	〃	〃	あゆ、ます類、うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ
7		○	2	◎埼玉南部、東京東部	〃	〃	こい、ふな、うなぎ、なまず
計	5	14	43				

(3) 海面漁業権漁場図 (略図)

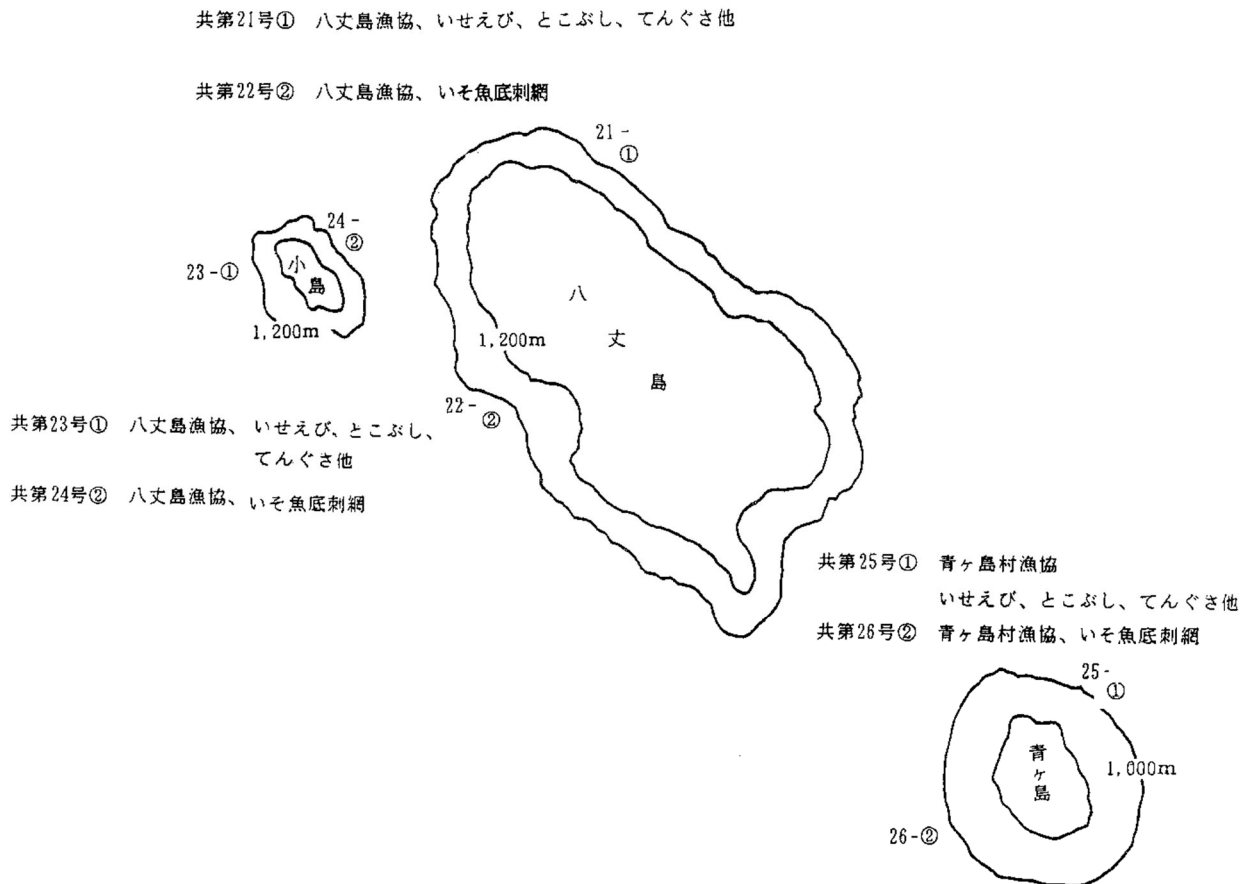
(大島支庁管内)



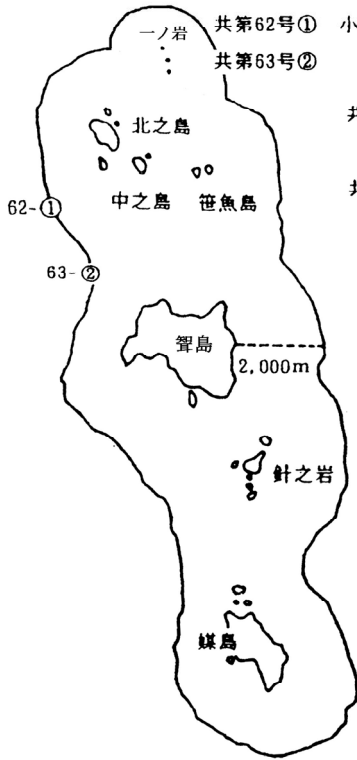
(三宅支庁管内)



(八丈支庁管内)



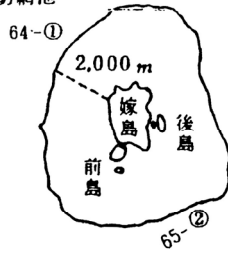
(小笠原支庁管内)



共第62号① 小笠原島漁協 いせえび、しゃこ貝他
共第63号② " たかべ建切網他

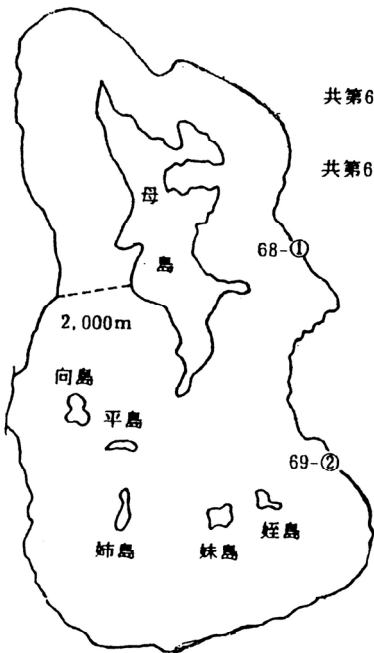
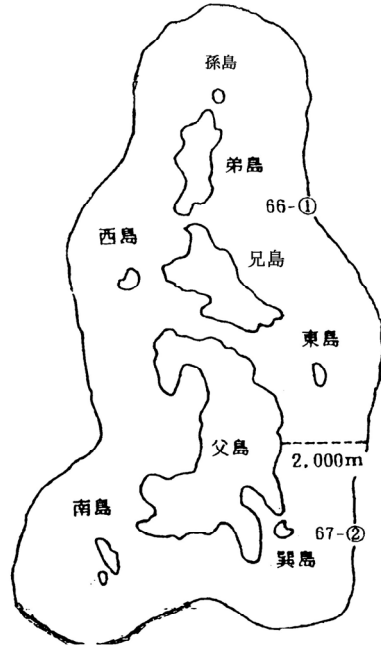
共第64号① 小笠原島漁協
いせえび、しゃこ貝他

共第65号② 小笠原島漁協
たかべ建切網他



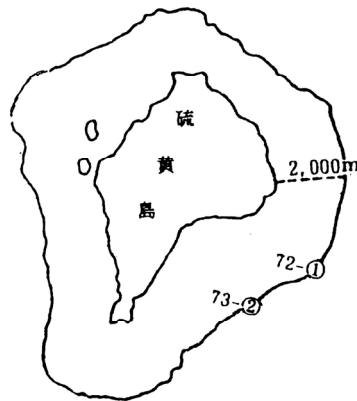
共第66号① 小笠原島漁協
いせえび、しゃこ貝他

共第67号② 小笠原島漁協 たかべ建切網他



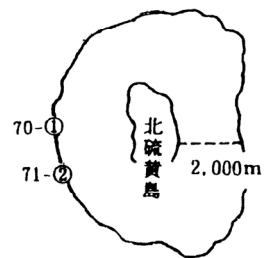
共第68号① 小笠原母島漁協
いせえび、しゃこ貝他

共第69号② 小笠原母島漁協
たかべ建切網他



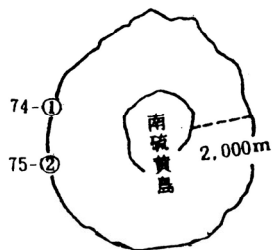
共第72号① 小笠原島漁協、小笠原母島漁協
いせえび、しゃこ貝他

共第73号② 小笠原島漁協、小笠原母島漁協
たかべ建切網、他



共第70号① 小笠原島漁協、小笠原母島漁協
いせえび、しゃこ貝他

共第71号② 小笠原島漁協、小笠原母島漁協
たかべ建切網他

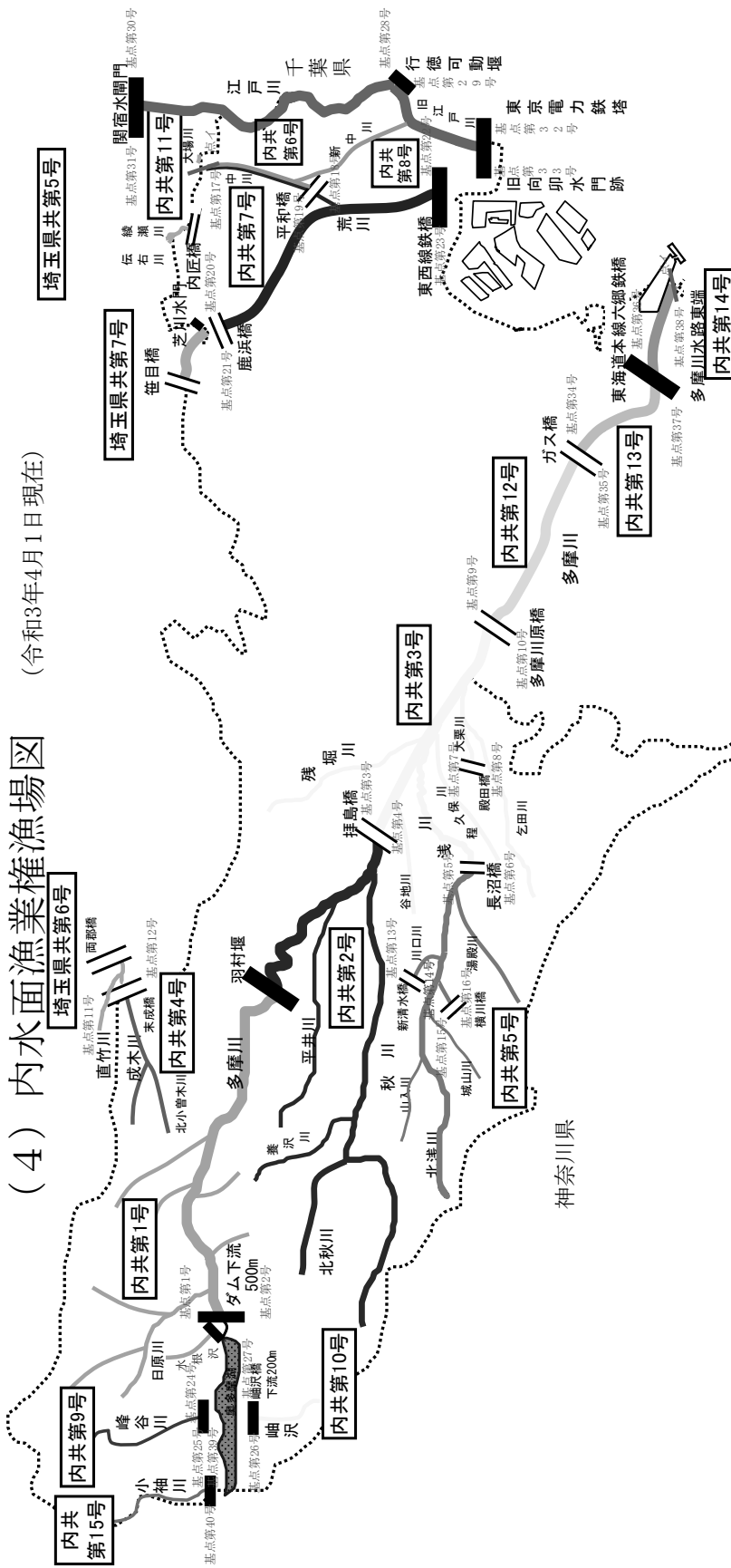


共第74号① 小笠原島漁協、小笠原母島漁協
いせえび、しゃこ貝他

共第75号② " たかべ建切網他

(4) 内水面漁業権漁場図

(令和3年4月1日現在)



免許番号	種類	漁業協同組合名 (◎印は代表)	魚種	免許期間
内共第1号	第5種共同	◎奥多摩 水川	あゆ、にじます、やまめ、いわな、こい、ふな、うぐい	平成25年9月1日
2号	"	◎秋川	あゆ、こい、ふな、うぐい、おいかわ、うなぎ、かじか	令和5年8月31日
3号	"	◎多摩川	あゆ、にじます、やまめ、いわな、こい、ふな、うぐい	
4号	"	◎奥多摩 恩方	あゆ、にじます、やまめ、いわな、こい、ふな、うぐい	
5号	"	◎多摩川	あゆ、にじます、やまめ、いわな、こい、ふな、うぐい	
6号	"	◎東京東部	こい、ふな、うなぎ	
7号	第1種共同	◎東京東部 大田 芝 港 佃島 中央隅田	えむし、しじみ	平成26年1月1日
8号	"	◎東京東部 市川市 松戸市	えむし、しじみ	
9号	第5種共同	◎小河内	にじます、やまめ、いわな、うぐい	
10号	"	◎小河内	にじます、やまめ、いわな、うぐい	
11号	第1、5種	◎東京東部 埼玉東部 市川市 松戸市	しじみ、えむし、こい、ふな、うなぎ	
12号	第5種共同	◎多摩川 川崎河川	あゆ、こい、ふな、うぐい、おいかわ、うなぎ	令和5年12月31日
13号	第1種共同	◎大田 芝 港 佃島 中央隅田 東京東部 川崎河川	えむし、しじみ	
14号	第1種共同	◎大田 芝 港 佃島 中央隅田 東京東部	えむし、しじみ	
15号	第5種共同	◎小河内	やまめ、いわな	
埼玉県共 第5号	第5種共同	◎埼玉東部 埼玉中央 埼玉南部 埼玉県北部	おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、わかさぎ、なまず	
埼玉県共 第6号	第5種共同	◎入間 奥多摩	あゆ、ます類、うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ	
埼玉県共 第7号	第5種共同	◎埼玉南部 東京東部	こい、ふな、うなぎ、なまず	

3 漁業許可

(1) 漁業許可件数

(令和3年3月31日現在)

漁業種類	支庁	大島	三宅	八丈	小笠原	その他	合計
中型まき網		4	0	0	0	0	4
本さんご		4	1	13	9	0	27
造礁さんご		0	0	0	2	0	2
かめ		0	0	3	31	0	34
あじさば棒受け網		1	0	5	0	7	13
火光利用さば		0	0	0	0	18	18
小型まき網		0	0	0	0	0	0
機船船びき網		0	0	0	0	0	0
とびうお流し刺し網		8	2	11	0	0	21
とびうお流しまき網		0	0	3	0	0	3
刺し網		0	0	0	0	0	0
潜水器		22	0	0	0	0	22
いそ魚寄せ網		0	0	0	0	0	0
建て切り網		1	0	0	0	0	1
固定式刺し網		1	0	0	0	0	1
四そう張り網		0	0	0	0	0	0
地びき網		0	0	0	0	0	0
小型定置		0	0	0	0	0	0
底はえ縄		0	0	0	0	0	0
底魚一本釣り		0	2	2	43	10	57
ひき縄		0	1	0	41	15	57
まぐろはえ縄		0	0	0	3	21	24
かつお・まぐろ釣り		0	1	0	43	11	55
底立てはえ縄		1	3	3	0	15	22
合計		42	10	40	172	97	361

(2) 他県入会漁業の都県別許可状況

(令和3年3月31日現在)

地域 漁業種類	東京	千葉	神奈川	静岡	その他	合計
あじさば棒受け網	6	3	0	4	0	13
火光利用さば	0	10	2	6	0	18
底魚一本釣り	47	0	0	0	10	57
ひき縄	42	0	0	0	15	57
まぐろはえ縄	3	0	0	0	21	24
かつお・まぐろ釣り	42	0	0	0	11	53
底立てはえ縄	7	0	2	12	1	22
合計	147	13	4	22	58	244

(3) 農林水産大臣指定漁業等進達状況

(R2. 4. 1～R3. 3. 31)

進達内容 漁業種類	許可	転載	試験	認可	承認	書換え 変更	その他	合計
遠洋底びき網								0
以西底びき網								0
沖合底びき網								0
大中型まき網			3					3
母船式捕鯨業								0
北太平洋さんま いか釣り			1					1
遠洋かつお・まぐろ	1		24	1				26
近海かつお・まぐろ								0
中型さけ・ます流し網								0
試験操業								0
特定大臣許可漁業等	3						23	26
沿岸くろまぐろ漁業					17	10		27
合計	4	0	28	1	17	10	23	83

その他は、廃業届、漁獲成績報告、大西洋くろまぐろ年間漁獲割当、出漁届等

特定大臣許可漁業等は、大西洋等はえ縄等漁業、太平洋底刺し網等漁業、沿岸まぐろはえ縄漁業

沿岸くろまぐろ漁業は、太平洋広域漁業調整委員会指示第19号による承認

4 内水面漁業

(1) 主要河川・魚種別放流実績の推移

単位：尾

魚類名	年度	H28	H29	H30	R1	R2
	水系名					
あゆ	多摩川・秋川	稚 27,500 成 642,900	稚 728,760 成 137,000	稚 768,718 成 162,318	稚 831,573 成 104,666	稚 329,900 成 319,715
にじます	多摩川・秋川・浅川	稚 0 成 124,150	稚 0 成 124,725	稚 0 成 114,200	稚 0 成 92,464	稚 0 成 122,870
こい産卵場	多摩川・秋川 江戸川・中川	稚 0 54カ所	稚 0 44カ所	稚 0 56カ所	稚 0 60カ所	稚 0 56カ所
ふな	多摩川・秋川 江戸川・中川	稚 162,000 成 3,275	稚 152,000 成 13,000	稚 152,000 成 13,100	稚 152,000 成 12,650	稚 152,000 成 12,900
うなぎ	多摩川・秋川 江戸川・中川	稚 7,840 成 0	稚 7,575 成 0	稚 7,575 成 0	稚 7,843 成 0	稚 7,843 成 0
やまめ	多摩川・秋川	稚 220,000 成 117,720 卵 361,500	稚 220,000 成 127,745 卵 371,500	稚 234,000 成 126,940 卵 371,780	稚 220,000 成 124,800 卵 366,500	稚 330,000 成 48,420 卵 266,500
いわな	多摩川・秋川	稚 20,000 成 3,600 卵 10,000	稚 30,000 成 3,200 卵 10,000	稚 30,000 成 2,450 卵 10,000	稚 30,000 成 2,448 卵 10,000	稚 30,000 成 2,749 卵 0
うぐい等産卵場	多摩川・秋川・浅川	稚 0 成 6,000 144カ所	稚 0 成 6,000 145カ所	稚 0 成 6,000 154カ所	稚 0 成 1,800 150カ所	稚 0 成 1,800 151カ所
かじか	秋川・浅川	40カ所	35カ所	35カ所	35カ所	33カ所
そうぎょ	江戸川	稚 0	稚 0	稚 0	稚 0	稚 0
れんぎょ	江戸川	稚 0	稚 0	稚 0	稚 0	稚 0

※「稚」は稚魚、「成」は成魚数((1)～(3)共通)

※「卵」は発眼卵の埋設数(単位：粒)

※こい産卵場欄の下段、うぐい等産卵場欄の下段及びかじか欄は産卵場造成数

※コイについては、コイヘルペスウィルス病のまん延防止策のため放流を中止している

(2) 漁業協同組合別、産地別、あゆ放流実績

単位：尾

区分	組合 年度 産別	奥多摩漁業協同組合		秋川漁業協同組合		多摩川漁業協同組合	
		R1	R2	R1	R2	R1	R2
義務 放流	人工産 (宮城)	—	—	稚 214,800 成 27,067	稚 140,596 成 24,710	—	—
	人工産 (岐阜)	—	—	—	—	稚 0 成 16,000	稚 0 成 124,000
	人工産 (富山)	—	—	稚 43,143 成 0	稚 36,408 成 0	—	—
	人工産 (栃木)	稚 240,000 成 0	稚 0 成 110,067	稚 290,000 成 20,934	稚 152,896 成 16,940	—	—
	人工産 (愛知)	稚 0 成 40,665	稚 0 成 43,998	—	—	—	—
	琵琶湖産	—	—	—	—	—	—
多摩川 天然遡上		稚 20,000	稚 0	稚 23,630	稚 0	—	—
計		稚 260,000 成 40,665	稚 0 成 154,065	稚 571,573 成 48,001	稚 329,900 成 41,650	稚 0 成 16,000	稚 0 成 124,000

(3) 漁業協同組合別、にじます・こい・ふな等放流実績

単位：尾

組合 魚類	奥多摩漁業協同組合		秋川漁業協同組合		多摩川漁業協同組合		東京東部漁業協同組合		小河内漁業協同組合	
	R1	R2	R1	R2	R1	R2	R1	R2	R1	R2
にじます	- 成 59,600	- 成 76,200	- 成 15,000	- 成 30,000	- 成 14,650	- 成 12,570	-	-	成 3,214	成 4,100
こい (産卵場)	稚0 16カ所	稚0 16カ所	稚0 18カ所	稚0 18カ所	稚0 21カ所	稚0 21カ所	稚0 5カ所	稚0 1カ所	-	-
ふな	- 成 600	- 成 600	- 成 10,000	- 成 10,000	- 成 2,050	- 成 2,300	稚 152,000	稚 152,000	-	-
うなぎ	-	-	稚 2,143	稚 2,143	稚 2,500	稚 2,500	稚 3,200	稚 3,200	-	-
やまめ	稚 130,000 成 40,950 卵 190,000	稚 130,000 成 23,610 卵 90,000	稚 50,000 成 80,000 卵 131,500	稚 150,000 成 22,000 卵 131,500	稚 10,000 成 2,000 卵 15,000	稚 20,000 成 1,160 卵 15,000	-	-	稚 30,000 成 1,850 卵 30,000	稚 30,000 成 1,650 卵 30,000
いわな	稚0 成 1,350 卵 10,000	稚0 成 1,650 卵 0	-	-	-	-	-	-	稚 30,000 成 1,098 卵 0	稚 30,000 成 1,099 卵 0
うぐい (産卵場)	- - 19カ所	- - 19カ所	-	-	稚0 成 6,000 10カ所	稚0 成 1,800 10カ所	-	-	-	-
うぐい・おいかわ (産卵場)	-	-	105カ所	105カ所	14カ所	15カ所	-	-	-	2カ所
かじか	-	-	30カ所	30カ所	5カ所	3カ所	-	-	-	-

※ 15年度以降「こい」については、コイヘルペスウイルス病のまん延防止策のため放流を中止している。

※ 奥多摩漁業協同組合の放流実績には氷川漁業協同組合放流分を含む。

※ 多摩川漁業協同組合の放流実績には恩方漁業協同組合放流分を含む。

(4) 奥多摩湖魚種別放流経過

区分 年度	月 日	魚 種	放 流 数 量	大 き さ	産 地 名
H30	30.7.3	にじます	10,000尾	2g	東京都鮎養殖漁業協同組合
	30.4.23	やまめ	30,000尾	2g	東京都鮎養殖漁業協同組合
	30.6.2	わかさぎ卵	5,000万粒	発眼卵	西網走漁業協同組合 洞爺湖漁業協同組合
R1	31.7.23	にじます	10,000尾	2g	東京都鮎養殖漁業協同組合
	31.4.12	やまめ	30,000尾	2g	東京都鮎養殖漁業協同組合
	31.5.22	わかさぎ卵	5,000万粒	発眼卵	芦之湖漁業協同組合
R2	2.7.27	にじます	10,000尾	2g	東京都鮎養殖漁業協同組合
	2.7.7	やまめ	30,000尾	2g	東京都鮎養殖漁業協同組合
		わかさぎ卵	0万粒	発眼卵	芦之湖漁業協同組合

5 資源管理

(1) 国の資源管理の取り組み

我が国の漁業生産量は、長期的な減少傾向にあり、国民に対して水産物を安定的に供給していくためには、この減少傾向に歯止めをかける必要がある。

資源管理に関する従来の公的な規制は、船舶の隻数及びトン数の制限と漁具、漁法、漁期等の制限による漁獲能力の管理が主体だった。

しかし、近年の漁獲に係る技術革新により、従来の管理の手法が限界を迎えつつあり、むしろ、漁獲量そのものの制限に転換しなければ水産資源の持続的な利用の確保が十分になし得ない状況となった。

このような状況に対応するため、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成 30 年法律第 95 号。以下「改正法」という。）が成立し、数量管理を基本とする新たな資源管理制度が創設された。

今後は、改正法による改正後の漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）による資源管理基本方針において示した基本的な考え方や方向性にに基づき、漁獲可能量による資源管理を推進し、令和 12 年度までに、漁業生産量（養殖及び藻類の生産量を除く。）を 444 万トンまで回復させることを目標とする。

(2) 東京都の取り組み

東京都では、農林水産大臣が定めた当該特定水産資源の都道府県別漁獲可能量について、東京都資源管理方針に即して、東京都知事が設定した知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量を定め、それぞれの知事管理区分において当該知事管理漁獲可能量を超えないよう漁獲量の管理を行う。

特定海洋生物資源のうち、東京都に対しては「まさば及びごまさば」、「くろまぐろ小型魚」及び「くろまぐろ大型魚」の知事管理漁獲可能量が配分され、漁獲量の管理を行っている。

また、東京都の海面におけるあじ・さば漁業は、従来から一都三県（東京、千葉、神奈川、静岡）による連合海区漁業調整委員会を開催して漁業調整を行うなど、入会で操業が行われているため、漁獲量の管理に当たっては、関係する他県の漁業者等からも「まさば及びごまさば」の漁獲量報告を受けている。

一方、漁業経営の安定と持続的な漁業生産の実現を目的として、平成 13 年から「はまとびうお」について都独自の漁獲可能量管理を実施している。更に、本施策の目的を達成するために、漁獲可能量と漁獲努力量のバランスを取る必要性から、主に「はまとびうお」を漁獲している「とびうお流し刺し網漁業」の許可等の最高限度等を設定し、「はまとびうお」の利用をコントロールできるようにした。現在、本施策は、法や規則による規制を伴わない漁獲可能量管理として実施している。

今後も、漁業者や漁業団体、東京都資源管理型漁業推進協議会などの意見を踏まえながら、漁獲可能量制度等の的確な運用と、漁協への指導、漁獲量報告体制の整備を進めていく。

TAC量の推移

(単位:トン)

	国TAC魚種の東京都への配分								都TAC		漁獲情報オンライン 端末整備
	さんま	すけとう だら	まあじ	まいわし	まさば及び ごまさば	するめいか	ずわい がに	くろまぐろ		はまとびうお	
								小型魚	大型魚		
平成8年											整備(水産課、大島支庁)
平成9年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	整備(三宅、八丈、小笠原支 庁、都漁連)
平成10年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	TAC協議会で 検討
平成11年	—	—	—	—	20,000	—	—	—	—	—	TAC協議会で 検討
平成12年	—	—	—	—	29,000	—	—	—	—	—	魚種決定
平成13年	—	—	—	—	29,000	—	—	—	—	—	40万尾
平成14年	—	—	—	—	27,000	—	—	—	—	—	70万尾
平成15年	—	—	—	—	24,000	—	—	—	—	—	70万尾
平成16年	—	—	—	—	25,000	—	—	—	—	—	70万尾
平成17年	—	—	—	—	20,000	—	—	—	—	—	90万尾
平成18年	—	—	—	—	27,000	—	—	—	—	—	115万尾
平成19年	—	—	—	—	34,000	—	—	—	—	—	126万尾
平成20年	—	—	—	—	35,000	—	—	—	—	—	133万尾
平成21年	—	—	—	—	16,000	—	—	—	—	—	133万尾
平成22年	—	—	—	—	19,000	—	—	—	—	—	140万尾
平成23年	—	—	—	—	19,000	—	—	—	—	—	153万尾
平成24年	—	—	—	—	20,000	—	—	—	—	—	158万尾
平成25年	—	—	—	—	21,000	—	—	—	—	—	148万尾
平成26年	—	—	—	—	27,000	—	—	—	—	—	134万尾
平成27年	—	—	—	—	26,000	—	—	—	—	—	149万尾
平成28年	—	—	—	—	24,000	—	—	—	—	—	87万尾
平成29年	—	—	—	—	21,000	—	—	—	—	—	116万尾
平成30年	—	—	—	—	12,000	—	—	8.4	23.6	72万尾	
令和元年	—	—	—	—	15,000	—	—	9.9	37.0	56万尾	
令和2年	—	—	—	—	10,000	—	—	15.8	48.8	42万尾	

- ・ まさば及びごまさばの平成9、10年における配分量は、漁獲統計の未整備から、漁獲管理をする必要のない「—」であった。具体的な数値の配分は、平成11年からである。また、平成18年から管理期間を7月～翌年6月までの1年間に変更。
- ・ するめいかについては、平成10年からTAC管理実施。
- ・ くろまぐろについては、平成30年からTAC管理実施。
- ・ 平成22年国TACの配分は、平成22年11月12日農林水産大臣公表、平成23年2月23日一部改正により配分変更。
- ・ 過去の実績がおおむね100t未満(ずわいがにについては漁獲実績なし。)の魚種については、資源に対する漁獲圧力が無視できる程小さいことから数量を明示せず「—」と表記される。
- ・ 漁獲情報オンライン端末の運用は、平成24年2月末日をもって終了した。

6 自主的資源管理支援対策事業

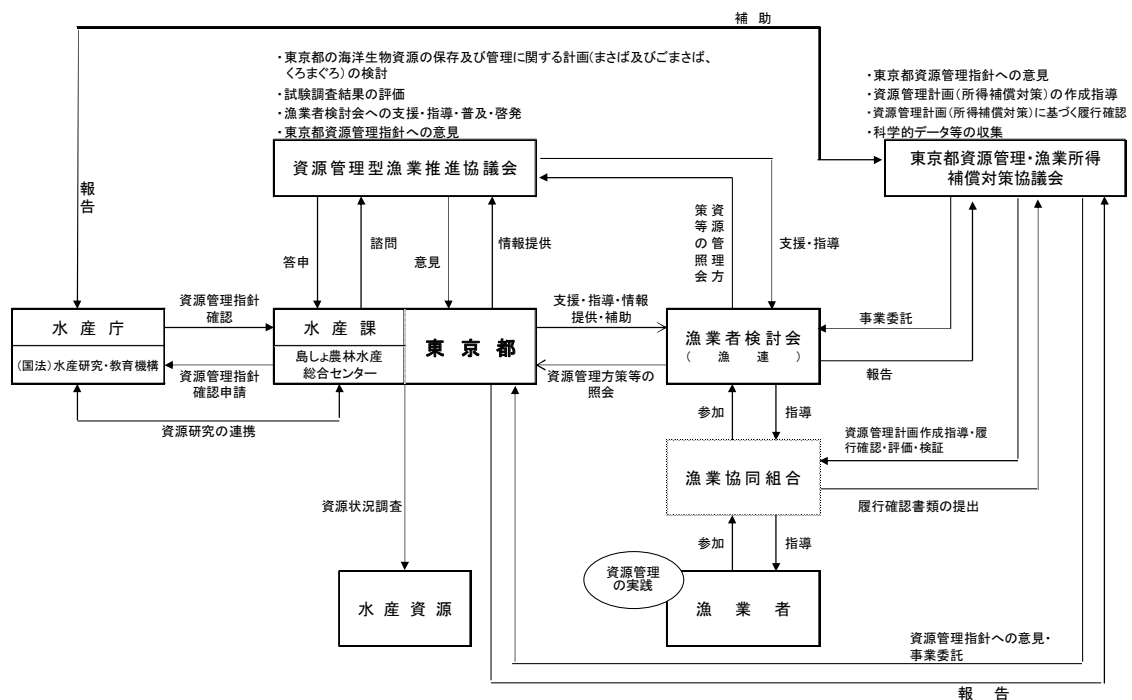
(1) 目的

この事業は、対象となる水産資源の水準、海域・地域の実情等に応じ、漁業者が自主的に行う資源管理の取り組みを支援することにより、資源の回復・増大及び資源の有効利用を促進し、漁業経営の安定を図ることを目的としている。

(2) 事業の経緯

東京都の資源管理関係事業は、昭和63年以降、国の補助事業に沿って実施してきた。国の補助事業は、資源培養管理対策推進事業、資源管理型漁業推進総合対策事業、複合的資源管理型漁業促進対策事業と推移し、平成23年度からは資源管理・漁業所得補償対策として実施している。東京都においては、これらの事業の下で、トコブシ、イセエビなどの磯根資源のほか、キンメダイ、マダイ、ヒラメ及びタカベ等の魚類について、漁業者による資源管理計画の策定を推進している。

(3) 自主的資源管理支援対策事業推進体制



(4) 資源調査

① キンメダイ

調査項目	調査内容
漁獲統計調査	○ 主要漁場で漁法別、銘柄別漁獲量を集計し、月別、年齢別漁獲尾数を求める。
市場調査	○ 市場で銘柄別に体長を測定する。
生物調査	○ 購入した魚体の、全長、体重、生殖腺重量、肝臓重量等の精密測定を行う。 ○ 耳石による年齢査定を行う。
キンメダイ漁獲統計調査	○ 他県での漁獲量実態の調査を行い、都の漁獲量との比較から、漁獲動向の資料を得る。

② タカベ

調査項目	調査内容
漁獲統計調査	○ 漁協の水揚げ記録から漁獲量の推移（漁場別、月別）を検討する。
漁獲物測定調査	○ 水揚げされた漁獲物の魚体測定と年齢査定を行い、年齢組成と雌雄比等を推定する。
標本船調査	○ 操業日誌の記載内容を調査し、操業実態を把握する。
標識放流調査	○ 分布及び移動を明らかにするため、標識放流を実施する。

(5) 協議会等の開催

① 東京都資源管理型漁業推進協議会

資源管理の目標、方策、体制等や調査結果の評価及び検討、関係者との連絡調整等資源管理の取組を円滑に促進するための指導や普及・啓発を行う。

② 太平洋南部海域行政・研究担当者会議

キンメダイの資源状況確認、資源管理措置の確認・調整、広域漁業調整委員会指示への意見集約等を目的として、国及び都道府県の行政・研究担当者が出席して、開催される。

対象魚種：キンメダイ

構成：国（水産庁）、東京都、千葉県、神奈川県、静岡県、高知県

開催主体：国（水産庁）

③ 東京都漁業者検討会

資源管理に必要な具体的な目標、方策、体制等に関する検討や、その他資源管理を実施する上で必要となる事項についての検討を行い、資源管理計画を策定することを目的として、漁業協同組合等が設置する。

対象魚種：キンメダイ、マダイ、ヒラメ、タカベ等

対象漁業種類：底魚一本釣り漁業、刺し網漁業、建て切り網漁業

開催主体：東京都漁業協同組合連合会

- ④ 一都三県キンメダイ資源管理実践推進漁業者協議会
 キンメダイの資源管理に関する情報の交換と、都県間の資源管理型漁業に関する円滑な意思の疎通を図ることを目的として設置されている。

対 象 魚 種：キンメダイ

対象漁業種類：底魚一本釣り漁業、底たて延縄漁業、底刺し網漁業

開 催 主 体：東京都漁業協同組合連合会、千葉県漁業協同組合連合会、
 神奈川県漁業協同組合連合会、静岡県漁業協同組合連合会

構 成：東京都、千葉県、神奈川県、静岡県の漁業者等

- ⑤ キンメダイ資源管理に関する漁業者代表部会

キンメダイ資源の持続的な利用を確保するために予防的措置の取りまとめに向けた検討を行うため、一都三県キンメダイ資源管理実践推進漁業者協議会の下に設置されている。

対 象 魚 種：キンメダイ

対象漁業種類：底魚一本釣り漁業、底たて延縄漁業

事 務 局：水産庁

構 成：東京都、千葉県、神奈川県、静岡県の底魚一本釣り漁業者及び
 底立てはえ縄漁業者等

- ⑥ 東京都資源管理・漁業所得補償対策協議会

資源管理・漁業所得補償対策の開始にあわせ設置された協議会。主に、資源管理計画（当該対策が開始された後に作成したもの）の履行確認を行う。委員構成は、東京都、東京都漁業協同組合連合会、全国合同漁業共済組合等。事務局は東京都水産課で行うが、独立した機関として業務を行う。

(6) 資源管理計画

- ① 平成22年度までに作成されたもの
 （複合的資源管理型漁業促進対策事業までに基づき作成されたもの）

対 象 生 物	策 定 機 関	主 な 計 画 の 内 容
トコブシ	八丈島・三根漁協	殻長 50 mm以下採捕禁止 は具の使用禁止 潜水器による操業の制限 等
	三宅島漁協	殻長 50 mm以下採捕禁止 操業日数と操業時間の制限 等
イセエビ	若郷・新島・式根島漁協	操業日数・操業時間の制限 漁具・漁法の制限 体長・体重の制限 等
	神津島漁協	操業日数・操業時間の制限 漁具・漁法の制限 体長・体重の制限 等
	大島町	操業日数・操業時間の制限 漁具の制限 体長の制限 等

対象生物	策定機関	主な計画の内容
イセエビ（続き）	利島村漁協	操業日数の制限 漁具の制限 体重の制限 等
キンメダイ・マダイ	東京都漁連	キンメダイ 夜間操業の禁止 小型魚の再放流 漁具・漁法の制限 等 マダイ 小型魚の再放流 等
ヒラメ	東京都漁連	小型魚の再放流 等
タカベ	神津島・にいじま・伊豆大島・元町・利島村・三宅島漁協	漁獲魚の体長制限 操業禁止期間の設定 等

② 平成23年度以降に作成されたもの
(資源管理・漁業所得補償対策に基づき作成されたもの)

対象生物	策定機関	主な計画の内容
イセエビ	利島村漁協、小笠原島漁協	禁漁期間の設定、体重制限、総漁獲量規制 等
テングサ	神津島漁協	禁漁期間の設定 等
メカジキ	小笠原母島漁協	体長制限、漁具の制限 等
キンメダイ	にいじま漁協、神津島漁協、三宅島漁協、八丈島漁協	禁漁期間の設定、体長制限 等
一本釣り漁業 (キンメダイを除く)	にいじま漁協、神津島漁協、三宅島漁協、八丈島漁協	休漁日の設定 等
一本釣り漁業 (メカジキを除く)	小笠原母島漁協	休漁日の設定 等
定置網漁協	神津島漁協、伊豆大島漁協	禁漁期間の設定 等
はえ縄漁業	三宅島漁協	禁漁期間の設定 等

7 遊漁船業の登録

東京都管内遊漁船業登録件数

令和3年3月31日現在

区分	内湾	伊豆諸島							小笠原諸島		合計
		大島	利島	式新根島・	神津島	三宅島	御蔵島	八丈島	父島	母島	
業者数	140	8	2	10	18	12	1	26	27	14	258
登録隻数	277	9	2	10	18	14	1	26	28	14	399

8 漁業取締

漁業関連法令違反件数 (R2.4.1~R3.3.31)

違反内容 漁業種類		侵害許可 無許可 無承認	操業区域	禁止区域	制限 又は 条件	禁止漁具 又は 漁法	採捕期間 又は 体長制限	計
漁業権漁業		0	0	0	0	0	0	0
大臣許可 漁業	大・中型 まき網漁業	0	0	0	0	0	0	0
	底びき網漁業	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0
知事許可漁業		0	0	0	0	0	0	0
委員会承認漁業		0	0	0	0	0	0	0
その他		0	0	0	0	0	0	0
計		0	0	0	0	0	0	0

Ⅲ 水産業基盤整備

1 事業概要

東京都島しょ地域においては、効率的な漁業の推進、漁家所得の安定・向上等を目的として、町村や漁業協同組合等が、必要な共同利用施設の整備や漁場を造成することに対する補助事業を実施している。

伊豆諸島においては、水産経営構造改善事業及び島しょ漁業振興施設整備事業、小笠原諸島においては、小笠原漁業振興施設整備事業及び硫黄島関連漁業対策事業により、諸施設の整備を行っている。

併せて、都の直営事業として、大規模漁場造成、漁場環境管理施設の整備を行う水産物供給基盤整備事業を実施している。

また、内水面においては、内水面漁業・養殖業の育成とこれらを通じた内水面地域の活性化を目的とし、内水面振興対策事業を実施している。

2 水産経営構造改善事業

沿岸漁業の生産性の向上や漁業の近代化、合理化に対する必要な施策を講ずることにより、沿岸漁業の発展を促進し、沿岸漁業の従事者が他産業従事者と均衡する生活を営むことができることを目的に、昭和38年8月沿岸漁業等振興法（平成13年6月廃止、同年6月水産基本法制定）が制定された。都は、同法に基づく沿岸漁業構造改善事業を昭和39年度から伊豆諸島において実施した。

補助事業として平成16年度まで実施され、平成17年度からは、強い水産業づくり交付金水産業強化対策事業として交付金化され、平成29年度からは浜の活力再生交付金水産業強化支援事業となっている。

当該事業は浜の活力再生プランを上位計画として位置づけ、プラン中にその取組の一環として位置付けられた共同利用施設の整備、水産資源の管理・維持増大等に必要な施設整備を実施することができる。

(1) 事業内容

① 資源増養殖目標

養殖施設、種苗生産施設、養殖場環境管理施設 等

② 経営構造改善目標

荷さばき施設、鮮度保持施設、作業保管施設、加工処理施設、蓄養施設、燃油補給施設、小規模漁場施設 等

(2) 事業の実績

平成22年度以降、実績なし

3 島しょ漁業振興施設整備事業

島しょ地域における漁業生産基盤の整備、流通等改善施設の整備、漁村環境の整備などにより、漁家経営の安定と地域の活性化を図っている。

○ 事業実績

単位：千円

事業 種目	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
	事業内容	実施地区	事業費	事業内容	実施地区	事業費	事業内容	実施地区	事業費
生産基盤整備事業	つきいそ コンクリート礁 4,320基 (災害復旧)	大島町	25,500	つきいそ 自然石 2,770m ³	大島町	26,835	つきいそ 自然石 2,730m ³	大島町	27,913
	燃油等補 給施設	新島村	4,085	船揚上架 用台車	大島町	787	燃油補給 施設	神津島村	258,020
	つきいそ コンクリート魚 礁 38基	神津島村	29,646	つきいそ コンクリート魚 礁 24基	神津島村	29,212	燃油補給 施設附帯 設備	神津島村	4,945
	冷凍品保 管施設	小笠原村	11,200	燃油等補 給施設 設計	神津島村	7,650	つきいそ コンクリート魚 礁 25基	神津島村	29,382
				小型定置 網 設計	三宅村	6,180	小型定置 網	三宅村	88,182
							定置網附 帯設備	三宅村	12,501
	小 計	70,431	小 計	70,664	小 計	420,943			

単位：千円

事業 種目	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
	事業内容	実施地区	事業費	事業内容	実施地区	事業費	事業内容	実施地区	事業費
流通等改善施設整備事業	蓄養施設改修工事	新島村	2,192	製氷施設	利島村	14,876	水産物鮮度保持施設	大島町	8,982
	水産加工施設工事	新島村	218,916	魚体選別機	利島村	5,054	水産物鮮度保持施設	大島町	2,831
	製氷貯氷冷凍冷蔵施設設計	新島村	11,124	製氷貯氷冷凍冷蔵施設付帯設備	新島村	3,301	製氷貯氷冷凍冷蔵施設	新島村	264,539
	砕氷施設	神津島村	4,340	蓄養施設改修	新島村	19,247	フォークリフト	新島村	3,200
	水産物鮮度保持施設	神津島村	3,242	貯氷施設付帯設備	三宅村	8,680	製氷貯氷施設	三宅村	8,850
	水産物鮮度保持施設等	神津島村	4,510	出荷資材保管施設付帯設備	三宅村	2,145	水産物鮮度保持施設付帯設備	八丈町	28,000
	製氷貯氷施設	神津島村	4,200	蓄養施設付帯設備	三宅村	3,300	フォークリフト	小笠原村	12,076
	水産物荷捌き施設	三宅村	62,700	出荷運搬等車両	八丈町	6,550	水産物販売施設	小笠原村	108,650
	魚体選別機	三宅村	4,982	冷凍冷蔵コンテナ	小笠原村	12,750	冷凍施設	都漁連	63,000
	展示販売施設付帯設備	三宅村	2,484	出荷用コンテナ	都漁連	50,400	蓄養施設改修工事	都漁連	35,000
	製氷貯氷冷凍冷蔵施設改修	八丈町	27,700						
	フォークリフト	青ヶ島村	3,672						
小計		350,062	小計		126,303	小計		535,128	

単位：千円

事業 種目	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
	事業内容	実施地区	事業費	事業内容	実施地区	事業費	事業内容	実施地区	事業費
小笠原諸島漁業基盤 施設緊急整備事業	—	—	—	水産物等 販売施設 設計	小笠原村	8,510	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	小計		—	小計		8,510	小計		—
	合計		420,493	合計		205,477	合計		956,071

4 水産物供給基盤整備事業

水産物供給基盤整備事業は、国際的に漁業規制が強化されるなかで、動物性蛋白質食料を安定的に供給するため沿岸漁業の重要性が見直され、沿岸漁業の生産力を増大させるために必要な事業を総合的かつ効果的に実施するため、昭和49年5月沿岸漁場整備開発法が制定公布され、沿岸漁場整備開発事業として開始された。その後、漁港漁場整備法に平成14年4月1日に移行し、現在に至っている。

我が国の水産物の安定供給という国民の食生活にとって不可欠な役割を果たし、豊かで安心できる国民生活の実現を支えるという役割を将来にわたって十分に果たしていくためには、水産業をめぐる情勢の変化に的確に対応していく必要がある。

このようなことから水産基盤の整備に関しては、水産資源の増殖から生産、流通まで一貫した横断的な事業展開を図るとともに、より効率的及び効果的に行うことが必要となっている。

このため、漁港及び漁場の計画的な整備による水産物の生産及び流通の基盤づくりを総合的に行う事業を実施し、水産資源の持続的利用と国民のニーズに的確に対応した水産物の安定的な供給及び水産資源の生息環境の保全・創造に資するというものが、この事業の趣旨である。

(1) 水産物供給基盤整備事業

① 都における基本構想

本事業の計画海域は、伊豆諸島及び小笠原諸島である。この海域に点在する島は、良港が少なく、台風や冬季の季節風など自然条件が厳しい。

これらに対応し漁業者の操業を安定させるために、カンパチ、タカベ等魚類を対象とした魚礁設置事業、テングサやイセエビ、トコブシなどを対象とした増殖場造成事業により漁場整備を実施してきたところである。今後は、新たに造成漁場の藻場としての機能にも着目し、漁場整備による資源の維持培養、生産の維持拡大、漁家経営の安定・向上を図っていく。

また、観測機能を有したブイの整備・運用により、遠方の漁海況情報を漁業者がリアルタイムに入手できる体制を構築し、効率的な漁業活動の支援も併せて行う。

② 事業内容

ア 魚礁設置事業

主として魚類の蛸集、発生及び成育が効率的に行われ生産性が高い魚礁漁場を造成するために行う、コンクリートブロック等の設置により整備される漁場

イ 増殖場造成事業

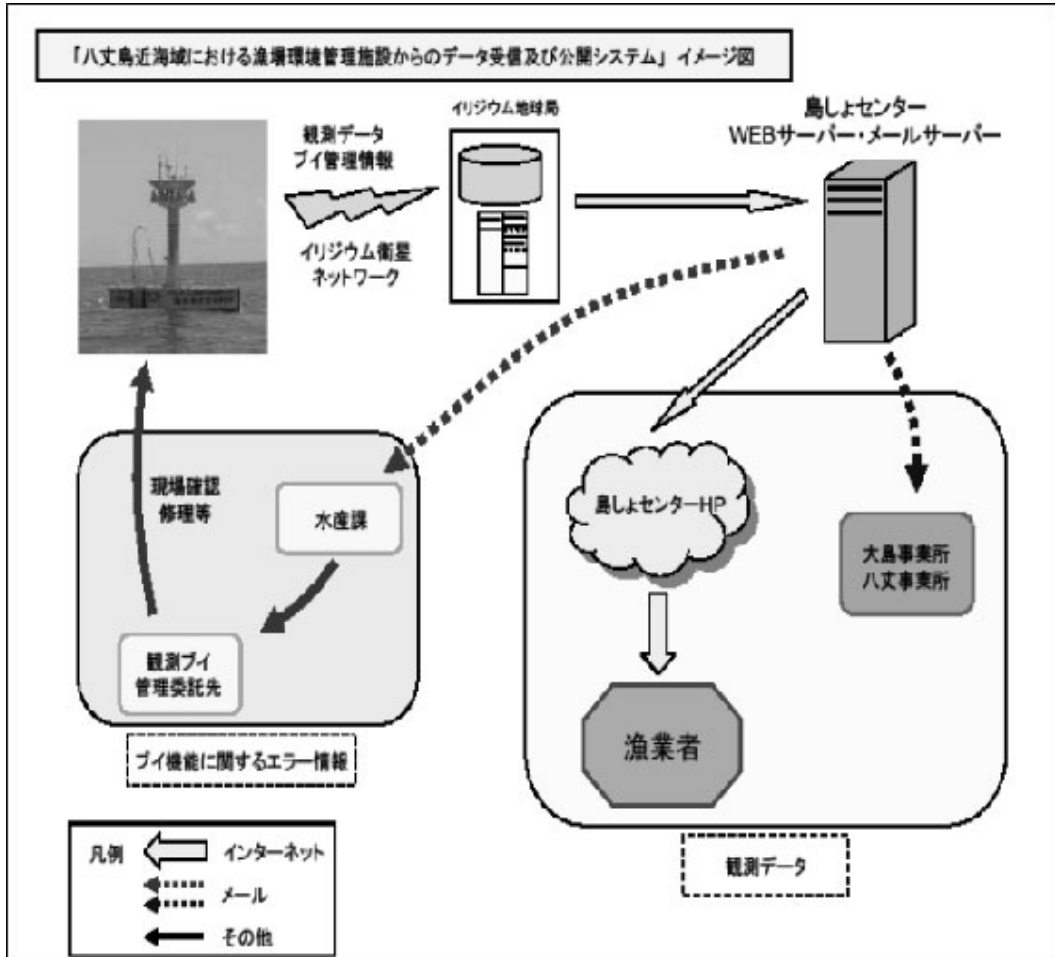
海域及びこれに接続する陸地において、有用水産物の発生及び成育に適した環境を整備するために行う、自然石やコンクリートブロック等の着底基質の設置により整備される漁場

ウ 漁場環境管理施設整備事業

伊豆諸島海域では、黒潮流路によって漁場の位置が大きく変化するため、黒潮流域における水温、

流向、流速等の情報把握が非常に重要である。

そこで、漁業者自らが黒潮流域における漁海況情報（水温、風向・風速、流向・流速等）をリアルタイムに把握し、燃油削減など効率的な操業を実現できるよう、観測機能を有したブイを八丈島沖に設置し、観測データを公開している。



単位：千円、()は国費

区分	27年度		28年度		29年度		30年度		令和元年度		令和2年度		
	規模	事業費	規模	事業費	規模	事業費	規模	事業費	規模	事業費	規模	事業費	
水産物供給基盤整備事業	魚礁設置事業	大島	調査										
			事業										
		新島	調査										
			事業	自然石 m ³ 12,172.0	104,220 (52,110)	自然石 m ³ 12,546.0	110,484 (55,242)						
		神津島	調査			海底地形等 測量一式	4,828 (0)						
			事業										
		小計	調査			海底地形等 測量一式	4,828 (0)						
			事業	自然石 m ³ 12,172.0	104,220 (52,110)	自然石 m ³ 12,546.0	110,484 (55,242)						
		観測ブイ	設置										
			保守 点検		1,332 (0)		1,724 (0)					21,713 (0)	
漁場環境 整備事業	事業	コンクリート魚礁 40基	44,496 (0)										
	事業												
大島 復興旧災害	事業												
	事業											15,693 (0)	

5 内水面振興対策事業

昭和55年度より国の補助事業を活用し、増養殖施設、種苗生産施設、遊漁関連施設等の整備を行っていた。平成17年度からは「強い水産業づくり交付金（資源管理目標）」として交付金化され、平成29年度からは、「浜の活力再生交付金（資源増殖目標）」となり、内水面漁業環境活用施設整備事業として実施している。

また、平成27年度からは、東京2020オリンピック・パラリンピック大会に向け、各地の老朽化した施設の改修等により、外国人観光客も含めた幅広い人々を対象に、誰もが使いやすく楽しめる施設の整備を行うため、都の単独事業である内水面漁業振興対策事業を実施している。

(1) 事業内容

- ① 内水面漁業環境活用施設整備事業
 - 内水面漁場環境改善
 - 種苗生産施設
 - 内水面資源増殖関連施設
- ② 内水面漁業振興対策事業
 - 推進事業
 - 施設整備

(2) 事業実績

- ① 内水面漁業環境活用施設整備事業
事業実績なし
- ② 内水面漁業振興対策事業

単位：千円

事業 種目	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
	事業内容	実施地区	事業費	事業内容	実施地区	事業費	事業内容	実施地区	事業費
内水面漁業振興対策事業 (推進事業)	伝統漁法、 体験漁業 イベント	日野市	5,876	伝統漁法、 体験漁業イ ベント	日野市	7,574	伝統漁法披 露・体験漁 業等イベン ト	日野市	1,432
	小計		5,876	小計		7,574	小計		1,432

単位：千円

事業 種目	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
	事業内容	実施地区	事業費	事業内容	実施地区	事業費	事業内容	実施地区	事業費
内水面漁業振興対策事業（施設整備事業）	釣場管理棟建設（実施設計）	奥多摩町	9,450	釣場管理棟建設（工事）	奥多摩町	145,871	遊漁管理施設（工事）	奥多摩町	12,661
	養魚運搬車両	奥多摩町	6,210	養殖池導水管改修（工事）	奥多摩町	968	釣り堀及び養殖池改修（設計）	奥多摩町	1,100
	蓄養池改修・倉庫新設（工事）	奥多摩町	7,432	放流魚運搬用モノレール	奥多摩町	617	養殖池改修（設計）	奥多摩町	2,200
	釣場取水施設改修（設計・工事）	奥多摩町	19,764	バリアフリートイレ（工事）	日野市	20,860	蓄養池改修・滅菌等改修	あきる野市	48,450
	駐車場内施設等改修（工事）	あきる野市	28,858	放流魚運搬車両（工事）	青梅市	6,330	放流魚運搬車両	あきる野市	6,400
	バリアフリートイレ（工事）	日野市	24,385	養殖池改修（工事）	青梅市	4,750	養殖施設改修	あきる野市	18,735
	防犯フェンス改修（工事）	青梅市	6,049				転落防止フェンス	あきる野市	4,188

単位：千円

事業 種目	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
	事業内容	実施地区	事業費	事業内容	実施地区	事業費	事業内容	実施地区	事業費
内水面漁業振興対策事業 (施設整備事業)	バリアフ リー釣場 (工事)	青梅市	10,341				蓄養池 防犯フ ェンス	青梅市	1,070
	バリアフ リートイ レ (設計)	日の出町	1,620				案内看 板	青梅市	907
							蓄養池 改修	青梅市	4,450
							カワウ 除けネ ット更 新	青梅市	3,350
							案内看 板	日の出町	6,248
							多目的 トイレ 設置	日の出町	33,074
		小 計		114,109	小 計		179,396	小 計	
	合 計		119,985	合 計		186,970	合 計		144,265

6 小笠原漁業振興施設整備事業

小笠原諸島は昭和43年6月、米国より返還以来、小笠原諸島復興特別措置法（昭和44～53年）、小笠原諸島振興特別措置法（昭和54～63年）及び小笠原諸島振興開発特別措置法（平成元～令和5年）に基づき、水産業の復興、振興を目的に共同利用施設の整備を実施している。

○ 事業実績表

単位：千円

年度	事業主体	事業規模・内容	事業費	負担区分	
				国 (4/10)	都 (6/10)
30		実績なし			
元		実績なし			
2	小笠原母島 漁業協同組合	漁船船員厚生施設 設計	6,510	2,604	3,906

7 硫黄島関連漁業対策事業

硫黄島周辺海域は、従前は優良な漁場であったが、自衛隊等の演習海域に設定されたことにより、漁船の操業が制限されている。この漁業活動の阻害に伴う損失分を緩和し、漁業の振興と漁家経営の安定を目的に生産基盤の整備を実施している。

○ 事業実績表

単位：千円

年度	事業主体	事業規模・内容	事業費	負担区分	
				国 (2/3)	都 (1/3)
30	小笠原島 漁業協同組合	水産物保管施設 設計	11,780	7,853	3,927
	小笠原母島 漁業協同組合	漁船漁具保全施設	51,410	34,272	17,138
	合 計		63,190	42,125	21,065
元	小笠原島漁業協 同組合	水産物保管施設 工事（一期）	203,520	135,679	67,841
	合 計		203,520	135,679	67,841
2	小笠原島漁業協 同組合	水産物保管施設 工事（二期）	159,020	106,013	53,007
	合 計		159,020	106,013	53,007

8 漁村地域防災力強化事業

漁業協同組合等が整備した共同利用施設は、耐震化していないもの、老朽化して耐震性が不十分なものの、耐震化が困難なものも多い。災害発生時、こうした施設が倒壊すると、人命に係る事故を招くだけでなく、漁港や道路が使用不能となるなど、二次災害を引き起こし、復旧・復興の足かせとなる。

こうした二次災害を防止し、災害時、復旧・復興の拠点となる漁港やライフラインとしての道路の機能を確保するため、共同利用施設の耐震化を支援して漁村地域の防災力の強化を図る。

○ 事業実績表

単位：千円

年度	事業名	事業主体	施設名	事業費	負担区分		補助率
					都	町村等	
30	耐震化施設等	三宅村	天草倉庫	6,426	4,819	1,607	都 (3/4)
	耐震化困難施設の解体処理	八丈島漁協	製氷貯氷施設	73,700	55,275	18,425	
		小笠原母島漁協	充填施設	3,900	2,925	975	
元	耐震化施設等	三宅村	魚箱倉庫	9,900	7,290	2,610	都 (3/4)
	耐震診断	御蔵島村	荷捌き施設	3,920	3,136	784	都 (4/5)
	耐震化施設等			5,555	4,166	1,389	都 (3/4)
2	耐震化施設等	三宅村	資材倉庫	16,500	12,375	4,125	都 (3/4)
			船揚施設	2,035	1,526	509	
			船揚施設	524	392	132	
			天草倉庫	935	701	234	
		御蔵島村	荷捌き施設	61,326	45,994	15,332	

単位：千円

年度	事業名	事業主体	施設名	事業費	負担区分		補助率
					都	町村等	
2	耐震化困難施設の解体処理	新島村	天草倉庫及び天草小屋	2,440	1,830	610	都 (3/4)
		八丈町	砕氷シュート	21,000	15,750	5,250	
		小笠原村	漁業従事者単身用共同宿舎	45,190	33,892	11,298	
			生活物資供給施設	26,900	20,175	6,725	

9 栽培漁業

東京都の漁業は、伊豆諸島から小笠原諸島に至る広大な海域に我が国有数の好漁場を有しており、漁業者は、その資源を保護・活用しながら、漁業操業を行ってきた。しかし、近年、漁海況の変動に起因する回遊性魚類の来遊量の減少や磯焼けの発生等により、漁業生産量も漸減傾向にある。

漁業経営の安定を図るためには、漁業生産量の維持が重要であり、水産資源の回復及びその持続的な利用を図ることが必要である。

このため、都においては、人工的に種苗を生産・放流し、資源や漁場を適切に管理しながら計画的に生産する「栽培漁業」を推進している。

栽培漁業の推進にあたっては、東京都栽培漁業センターを運営し、種苗を生産・配付するとともに、漁業者をはじめ関係者の積極的な取組を促すため、モニタリング等に対し補助を行っている。

◎ 栽培漁業関係事業

年度	事業内容	経費	適用
30	<ul style="list-style-type: none"> ○栽培漁業センターの維持・運営 <ul style="list-style-type: none"> ・アサヒ・フクロコブシ・ササエの種苗生産・配付 ・基本施設更新・整備 ○栽培漁業の普及・啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・モニタリング経費に対する補助 ・放流経費の一部補助 ○栽培漁業推進協議会の開催 	<p style="text-align: center;">予算額</p> <p style="text-align: center;">155,957千円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○水産課執行 ○大島町、利島村、新島村、神津島村、八丈町 ○水産課執行
R1	<ul style="list-style-type: none"> ○栽培漁業センターの維持・運営 <ul style="list-style-type: none"> ・アサヒ・フクロコブシ・ササエの種苗生産・配付 ・基本施設更新・整備 ○栽培漁業の普及・啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・モニタリング経費に対する補助 ・放流経費の一部補助 ○栽培漁業推進協議会の開催 	<p style="text-align: center;">予算額</p> <p style="text-align: center;">162,156千円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○水産課執行 ○大島町、利島村、新島村、神津島村、八丈町 ○水産課執行
R2	<ul style="list-style-type: none"> ○栽培漁業センターの維持・運営 <ul style="list-style-type: none"> ・アサヒ・フクロコブシ・ササエの種苗生産・配付 ・基本施設更新・整備 ○栽培漁業の普及・啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・モニタリング経費に対する補助 ・放流経費の一部補助 ○栽培漁業推進協議会の開催 	<p style="text-align: center;">予算額</p> <p style="text-align: center;">156,278千円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○水産課執行 ○大島町、利島村、新島村、神津島村、八丈町 ○水産課執行

◎ 東京都栽培漁業センターの概要

- (1) 事業開始 平成4年10月開所
 (2) 所在地 東京都大島町元町字和泉99番5号
 (3) 設置目的

島しょ地区における減少しつつある沿岸水産資源を回復させるために、種苗の大量生産と安定供給を行うことを目的に設置された。

島しょ地域の基幹産業である漁業の発展は、都民に新鮮な魚介類の提供を図る上で重要な課題であり、栽培漁業センターはその中核基地としての役割を担っている。

(4) 事業内容

① 運営方法

種苗生産・施設管理等を(公財)東京都農林水産振興財団に委託して実施

② 対象生物

アワビ・フクトコブシ・サザエ

③ 配付実績

単位：個

	28年度	29年度	30年度	R1年度	R2年度
アワビ	166,000	166,000	166,000	141,000	141,000
フクトコブシ	370,000	370,000	370,000	240,000	240,000
サザエ	1,122,200	1,122,300	1,122,500	492,500	492,500

※災害対応の増産分含む

(5) 施設の概要

管 理 棟	RC2階建	323.0 m ²
飼 育 棟	鉄骨造2階建	1,636.5 m ²
機 械 棟	RC地下1階 地上3階建	159.6 m ²
屋 内 水 槽	10m水槽×8基	
屋 外 水 槽	20m水槽×25基、 10m水槽×4基	
取 配 水 管	取水管 162m、 配水管 32m	
海 水 ろ 過 設 備	圧力式 ろ過能力	225 m ³ /時 4基
車 庫	鉄骨造平屋建	48 m ²
宿 舎	1棟	

10 沖ノ鳥島総合対策事業

日本の国土は、世界で60番目の広さであるのに対し、排他的経済水域は国土面積の1.2倍もあり、世界で6番目の広さである。

その中で、東京都は日本全体の38パーセントにあたる広大な排他的経済水域を抱えている。とりわけ沖ノ鳥島が支える水域は、国土面積にも匹敵しており、これを我が国が実効支配していることを世界に示し、国家の利益を守る必要がある。そのため、都は、平成17年4月から、いち早く経済活動としての漁業操業に対する支援や漁場監視などに取り組み、同年5月には沖ノ鳥島の現状及び島の利活用や資源開発の可能性を探ることを目的に現地視察を実施した。また、平成19年1月に大水深中層浮魚礁を設置し、2月には沖ノ鳥島まで航行可能な漁業調査指導船「興洋」が竣工した。

こうした国家的視点に立った東京都の取組に呼応し、国においても様々な取組を開始した。平成22年6月には「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律」が制定され、沖ノ鳥島において、排他的経済水域の保全及び利用に関する活動拠点として、国による港湾の整備が進められている。

都としては、引き続き、漁業調査指導船「みやこ」「興洋」による漁場の調査・監視、沖ノ鳥島フォーラムの開催による都民への啓発普及など、我が国にとって重要な意義を持つ沖ノ鳥島への取組を着実に推進していく。

(1) 事業概要

① 事業の目的

沖ノ鳥島周辺海域は、貴重な海洋資源に恵まれ、その利活用は都政の重要な課題である。

一方、近年、伊豆諸島から小笠原海域における漁業資源や漁獲量の減少に伴い、同島周辺での新たな漁場の開拓が求められている。

このため、同島周辺での漁場の開拓、資源管理、漁場監視を積極的に推進し、永続的経済活動の実現を目指す。

② 事業種目

ア 漁場の調査・監視

沖ノ鳥島周辺海域において、漁場の調査・監視を行う。

イ 沖ノ鳥島フォーラムの開催

沖ノ鳥島における都の経済活動を通じた様々な取組を広く都民・国民へ普及啓発するため、沖ノ鳥島フォーラムを開催する。

ウ 大水深中層浮魚礁の撤去

平成28年度末に耐用年数を迎える大水深中層浮魚礁の撤去工事を行う。なお、工事は平成28、29年の二ヶ年で実施した。

(2) 事業実績

単位：千円

年度	事業種目	事業主体	事業内容	事業費
平成 30 年度	①漁場の調査・監視	東京都	漁業調査指導船による調査・監視	6,889
	②沖ノ鳥島フォーラム の開催	東京都	フォーラム開催及び映像資料等 による普及啓発	5,216
	合 計			12,105
令和 元 年度	①漁場の調査・監視	東京都	漁業調査指導船による調査・監視	7,266
	②沖ノ鳥島フォーラム の開催	東京都	フォーラム開催及び映像資料等 による普及啓発	5,371
	合 計			12,637
令和 2 年度	①漁場の調査・監視	東京都	漁業調査指導船による調査・監視	4,976
	②沖ノ鳥島フォーラム の開催	東京都	オンラインによるフォーラム開 催と映像資料等による普及啓発	1,133
	合 計			6,109

IV 漁業經營改善対策

1 水産業協同組合の育成

(1) 概要

東京都管内には水産業協同組合法に基づく都知事認可組合として、地区漁業協同組合 24 組合、水産加工業協同組合 4 組合、業種別漁業協同組合 3 組合及び漁業生産組合 2 組合の計 33 組合があり、所属する組合員総数は 7,696 人である。

ア 地区漁業協同組合

伊豆諸島及び小笠原諸島を地区とする島しょ漁協 12 組合、東京湾沿岸の特別区を地区とする内湾漁協 6 組合、多摩川水系を地区とする内水面漁協 7 組合（うち 1 組合は内湾漁協と重複）がある。

① 島しょ漁協

島しょ漁協の多くは、島の基幹産業である水産業の基盤として、地域の活性化を支えている。経営基盤の確保等を目的とした合併により 1 町村 1 漁協体制はほぼ達成されたが、長引く不漁や魚価の低迷、漁業者の高齢化等の影響を受け、漁協経営は全般的に厳しい状況にある。

そこで、漁協・漁業者経営支援対策事業に取り組み、東京都漁業経営支援協議会を立ち上げ、漁業関連団体と東京都が一体となって多角的な視点から指導により、漁協の自立・安定した経営を支援している。

② 内湾漁協

東京湾内で自由漁業を営む漁業者を主に組織された組合であり、アサリやアナゴなどを対象とした「江戸前」漁業の振興に尽力している。

③ 内水面漁協

河川における生物資源の保護や増殖、河川環境の保全、遊漁を主とした都民へのレクリエーションの場の提供などの役割を担っている組合である。そのために必要な業務として、河川等への種苗の放流や産卵場の造成、河川釣場の運営などを行っている。

イ 水産加工業協同組合

島しょ地区に新島と八丈島の 2 組合があり、くさや加工に係る原料魚の仕入れ・供給、加工品の受託販売等の業務を行っている。また、都心地区に蒲鉾と惣菜の 2 組合があり、原材料の仕入れ・供給などの業務を行っている。

ウ 業種別漁業協同組合

金魚を扱う養殖業者により組織された組合と、アユやマス類を扱う養殖業者により組織された組合がある。両組合とも長い歴史を有し地場産業の振興に尽力している。なお 1 組合は休眠中である。

エ 漁業生産組合

海面漁業と内水面漁業の各 1 組合があるが、現在休眠中である。

オ 漁業協同組合連合

① 東京都漁業協同組合連合会

農林水産大臣が認可した連合会であり、島しょ地区及び内湾地区の 17 組合と都信漁連を会員とし、地区漁業協同組合の上部団体としての業務を行っている。

主な業務としては、漁業経営に係る指導、会員監査等の指導事業のほか、会員に燃油や漁業用資材等を供給する購買事業、会員の取り扱う漁獲物の販売を行う販売事業等を行っている。また、東京臨海部に設置している水産物流センターでは、伊豆諸島の活魚や鮮魚の販売を行っている。

② 東京都信用漁業協同組合連合会

農林水産大臣が認可した連合会であり、島しょ地区及び内湾地区等の 20 組合と都漁連を会員とし、会員及びその組合員等を対象に資金の貸し付けや貯金・定期積立の受け入れなどの業務を行っている。

平成 15 年 2 月に漁協ごとに実施していた信用事業を統合し、安定した漁業金融を維持するために体制を整えた。

低金利が続く厳しい運用環境にあつて、利益を確保することが難しく、漁協同様厳しい経営を余儀なくされている。

③ 東京都内水面漁業協同組合連合会

東京都知事が認可した連合会であり、内水面漁協（奥多摩、秋川、多摩川、小河内、恩方及び氷川）の 6 組合を会員に組織されている。東京都の補助事業等を行っている。

(2) 種類別組合数・組合員数・会員数

ア 協同組合

(令和2年度)

種別	組合数	組合員数		
		総数	正	准
地区漁業協同組合	24	7,555	4,539	3,016
島しょ漁協	12	3,472	777	2,695
内湾漁協	6	420	203	217
内水面漁協	6	3,663	3,559	104
水産加工業協同組合	4	89	89	0
業種別漁業協同組合	3	52	38	14
漁業生産組合	2	0	0	0
合計	33	7,696	4,666	3,030

イ 漁業協同組合連合会

(令和2年度)

種別	組合数	会員数		
		総数	正	准
東京都漁業協同組合連合会	1	18	17	1
東京都信用漁業協同組合連合会	1	21	18	3
東京都内水面漁業協同組合連合会	1	6	6	0
合計	3	45	41	4

(3) 種類別組合名簿
 ア 地区別漁業協同組合
 (島しょ組合)

(令和3年7月1日現在)

組合名	所在地	電話番号	組合員数			出資金額 (千円)	設立年月日	
			正	准	計			
大島支庁管内	伊豆大島	〒100-0212 大島町波浮港1	04992-4-0007	145	905	1,050	96,860	H15.7.1 (合併)
	元町	〒100-0101 大島町元町2-5-7	04992-2-1157	53	239	292	12,310	S25.3.31
	利島村	〒100-0301 利島村13	04992-9-0326	28	36	64	33,348	S26.5.4
	にいじま	〒100-0401 新島村若郷83	04992-5-0781	63	450	513	119,605	H14.7.1 (合併)
	神津島	〒100-0601 神津島村36	04992-8-0007	164	180	344	241,925	S24.9.16
小計	5		453	1,810	2,263	504,048		
三宅支庁管内	三宅島	〒100-1212 三宅村阿古680	04994-5-0011	35	331	366	145,435	S45.12.16 (合併)
	御蔵島村	〒100-1301 御蔵島村	04994-8-2151	23	54	77	1,224	S25.5.12
小計	2		58	385	443	146,659		
八丈支庁管内	八丈島	〒100-1511 八丈島三根4206	04996-2-0211	109	490	599	290,720	H13.6.1 (合併)
	東京都 島嶼無線	〒100-1511 八丈島三根4206	04996-2-0211	68	0	68	340	S63.4.1
	青ヶ島村	〒100-1701 青ヶ島村5	04996-9-0111	20	0	20	非出資	S54.8.23
小計	3		197	490	687	291,060		
小笠原支庁管内	小笠原島	〒100-2101 小笠原村父島字奥村	04998-2-2411	43	5	48	77,189	S43.10.14
	小笠原 母島	〒100-2211 小笠原村母島字元村	04998-3-2311	26	5	31	31,875	S55.4.2
小計	2		69	10	79	109,064		
合計	12		777	2,695	3,472	1,050,831		

(内湾組合)

(令和3年7月1日現在)

組合名	所在地	電話番号	組合員数			出資金額 (千円)	設立年月日
			正	准	計		
大田	〒144-0043 大田区羽田6-33-6	03-3741 -9719	37	7	44	19,210	S41.4.20
芝	〒140-0011 品川区東大井2-27-5	03-3761 -1908	33	14	47	23,596	S25.1.18
港	〒108-0075 港区港南4-7-8	03-3458 -4301	24	4	28	8,098	S26.4.20
佃島	〒104-0051 中央区佃1-7-10	03-3531 -2221	22	22	44	17,350	S27.10.11
中央隅田	〒111-0052 台東区柳橋1-5-11	03-5829 -4780	30	21	51	57,520	S28.6.9
東京東部	〒134-0013 江戸川区江戸川4-16-36	03-5661 -0126	57	149	206	19,970	S24.12.19
合計	6		203	217	420	145,744	

(内水面組合)

(令和3年7月1日現在)

組合名	所在地	電話番号	組合員数			出資金額 (千円)	設立年月日
			正	准	計		
奥多摩	〒198-0174 青梅市御岳2-333	0428-78 -8393	734	0	734	非出資	S25.3.10
秋川	〒190-0171 あきる野市養沢1311	042-596 -2215	1,880	6	1,886	非出資	S28.9.1
多摩川	〒183-0055 府中市府中町2-25	042-361 -3542	402	0	402	非出資	S26.8.18
小河内	〒198-0225 奥多摩町川野529	0428-86 -2623	130	0	130	3,900	S57.11.12
恩方	〒192-0156 八王子市上恩方町1353	042-651 -0869	98	0	98	1,615	S62.8.14
氷川	〒198-0212 奥多摩町氷川1793	0428-83 -8588	315	98	413	7,112	H7.12.28
合計	6		3,559	104	3,663	12,627	

イ 水産加工業協同組合

(令和3年7月1日現在)

組合名	所在地	電話番号	組合員数			出資金額 (千円)	設立年月日
			正	准	計		
新島	〒100-0402 新島村本村くさやの里	04992- 5-0641	16	0	16	17,433	S24.8.4
八丈島	〒100-1511 八丈町三根4205	04996- 2-2256	21	0	21	11,252	S47.9.2
東京都蒲鉾	〒135-0061 江東区豊洲6-6-1	03-6633 -0270	37	0	37	830	S41.11.7
東京都惣菜	〒135-0061 江東区豊洲6-6-3	03-6633 -3323	15	0	15	2,100	S51.9.13
小計	4		89	0	89	31,615	

ウ 業種別漁業協同組合

(令和3年7月1日現在)

組合名	所在地	電話番号	組合員数			出資金額 (千円)	設立年月日
			正	准	計		
東京都淡水魚養殖	〒134-0091 江戸川区船堀7-19-5	03-3687 -2448	20	14	34	7,533	S24.6.28
東京都鮎鱒養殖	〒192-0156 八王子市上恩方町4539	042-651 -3068	18	0	18	非出資	S38.5.30
東京都鯖釣							(休眠)
小計	3		38	14	52	7,533	

エ 漁業生産組合

(令和3年7月1日現在)

組合名	所在地	電話番号	組合員数	出資金額 (千円)	設立年月日
熊栄丸					(休眠)
東京都淡水魚					(休眠)
小計	2			0	0

エ 漁業協同組合連合会

(令和3年7月1日現在)

組合名	所在地	電話番号	組合員数			出資金額 (千円)	設立年月日
			正	准	計		
東京都漁業 協同組合連合会	〒108-0075 港区港南4-7-8	03-3458 -4161	17	1	18	156,500	S25.1.25
東京都信用漁業 協同組合連合会	〒108-0075 港区港南4-7-8	03-3458 -3031	18	3	21	176,950	S28.3.17
東京都内水面漁業 協同組合連合会	〒190-0071 あきる野市養沢1311	042-596 -2215	6	0	6	非出資	S28.11.13
小計	3		41	4	45	333,450	

2 漁業金融

(1) 漁業近代化資金

漁業近代化資金は、「漁業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン」を参考にした「東京都漁業近代化資金利子補給規則」（昭和 42 年規則第 118 号）に基づく。

この資金の目的は、漁業者等に対する長期かつ低利の資金の融通を円滑にし、漁業者等の資本装備の高度化を図り、その経営の近代化に資することである。その制度は、漁業者等に対する融資機関である東京都信用漁業協同組合連合会等に、都が利子の一部を補助（利子補給）するものである。

① 資金の種類

- | | |
|-----------------|---------------|
| 1 漁船資金 | 14 漁業経営資金 |
| 2 施設資金 | 15 組合経営改善資金 |
| 3 漁業用機具資金 | 16 てんぐさ漁業資金 |
| 4 漁具資金 | 17 信用事業強化対策資金 |
| 5 養殖資金 | 18 漁業特別対策資金 |
| 6 環境整備資金 | |
| 7 漁場改良造成施設等資金 | |
| 8 海浜等環境活用施設資金 | |
| 9 漁村給排水施設資金 | |
| 10 漁家住宅資金 | |
| 11 初度的経営資金 | |
| 12 密漁監視施設資金 | |
| 13 水産業労働力確保施設資金 | |

② 漁業近代化資金貸付状況 (R2. 4. 1～R3. 3. 31)

単位：千円

概要			貸付月内訳							
資金種類	件	金額	4月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	3月
漁船	9	66,900	18,000	20,000	1,700	1,200		10,000	12,000	4,000
その他	8	29,000			2,800	2,000	1,200		3,000	20,000
合計	17	95,900	18,000	20,000	4,500	3,200	1,200	10,000	15,000	24,000

③ 漁業近代化資金利子補給実績 (R2. 1. 1～R2. 12. 31)

単位：円

資金種類	金額
漁船資金	5,628,915
施設資金	476,101
漁具資金	0
養殖資金	0
海浜等環境活用資金	4,380
水産業労働力確保施設資金	0
漁業経営資金	0
組合経営改善資金	152,580
てんぐさ漁業資金	0
信用事業強化対策資金	0
漁業特別対策資金	42,862
計	6,304,838

④ 漁業近代化資金利子補給承認実績

単位：千円

年度	28	29	30	R元	R2
漁船関係	9件	9件	16件	5件	9件
	84,570	99,940	137,070	56,500	66,900
その他	0件	1件	2件	0件	8件
	0	1,350	81,000	0	29,000
計	9件	10件	18件	5件	17件
	84,570	101,290	218,070	56,500	95,900

(2) 沿岸漁業改善資金

沿岸漁業改善資金助成法（昭和 54 年法律第 25 号）が制定されたのに伴い、都でも東京都沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和 54 年規則第 145 号）を制定した。沿岸漁業従事者に対し、経営若しくは操業状態又は生活の改善を目的に、近代化な漁業技術、漁ろう安全確保施設又は合理的な生活方式導入を自主的に促進させると同時に、漁業後継者が近代的経営方法を習得することを助長するために、資金の貸付けを行っている。

貸付利率 無利子

償還期間	1 経営等改善資金	2～10年
	2 青年漁業者等養成確保資金	5～10年

① 資金の種類

経営等改善資金

- 1 操船作業省力化機器等設置資金
- 2 漁ろう作業省力化機器等設置資金
- 3 補機関等駆動機器等設置資金
- 4 燃料油消費節減機器等設置資金
- 5 新養殖技術導入資金
- 6 資源管理型漁業推進資金
- 7 環境対応型養殖業推進資金
- 8 乗組員安全機器等設置資金
- 9 救命消防設備購入資金
- 10 漁船転覆防止機器等設置資金
- 11 漁船衝突防止機器等購入等資金
- 12 漁具損壊防止機器等購入資金
- 13 特認資金

青年漁業者等養成確保資金

- 1 研修教育資金
- 2 高度経営技術習得資金
- 3 漁業経営開始資金

② 沿岸漁業改善資金貸付状況

単位：千円

年度	融資枠	資金種類		件数	金額
26	47,000	経営等改善資金		0	0
		青年漁業者等養成確保資金		0	0
		計		0	0
27	47,000	経営等改善資金		0	0
		青年漁業者等養成確保資金		0	0
		計		0	0
28	47,000	経営等改善資金		0	0
		青年漁業者等養成確保資金	漁業経営開始	1	18,000
		計		1	18,000
29	47,000	経営等改善資金		0	0
		青年漁業者等養成確保資金	漁業経営開始	1	3,400
		計		1	3,400
30	47,000	経営等改善資金		0	0
		青年漁業者等養成確保資金		0	0
		計		0	0
R元	47,000	経営等改善資金		0	0
		青年漁業者等養成確保資金		1	2,400
		計		1	2,400
R2	47,000	経営等改善資金		0	0
		青年漁業者等養成確保資金		0	0
		計		0	0

(3) 全国漁業信用基金協会東京支所

ア 概要

本協会の前身である東京都漁業信用基金協会は、中小漁業融資保証法に基づき、中小漁業の振興を図ることを目的として昭和50年10月1日設立された。金融機関から資金の貸付けを受ける中小漁業者等の債務を協会が保証することにより、中小漁業者等が必要とする資金の円滑な融資を実現している。また、漁業金融面における漁業者の要望に対応するため、安全かつ有利な基金の運用を通じて信用力の補完を充実し、中小漁業金融の円滑化への役割を果たしてきた。

全国的な漁業生産量の低下、漁業者の高齢化に伴う就業者数の減少等から保証残高の減少等の影響が出る中、国や漁業信用基金中央会は、全国42協会に対し、経営基盤の強化を行い信用保証業務が安定的に行えるよう、段階的な広域合併の取り組みを図り、第1次合併として、平成29年4月に全国19の協会の合併による「全国漁業信用基金協会」が設立された。

東京都漁業信用基金協会は、平成31年4月に実施された第2次合併に参加し、全国漁業信用基金協会東京支所となった。第2次合併にはこのほか全国17の協会が参加している。

令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、保証業務の主力である近代化資金に加え、都の漁業特別対策資金（新型コロナウイルス感染症対策）の保証需要が増加し、新規の保証額は、前年比185%となり、1億円を超える保証を実行した。

イ 出資金（東京支所分のみ）

（令和3年3月31日現在）

出 資 別	出資額（千円）			出資比率（%）		
	近代化	一般	計	近代化	一般	計
民 間	64,450	15,050	79,500	17.9	4.2	22.1
地方公共団体	218,800	61,050	279,850	60.9	17.0	77.9
合 計	283,350	76,100	359,450	78.8	21.2	100.0
民間内訳：漁協17、都漁連、都信漁連、加工組合2、漁業者3、協同会社1						
地方公共団体内訳：東京都、市町村8						

ウ 保証内容

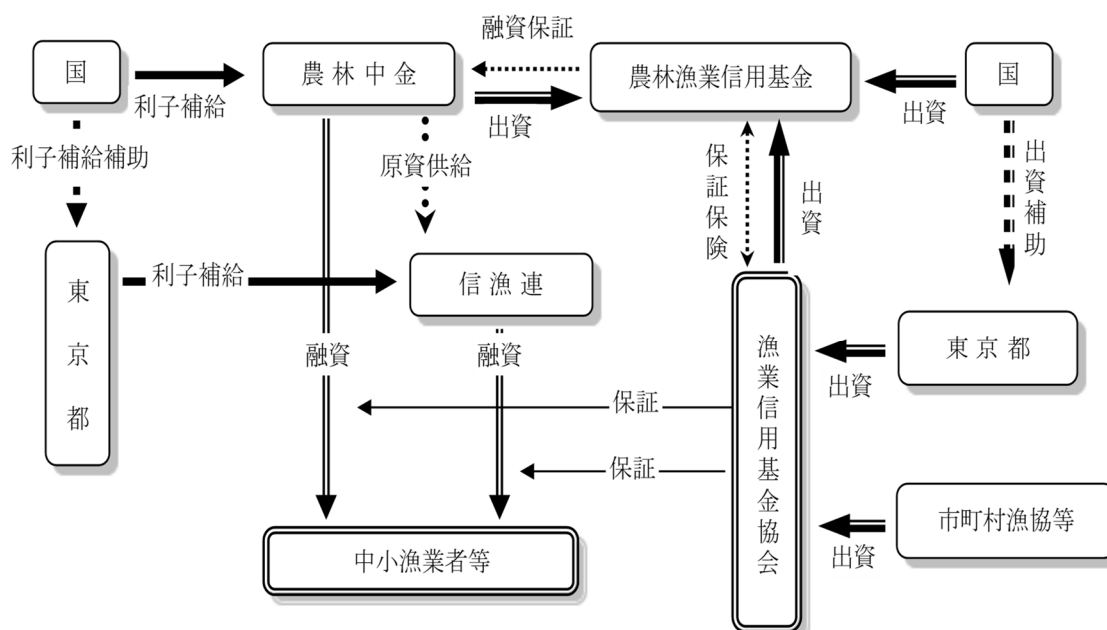
区 分	近代化資金	一般資金
対 象	(公) の近代化資金の個人	事業資金 (信漁連)
保 証 倍 率	出資金の4.0倍	出資金の1.5倍
保 証 料	0.53%	0.85%
保 証 期 間	貸付期間	貸付期間

エ 保証実績

(単位:千円)

区 分			28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
近代化資金	保証実績	件数	47	53	59	60	60
		金額	315,590	352,344	469,988	441,552	417,596
一般資金	保証実績	件数	3	3	3	4	16
		金額	21,250	5,200	18,815	17,045	53,155
保証実績合計		件数	50	56	62	64	76
		金額	336,840	357,544	488,803	458,597	470,751

オ 制度の仕組み



3 ギョシヨク普及事業

東京産の水産物は、生産の主体が島しょ地域であり、生産の場と消費者の場が乖離していることなどから、都民に正しい情報が伝わりづらい環境にある。

このため、東京産水産物の魅力を都民に伝え、消費拡大を図るため、平成21年度から東京の水産物・水産業を介した食育活動を、教育現場をはじめ、様々な機会を活用し積極的に展開している。

○ 事業実績表

年度	事業内容	開催回数(回)	参加者数(人)
24	①東京の魚の食べ方プロデュース	80	707
	都民を対象とした料理教室	80	707
	②浜のかあさんと語ろう会	10	628
	③職員による出前講座	18	1,426
	合計	108	2,761
25	①浜のかあさんと語ろう会	10	633
	②職員による出前講座	13	955
	合計	23	1,588
26	①副教材の作成 (小学校4年生の社会科授業副教材「島のくらし」)	—	—
	②職員による出前講座	18	1867
27 ～	HP「東京都「ギョシヨク」のへや」開設 (URL http://sakana.metro.tokyo.jp/) オンライン教材の公開、印刷教材のPDFファイルダウンロードの開始		

・「浜のかあさんと語ろう会」は、平成26年度より「水産物加工・流通促進対策事業」に移行。

○ 副教材『小学4年生社会科「島のくらし」』と印刷教材3種(HP「東京都「ギョシヨク」のへや」に掲載)



○ 参考

東京産水産物の東京都学校給食会への出荷数量 (ムロアジ・トビウオ・メダイ) (単位: kg)

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
24,743	20,990	23,590	20,813	16,805	14,697	9,989

4 水産物加工・流通促進対策事業

東京の島しょ海域では、中級魚の漁獲量が減少している反面、資源量は豊富であるが市場が小さく大量に獲れた場合に安価になるものや、サイズが小さく規格外で売れないものなどがある。

一方、水産資源は加工することで、高付加価値、安定供給が可能になるとともに、多様な魚種の利用が中級魚への漁獲圧力を低減させる効果がある。

このため、平成25年度から水産資源を活用した加工品の開発とその販路開拓を支援し、水産資源の持続的な利用と都民への水産物の安定供給を図るため、水産物加工・流通促進対策事業を展開している。

また、平成29年度から島外販売に向けた商品の企画開発、販路拡大、量産体制の整備を行い、水産加工団体の経営力強化を図ることを目的とした、水産加工経営強化促進事業を開始した。

○ 事業実績

水産物加工・流通促進対策事業

単位：千円

年度	実施内容	事業主体	事業費
元	総合対策（専門家による指導）	神津島漁協	3,000
	消費・流通対策（学校給食への対応） ・浜のかあさんと語ろう会（1,067名参加） ・栄養教諭等を対象とした生産現場研修会	八丈町	3,276
2	消費・流通対策（学校給食への対応） ・浜のかあさんと語ろう会（1,012名参加）	八丈町	2,526

水産加工経営強化促進事業

単位：千円

年度	実施内容	事業主体	事業費
元	競争力のある商品の開発 島外への販路拡大	伊豆大島漁協	1,033
	競争力のある商品の開発	八丈島漁協女性部	1,851
	販路の拡大	八丈島水産加工業 協同組合	1,999
2	競争力のある商品の開発 島外への販路拡大	伊豆大島漁協	1,554
	量産体制の確保	八丈島漁協女性部	2,732
	新製品開発（新型コロナウイルス感染症対策）	東京都漁業協同組合 連合会	5,364
	新販路開拓（新型コロナウイルス感染症対策）	東京都漁業協同組合 連合会	4,363

5 離島漁業再生支援事業

集落協定に基づき、漁業集落が実施する漁場の生産力の向上や、観光業など島のお他産業と連携した取組を支援することにより、島しょの主要産業である漁業を活性化させて、地域の底上げを図るとともに水産業・漁村の多面的機能の維持増進に資する。

○ 取組概要

令和3年3月31日現在

		大島町	新島村	神津島村	三宅村	御蔵島村	小笠原村
集落協定数		2	1	1	1	1	2
協定参加世帯数		116	29	104	35	22	70
漁場の生産力の向上に関する取組	種苗放流					●	
	漁場の管理・改善	●		●		●	
	産卵場・育成場の整備			●	●	●	
	漁場監視	●	●		●	●	●
	その他						
創意工夫を生かした取組	新たな漁具・漁法の導入	●		●			●
	新規漁業への着業			●			
	新規養殖業への着業						
	低・未利用資源の活用		●	●	●		
	高付加価値化	●			●	●	
	流通体制改善					●	●
	伝統漁法の取組			●			
	販路拡大	●	●	●	●	●	●
	その他	●					
新規就業者に関する取組				●		●	
事業費（単位：千円）	15,819	5,038	13,874	1,860	1,676	8,858	

事業費負担区分：国2/4、東京都1/4、町村1/4

6 水産物認証取得支援事業

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会における食材等の調達コード（方針）が平成 29 年 3 月に公表された。水産物については、環境負荷が少なく適切な資源管理下の漁業による漁獲物であることが基準の一つとして定められ、ME L^{※1}やMSC^{※2}などの「水産認証」を取得していることが要件となった。

東京都は、同大会での都内産水産物の提供に向け、平成 28 年度から都内認証取得対象者への認証取得に要する費用を支援している。

※1 ME L (Marine Eco-Label Japan) : 日本発の水産エコラベル

※2 MSC (Marine Stewardship Council) : イギリス発の水産エコラベル

○ 支援対象となる事業のしくみ

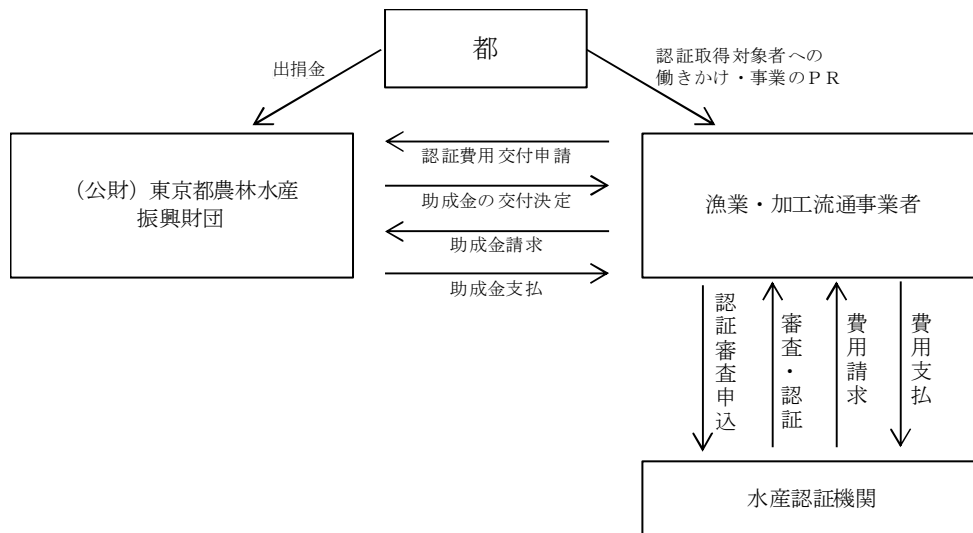
(1) 生産段階認証

環境負荷が少なく適切な資源管理下で行われているとされた漁業とその魚種に与えられる認証。

(2) 流通加工段階認証（C o C 認証）

生産段階認証を取得した魚種を取扱うサプライヤー（卸会社など）において、当該魚種の受け入れから出荷まで他産地産と混ざらない等のトレサビリティが確保されていることを認証する。

○ 事業のしくみ



○ 事業実績

実施内容	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
生産段階認証	1 伊豆諸島とびうお流し刺し網漁業 2 小笠原諸島縦縄漁業 3 伊豆諸島棒受網漁業	4 伊豆・小笠原諸島一本釣り漁業 5 伊豆諸島タカベイサキ刺網漁業 6 伊豆諸島採藻漁業 7 多摩川シジミ漁業	年次更新 1～7 (7 件)	取得実績なし
流通加工段階認証	取得実績無し	1～7 の流通加工段階認証 (2 件)	年次更新 (2 件)	取得実績なし

7 東京産水産物の海外販路開拓事業

都の水産業は漁獲の低迷に加え、魚価の高いキンメダイに漁獲が集中し、キンメダイ資源状態も悪化している。また、それ以外のハマダイ、メダイ、カツオ等といった主要魚種についても資源が悪化傾向にある。

都の水産業を将来にわたり持続的に維持していくためには、キンメダイをはじめとする主要な魚種で資源管理をより強化する必要がある。資源管理の推進のためには、漁獲制限等により生じる漁業者の経済的負担の軽減が不可欠であることから、東京産水産物の販路多角化を図り、魚価向上に取り組む必要がある。

一方、水産物の国際取引価格は、国際的な需要の高まりを背景に上昇基調であり、今後も高値で推移すると予測される。このため、令和2年度から販路多角化の一環として、東京産水産物の海外輸出について検討するとともに、東京産水産物を取扱う事業者が行う販売活動への支援を実施していく。

○ 事業実績

単位：千円

年度	実施内容	事業費
2	基礎調査 ・対象国の基礎情報、現地市場調査等 (香港、シンガポール、マレーシア、タイ、フィリピン)	17,985

V 漁業補償対策

1 漁業共済

(1) 漁業災害補償制度

ア 制度の発足と改正

漁業災害補償制度は、昭和39年に施行された漁業災害補償法に基づき、経営基盤が脆弱な中小漁業者を対象として、沿岸・近海漁業の気象や海況の変化等によって生じる不慮の事故による損失の補償について、国が不漁対策の一環として施策に位置づけたことに始まった。その後、昭和63年の漁協一括加入方式の導入など数度の改正を経て、収支均衡のとれる漁業共済制度へと改善が図られてきた。

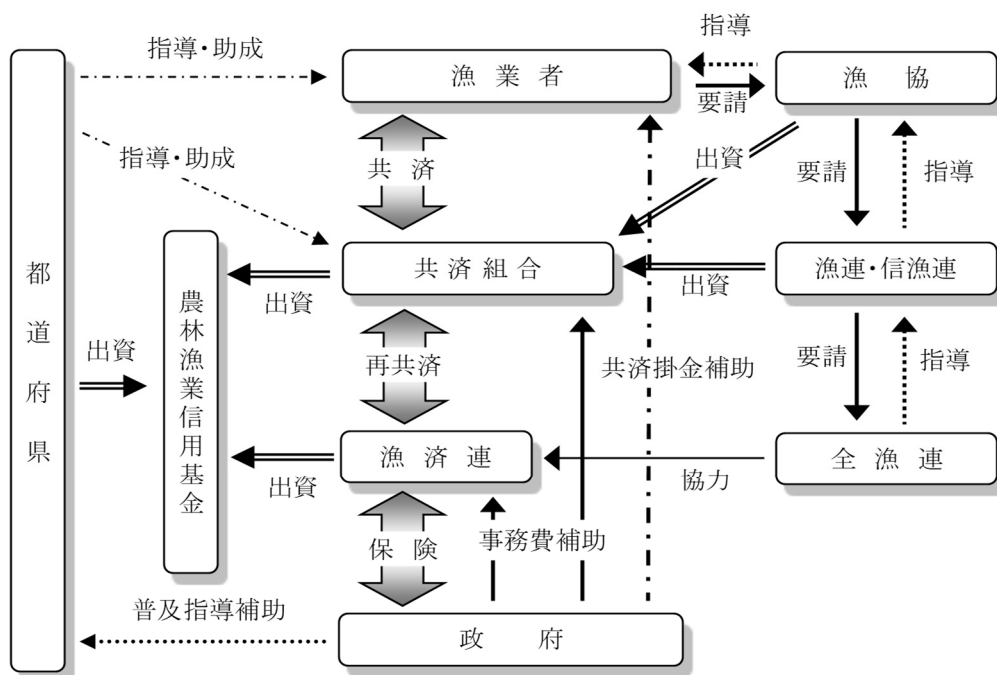
新海洋秩序下における漁業は漁獲競争の時代から協調による資源管理の時代へと移行しているが、人知を超えた資源の変動や魚価安等により漁業経営は圧迫されており、漁業共済の果たすべき役割は増大している。

このような状況下において、加入要件の緩和、共済対象の拡大等により加入促進を図るとともに、平成23年度からの漁業収入安定対策事業など、本制度は適宜改正され、漁業経営の安定に貢献している。

イ 制度の目的

中小漁業者の営む漁業について、異常の事象又は不慮の事故による損失を補てんし、漁業再生産の阻害の防止及び漁業経営の安定に資することを目的としている。

ウ 制度の仕組み



エ 主な漁業共済の種類

漁業共済	漁獲共済	不漁等を原因とする漁獲金額の減少による損失を補償 (収穫高保険方式)	1号漁業	採貝・採藻業(わかめ、こんぶ、てんぐさ、あわび)
			2号漁業	漁船漁業及び定置漁業
	養殖共済	養殖水産生物の死亡、流失等による損害を補償 (物損保険方式)	貝類	かき、真珠貝
			魚類	はまち、たい、さけ・ます、ふぐ、かんぱち、ひらめ、すずき、ひらまさ、まあじ、しまあじ、まはた、すぎ、まさば、くろまぐる、めばる、かわはぎ
	特定養殖共済	特定の養殖業について、品質低下等を原因とする生産金額の減少による損失を補償 (収穫高保険方式)	藻類	のり、わかめ、こんぶ
			貝類等	真珠母貝、ほたて貝、かき、くるまえび、うに、ほや
	漁業施設共済	供用中の養殖施設又は定置網等の損壊等による損害を補償 (物損保険方式)	養殖施設	浮流し式養殖、はえ縄式養殖、くい打ち式養殖、いかだ、網いけす
			漁具	定置網、まき網
	休業補償共済	漁船、定置網の損傷により発生した減収等を補償 漁獲共済2号漁業に加入している者が対象		

(2) 漁業収入安定対策事業

計画的に資源管理に取り組む漁業者の経営を支援することを目的とした事業。

この事業を利用するためには、漁協等が作成した資源管理計画に参加し、計画内容を遵守していること、漁業共済に一定以上の割合で加入していることが必要となる。

ア 積立ぷらす

漁業者の収入が減少した場合に、国と漁業者が拠出した積立金によって補てんする事業。

漁獲金額の減少に応じて、漁業者1：国3の割合で補てんされる。

イ 共済掛金追加補助

漁業者が負担する純共済掛金から、法律に基づく現行の国庫補助を差し引いた自己負担金額に対し、その半分相当をさらに上乗せ補助する事業

(3) 漁業共済の現況

ア 全国合同漁業共済組合

設 立 平成18年10月

出資金 798,980,000円

組合員 組合及び連合会(秋田県、山形県、福島県、茨城県、東京都、神奈川県、静岡県、新潟県、福井県、愛知県、京都府、大阪府、和歌山県、岡山県、鳥取県、島根県、山口県、高知県、大分県、沖縄県)

イ 事業の状況

全国合同漁業共済組合は、漁業共済組合の区域の広域化により、経営基盤の強化、運営コストの削減、漁業者サービスの向上を図ること目的として、平成18年10月に7府県の漁業共済組合が合併し設立された。

東京都漁業共済組合は、平成21年10月1日に全国合同漁業共済組合と合併し、東京都事務所として事業を実施してきたが、令和2年度に事務所は廃止しされ、本所直轄となり、組合本所が都島しょ地区における漁獲共済及び漁業施設共済に係る事業を実施している。

近年では、資源管理の推進に伴う、漁業収入安定対策事業への加入が進んでいる。

ウ 加入区の設定

加入区は、漁業災害補償法に基づき、知事が漁業権、漁業種類等を基準として一定の水域、区域及び区分を定めるものであり、現在、都島しょ地区においては、漁協単位に次表の加入区数が設定されている。

	第1号漁業 (てんぐさ採藻業)	第2号漁業 (漁船・定置漁業)
大島支庁管内	5	5
三宅支庁管内	1	1
八丈支庁管内	1	1
小笠原支庁管内	-	2

2 漁船保険

(1) 漁船保険制度

ア 制度の目的

漁船損害等補償法に基づき、漁船が不慮の事故による損害や漁船の運航に伴う不慮の費用負担などを、保険の仕組みを通じて漁業者が相互にてん補し合い、漁船の復旧や更新を容易にすることにより、漁業経営の安定を図ることを目的とする。

イ 漁船保険の種類

漁船保険	普通	普通損害保険	漁船につき、滅失、沈没、損傷その他の事故(戦乱等によるものを除く。)により生じた損害をてん補する。
	保険	満期保険	漁船につき、滅失、沈没、損傷その他の事故(戦乱等によるものを除く。)により生じた損害をてん補するとともに、保険期間が満了した場合に保険金額相当の保険金を支払う。
		特殊保険	漁船につき、戦乱等による滅失、沈没、損傷その他の事故により生じた損害をてん補する。
漁船船主責任保険			漁船の運行に伴って生じた不慮の費用及び損害賠償責任に基づく損害(戦乱等によるものを除く。)を補償する。
		基本損害	人命及び乗客損害以外の自己が負担しなければならない費用の負担又は自己の賠償責任に基づく賠償
		人命損害	漁船の運行に伴って生じた当該漁船の乗組員の死亡等に対する労働協約等に基づく支払い
		乗客損害	漁船の運行に伴って生じた当該漁船の利用者の死亡等の事故により生じた損害の賠償又は費用の負担
漁船乗組船主保険			漁船の運行に伴って、乗組船主に死亡その他の事故が生じた場合(戦乱等によるものを除く。)に一定の金額を支払う。
漁船積荷保険			漁船に積載した漁獲物等につき、滅失、流失、損傷その他の事故(戦乱等によるものを除く。)により生じた損害をてん補する。

任意保険	プレジャーボート責任保険	スポーツ又はレクリエーションの用に供する小型の船舶(プレジャーボート)の運行に伴い、プレジャーボートの所有者が負担する次の損害をてん補する。 ・漁船その他の船舶等に対する賠償責任に基づく賠償による損害 ・漁船その他の船舶によるプレジャーボート又はその乗組員の捜索又は救助に要した費用負担による損害
	転載積荷保険	漁船により漁獲され漁船以外の船舶で漁場から運搬中の漁獲物又はその製品につき、滅失、流失、損傷その他の事故により生じた損害をてん補する。

(2) 漁船保険の現況

ア 日本漁船保険組合 東京都支所

住所 〒108-0075 港区港南4-7-8 TEL 03(3458)1433

組合員 625名(令和3年3月31日現在)

イ 事業の状況

日本漁船保険組合は、平成29年4月1日に施行された改正法に基づき、各県の漁船保険団体の新設合併により全国統一組織として設立された。普通損害保険を中心に業務を行っている。

近年は自動操舵の普及により衝突事故が多発していることに伴い、漁船船主責任保険等の保険についても普及・加入促進を図る必要性が増大している。

また、平成11年の法改正により新たな保険需要に対応するため任意保険が創設され、特にプレジャーボート責任保険の加入促進を図っている。

(ア) 漁船保険

① 普通保険

(a) 普通損害保険

令和2年度の引受実績は、加入隻数691隻、総トン数8,096トン、保険金額8,878,655千円、保険料81,087千円であった。このうち、義務加入は556隻、3,122トンであった。

保険金支払実績は、事故件数71隻、支払保険金55,968千円であった。

(b) 満期保険

本年度引受実績はなかった。

(イ) 漁船船主責任保険

① 基本損害：加入隻数683隻、保険金額198,650,000千円、保険料17,980千円
事故件数3件、支払保険金1,131千円

② 人命損害：加入隻数43隻、保険金額357,500千円、保険料515千円
本年度支払実績はなかった。

③ 乗客損害：加入隻数228隻、保険金額111,850,000千円、保険料6,479千円
事故件数3件、支払保険金額3,200千円

(ウ) 漁船乗組船主保険

加入隻数49隻、保険金額140,500千円、保険料191千円

本年度支払実績はなかった。

(エ) 漁船積荷保険

本年度引受実績はなかった。

(オ) 任意保険

① プレジャーボート責任保険

加入隻数171隻、保険金額68,100,000千円、保険料3,108千円

本年度支払実績はなかった。

② 転載積荷保険

本年度引受実績はなかった。

○ 普通損害保険の引受・支払実績

・ 保険引受実績

(金額：千円)

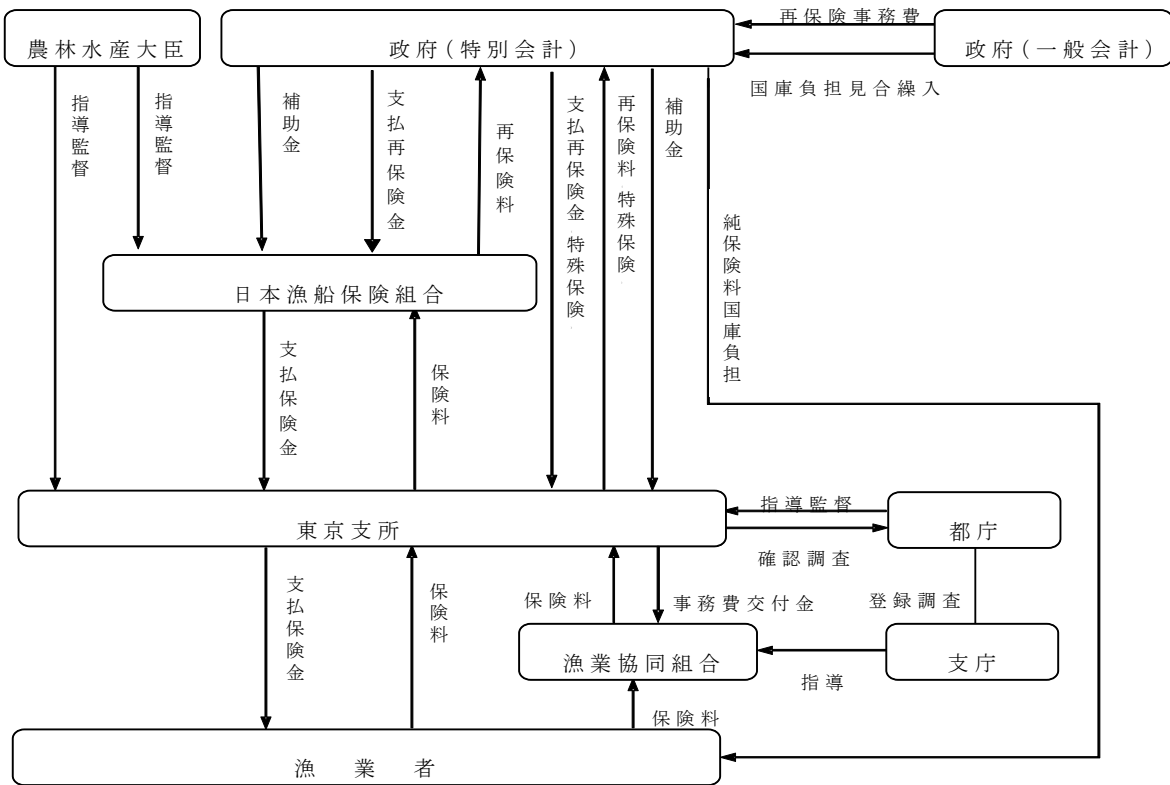
区 分	在籍漁船数	加入隻数	トン数	保険価額	保険金額	保険料
令和2年度	874	691	8,096	13,890,830	8,878,655	81,087
令和元年度	934	716	8,197	14,058,880	8,941,980	102,928
増△減	△60	△25	△100	△168,050	△63,325	△21,841

・ 保険金支払実績

(金額：千円)

種 別	令和2年度		令和元年度		増△減	
	隻数	金額	隻数	金額	隻数	金額
全 損	5	10,570	5	26,770	0	△16,200
分 損	63	45,238	64	41,311	△1	3,927
救助費	3	160	4	563	△1	△403
合 計	71	55,968	73	68,644	△2	△12,676

○ 制度の仕組み



3 漁業公害

(1) 漁業公害の現状

昭和 30 年代後半からの急激な産業の発展と社会生活の変化は、漁業環境を著しく悪化させた。すなわち、埋め立て等による水面の喪失をはじめとして、油の流出、産業廃棄物や生活廃棄物の投棄、汚排水の流入等により、漁場汚染は深刻化し、大都市近郊のみならず、全国の沿岸や内水面水域まで波及した。

都の所管する水面のうち、内湾は漁場の埋め立てや水質汚濁により、漁場の喪失や資源量の減少、有害物質による汚染が深刻化していたが、近年、公害規制の強化により漁場環境は回復の兆しもみえてきている。しかし、各種排水の流入による富栄養化現象は持続しており、慢性的な赤潮も依然として続いている。また、河川流域の都市化に伴う雑排水等の流入により、水質環境が悪化していた内水面についても、近年、下水道等都市施設の整備により水質も改善されてきているが、都内中小河川の中には水産生物の生息限界以上に汚染されているところもある。

島しょ海域は、廃油ボールやゴミ等の漂流、漂着による漁場被害が多発し、磯根資源はもちろん、この海域に浮遊しているプランクトン類、有用水産生物の卵稚仔等への影響が懸念されていたが、近年、廃油等による被害も減少傾向にある。

(2) 漁業公害対策の経緯

PCB、水銀の食品汚染が社会問題化したため、昭和 47 年度から PCB 汚染調査を、昭和 48 年度から水銀汚染調査を一部国の委託調査として実施。

・ PCB の自主規制について

昭和 47 年度の調査結果から、内湾のスズキ、コノシロ、ボラから暫定的規制値を超える PCB が検出されたため、都は漁業者に対し、漁獲の自主規制を要請した。

スズキは昭和 51 年 7 月、ボラは昭和 60 年 2 月、コノシロは昭和 62 年 8 月にそれぞれ漁獲の自主規制を解除した。

・ 水銀の自主規制について

昭和 48 年、都は市場関係者に対し、入荷の自主規制を要請した。その後の調査により、60cm 以下のスズキについては、汚染の恐れがないとして、昭和 50 年 9 月に入荷の自主規制を解除した。

・ 有害物環境調査について

現在、東京湾産の魚介類については、60cm 以上のスズキに対する入荷の自主規制措置が残っているが、基準値を超える検体が検出されてこなかったため、有害物環境調査は平成 9 年度をもって終了した。

なお、東京都内市場に流通する魚介類の汚染状況（水銀、PCB、TBT0）及び東京湾産魚介類の化学物質汚染実態調査結果（ダイオキシン類及び内分泌かく乱作用の疑われる化学物質）については、引き続き福祉保健局で調査を実施している。

・ 漁業公害調査指導について

昭和 49 年度から国の指導のもとに、漁業関係者による調査及び監視体制の整備が全国的規模で始まった。都では、漁業上重要な水域である伊豆諸島及び多摩川上流水域を対象として、昭和 50 年 10 月から漁業公害調査指導を開始した。

・ 漁場油濁被害救済制度の設立について

原因者不明の油濁被害に対する救済制度を担うため、昭和 50 年 3 月に財団法人漁場油濁被害救済

基金を国が設立（平成23年10月に社団法人海と渚環境美化推進機構と合併、平成25年4月に公益財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構となる）。都も費用拠出している。

（3）漁場油濁被害対策（漁場油濁被害共済基金助成）

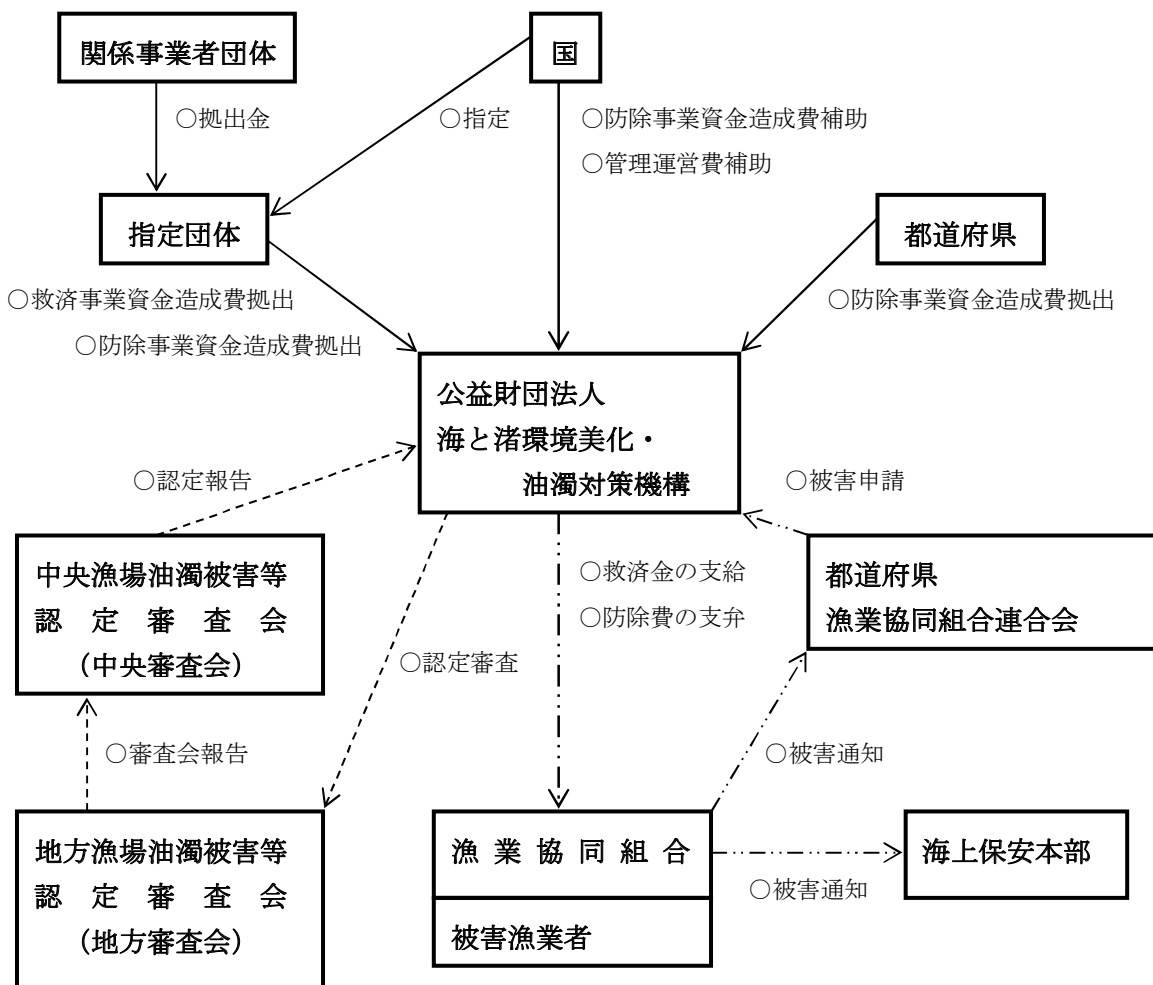
ア 目的

船舶、工場等から流出し、又は排出される油による漁場油濁であって、その原因者が判明しないものについて、被害漁業者に対する救済金の支給を行うとともに、漁場油濁の拡大の防止及び汚染漁場の清掃を推進する措置を講ずることにより、被害漁業者の迅速な救済と漁場の保全を図り、もって漁業経営の安定に資することを目的とする。

イ 内容

上記目的を達するため、事業主体として、公益財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構が設立された。基金は原因者が判明しない漁場油濁による被害漁業者に対する救済金の支給、防除費・清掃費の助成、漁場油濁の防止に関する調査及び知識の啓発普及等を行い、事業に要する費用は国の補助金、関係都道府県からの拠出金、産業界からの協力をもって充てる。

原因者不明漁場油濁被害対策の仕組み



(4) 漁業公害調査指導

ア 目的

都における漁場環境の監視、漁業公害に関する情報及び被害の防除措置に関する指導等を行うことにより、沿岸及び内水面漁場の保全を図り、もって漁業経営の安定に資することを目的とする。

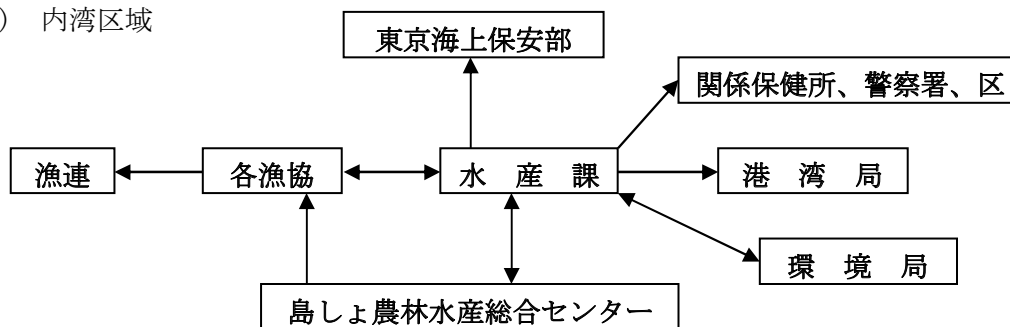
イ 内容

都が沿岸及び内水面において、漁業協同組合等の協力を得て、漁場環境の監視及び漁業公害に関する情報の収集を行うとともに、漁業者に対し被害発生時において緊急に措置すべき事項に関し指導する事業であり、昭和50年10月から事業を開始した。

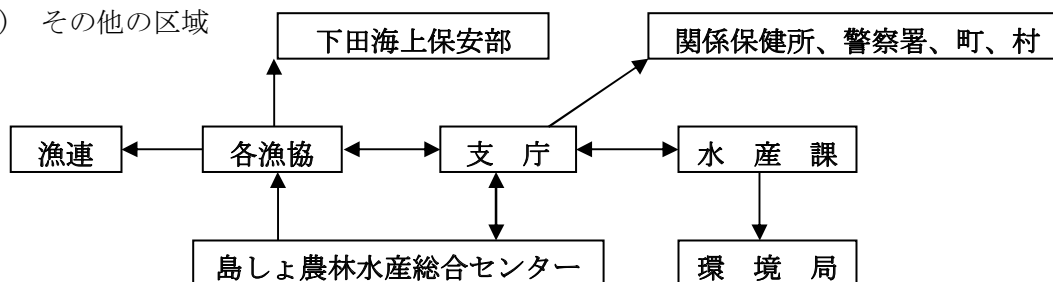
通報連絡体制

1 沿岸

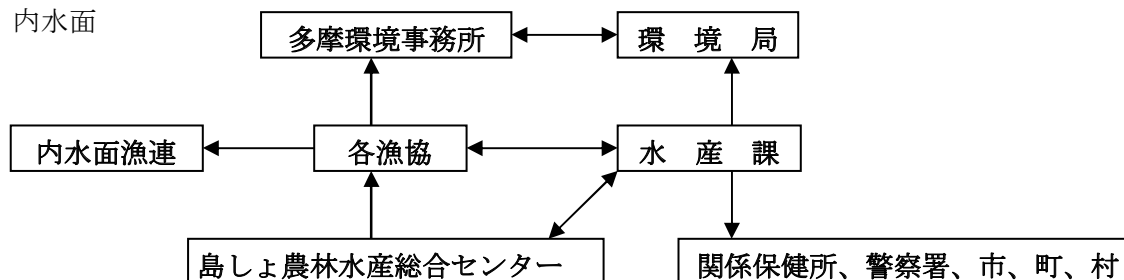
(1) 内湾区域



(2) その他の区域



2 内水面



4 東京産水産物の放射性物質検査

(1) 経緯

平成23年3月の東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所での事故により、東日本の各地で放射性物質が検出され、農畜水産物は風評被害など大きな影響を受けている。

このため都は、事故直後から東京産水産物の放射性物質の検査に着手し、水産物の安全性と消費者の安心の確保に努めている。

(2) 検査結果

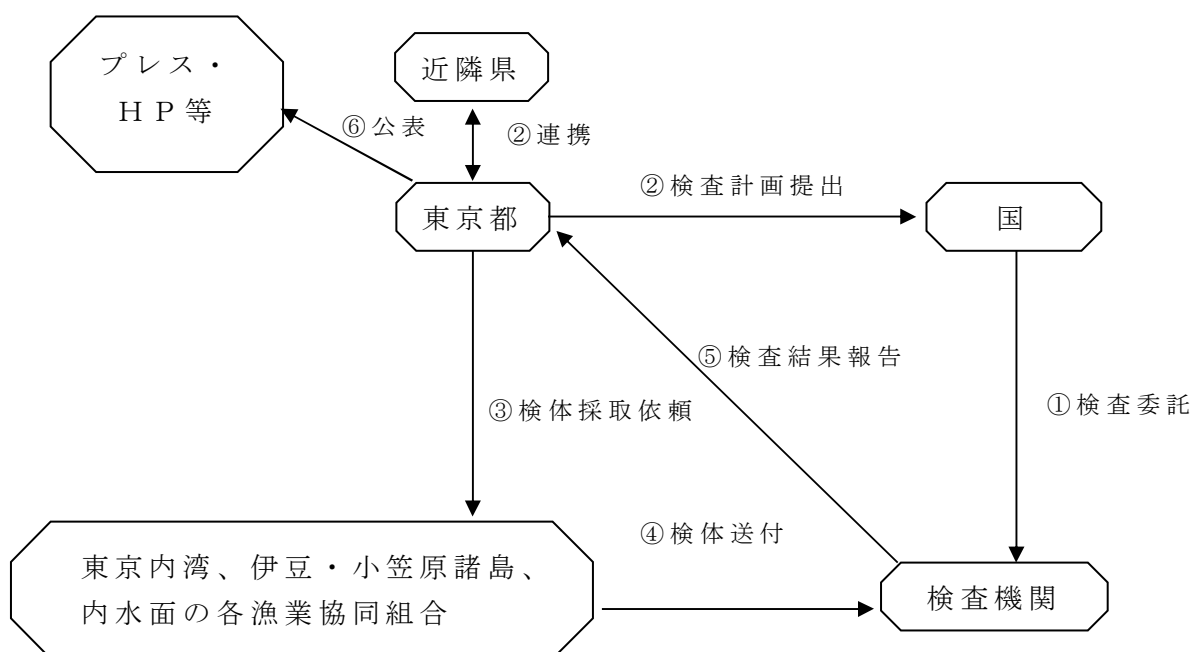
令和2年度に行った東京産水産物の検査では、61検体の全てが規制値未満であった。

※ 水産物の放射性セシウムの基準値は、セシウム-134 と 137 の合計で 100Bq/kg

検体数内訳

海産対象種	8種	ムロアジ	キンメダイ	イサキ	ケンサキイカ
		1	11	2	1
	36検体	スズキ	サザエ	イセエビ	ウナギ
3		8	6	4	
内水産対象種	3種	ヤマメ	アユ	ヤマトシジミ	
	25検体	5	2	18	

(3) 東京産水産物の放射性物質検査体制



5 演習補償

制限水域名	内容		面積	対象漁協	備考
野島崎南方 及び大島東方	米軍チャーリー水域		4,191.57km ²	神津島	対象期間 周年
新島南方	自衛隊ミサイル		172km ²	大島（2漁協）・利 島・新島・神津島・ 三宅島・御蔵島	禁止期間 R3.9.23～10.23
硫黄島周辺	米軍制限水域		74.01km ²	小笠原（2漁協）	対象期間 周年
	自衛隊 演習水域	掃海訓練	13.31km ²	小笠原（2漁協）	禁止期間 R2.6.7～6.10
		エアクション 艇訓練	2.18km ²		R2.6.7～6.4、 9.15～9.20、 12.11～12.15、 R3.2.4～2.8
3 地域				9 漁協	

VI 行政委員会

1 海区漁業調整委員会

(1) 委員会の設置根拠等

① 設置根拠（漁業法第136条）

海区漁業調整委員会は、漁業法に基づき農林水産大臣が定める海区ごとに設置されている。東京都では1海区が指定されている（注）。

② 委員会の構成（漁業法第138条）

委員会は、15名の委員をもって組織し、知事が議会の同意を得て任命された漁業者代表委員9名、学識経験委員4名及び中立委員2名で構成されている。

③ 委員会の目的

水産資源の持続的な利用の確保並びに水面の総合的な利用を図ることにより、漁業生産力を発展させるという漁業法の目的を達成するために、海区の漁業調整を図っていくことを目的としている。

④ 権限と機能

委員会は、漁業権の免許、許可等について知事に意見を述べ、入漁権の設定、変更、消滅の裁定、委員会指示など漁業調整に関する広範な権限を有している。

その主な機能を大別すると、①知事諮問に意見を述べる（答申事項）、②知事に対し建議する（建議事項）、③独立した決定機関として指示、裁定、認定をする（決定事項）がある。

注：平成16年の漁業法の改正に伴い、平成16年8月5日に東京都内湾海区、東京都島部海区、小笠原海区の3海区漁業調整委員会が統合され、東京海区漁業調整委員会として発足した。

(2) 委員会開催実績 (令和2年度)

① 東京海区漁業調整委員会

会議名	開催年月日	議 題 等
委員会 (第124回)	2. 4. 14	○伊豆諸島海域における中型まき網漁業の許可の有効期間について (知事諮問) ○伊豆諸島海域における浮きはえ縄漁業の委員会指示について
委員会 (第125回)	2. 5. 15	○小笠原海域におけるまぐろはえ縄漁業の許可等の最高限度及び許可の有効期間について (知事諮問) ○小笠原海域におけるかつお・まぐろ釣り漁業の許可等の最高限度及び許可の有効期間について (知事諮問) ○小笠原海域における造礁さんご漁業の許可等の最高限度及び許可の有効期間について (知事諮問) ○海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第4条第7項に基づく東京都計画の変更について (知事諮問) ○小笠原海域におけるそでいか漁業の委員会指示について
委員会 (第126回)	2. 6. 15	○海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第4条第7項に基づく東京都計画の変更について (知事諮問) (さば類) ○海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第4条第8項に基づく東京都計画の変更について (知事諮問) (くろまぐろ) ○小笠原海域における遊漁による底魚、かつお及びまぐろの採捕に係る委員会指示について
委員会 (第127回)	2. 7. 14	○底立てはえ縄漁業の許可等の最高限度及び許可の有効期間について (知事諮問) ○千葉・東京及び一都三県連合海区漁業調整委員会の代表委員の選出について ○伊豆諸島海域における浮きはえ縄漁業の委員会指示について (9月から12月まで) ○伊豆諸島海域における浮きはえ縄漁業の承継について
委員会 (第128回)	2. 8. 29	○東京都調整規則の改正について
委員会 (第129回)	2. 9. 8	○伊豆諸島海域における火光利用さば漁業及びあじ・さば棒受け網漁業の許可等の最高限度及び許可の有効期間について (知事諮問) ○伊豆諸島海域におけるかにかご漁業の委員会指示について ○全国海区漁業調整委員会連合会の要望事項等について ○東京都調整規則の改正について
委員会 (第130回)	2. 10. 9	○東京都調整規則の改正について
委員会 (第131回)	2. 10. 30	○一都二県連合海区漁業調整委員会の代表委員の選出について ○伊豆諸島海域における浮きはえ縄漁業の委員会指示について (1月～5月) ○伊豆諸島海域における浮きはえ縄漁業の承継について
委員会 (第132回)	2. 11. 19	○知事許可漁業の制限措置について ○伊豆諸島海域におけるとびうお流し刺し網漁業の許可等の最高限度及び許可の有効期間について (知事諮問) ○伊豆諸島海域におけるいきえさの使用制限の委員会指示について
委員会 (第133回)	2. 11. 20	○知事許可漁業の制限措置について (知事諮問) ○伊豆諸島海域におけるとびうお流し刺し網漁業の許可等の最高限度及び許可の有効期間について (知事諮問)
委員会 (第134回)	2. 12. 10	○東京海区における遊漁者によるひき縄釣りの委員会指示について ○島しょ海域における火光利用とびうお漁業の委員会指示について ○伊豆諸島海域におけるいか釣り漁業の委員会指示について ○はまとびうおの数量目標について ○適格性に関する誓約書について
委員会 (第135回)	3. 1. 12	○八丈島近海漁場に設置した浮魚礁の漁業の制限に係る委員会指示について ○伊豆諸島海域におけるはご釣り漁業の委員会指示について ○東京湾横断道路木更津人工島「海はたる」周辺海域における水産動植物の採捕及び遊漁船業の禁止に係わる一都二県連合海区漁業調整委員会指示第15号について ○伊豆諸島海域における浮きはえ縄漁業の承継について

委員会 (第136回)	3. 2. 12	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第6管理期間における「くろまぐる(大型魚)」の漁獲可能量の追加配分について(知事諮問) ○ 漁業法第14条第1項に基づく東京都資源管理方針の策定について(知事諮問) ○ 漁業法第14条第1項に基づく東京都資源管理方針「別紙(くろまぐと)」の策定について(知事諮問) ○ 令和3年管理年度におけるくろまぐるの漁獲可能量の配分について(知事諮問) ○ 東京都海面におけるさんご漁業の許可等の最高限度及び許可の有効期間について(知事諮問) ○ 小笠原海域における底魚一本釣り漁業の許可等の最高限度及び許可の有効期間について(知事諮問) ○ 大野原島周辺漁場におけるたかべ刺し網漁業の許可の有効期間について(知事諮問) ○ 東京海区におけるうみがめの採捕制限の委員会指示について ○ 伊豆諸島海域における浮きはえ縄漁業の委員会指示について ○ 伊豆諸島海域における浮きはえ縄漁業の承継について ○ 東京海区漁業調整委員会に対する申請等におけるはんこレス及びデジタル化の推進について
委員会 (第137回)	3. 3. 12	○ 第6管理期間における「くろまぐる(大型魚)」の漁獲可能量の追加配分について(知事諮問)
地区協議会 (小笠原地区母島)	3. 2. 16	○ 各地区の懸案事項について
地区協議会 (小笠原地区父島)	3. 2. 22	○ 各地区の懸案事項について

② 海面利用小委員会

会議名	開催年月日	議 題 等
小委員会 (第1回)	2. 6. 4	○ 小笠原海域の遊漁による底魚、かつお及びまぐろの採捕制限に係る委員会指示の発動について
小委員会 (第2回)	2. 11. 19	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東京海区におけるいきえさを使用した釣漁法の制限に係る委員会指示について ○ 東京海区における遊漁者によるひき縄釣の制限に係る委員会指示について
小委員会 (第2回)	2. 12. 10	○ 東京湾横断道路木更津人工島「海ほたる」周辺海域における水産動植物の採捕及び遊漁船業の禁止に係わる一都二県連合海区漁業調整委員会指示第15号について

③ 連合海区漁業調整委員会

会議名	開催年月日	議 題 等
千葉・東京 連合海区	2. 9. 8	<ul style="list-style-type: none"> ○ 千葉県海面における火光利用さば漁業及び敷網漁業(あじ・さば棒受網漁業)の調整方式について ○ 東京都海面における火光利用さば漁業及びあじ・さば棒受け網漁業の調整方式について
一都三県 連合海区	2. 9. 9	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和2年漁期における火光利用さば漁業の調整について ○ 令和2年漁期におけるあじ・さば棒受網漁業の調整について
一都二県 連合海区	2. 11. 26	○ 東京湾横断道路木更津人工島「海ほたる」周辺海域における水産動植物の採捕及び遊漁船業の案内の禁止に係る都二県連合海区漁業調整委員会指示第15号について

(3) 東京海区漁業調整委員会委員名簿

令和4年1月現在

委員区分	氏名	経歴及び役職等
漁業者代表	○ 田中国治	八丈島漁業協同組合代表理事組合長
	関 恒美	三宅島漁業協同組合代表理事組合長
	鈴木正明	にいじま漁業協同組合代表理事組合長
	佐々木隆幸	小笠原母島漁業協同組合代表理事組合長
	丸 裕二	芝漁業協同組合代表監事
	浜川祝男	神津島漁業協同組合代表理事組合長
	高瀬吉安	小笠原島漁業協同組合代表理事組合長
	川村松男	元町漁業協同組合代表理事組合長
	小島智彦	東京東部漁業協同組合代表理事組合長
学識経験	岩田光正	元東京都水産試験場長
	井上 潔	元独立行政法人水産総合研究センター理事
	馬場 治	東京海洋大学名誉教授
	◎ 有元貴文	東京海洋大学名誉教授
中立	山下奉也	八丈町長
	欠員	

◎ 会長
○ 会長代理

任期 令和3年4月1日から令和7年3月31日まで

(4) 海面利用小委員会

遊漁者等を対象とした委員会指示の発出に際して、遊漁と漁業との円滑な調整、調和ある漁場利用等のため、遊漁等海洋性レクリエーションの知見を持った専門委員から意見を聴取する。

専門委員

氏名	経歴及び役職等
飯島正宏	東京湾遊漁船業協同組合理事長
浜川一清	神津島遊漁船組合組合長
杉本慎之介	NPO法人ジヤпонゲームフィッシュ協会（JGFA）常任理事
中野龍男	(株)パティ・アジア・パシフィック・ジヤпон代表取締役会長
羽根正尋	(一社)東京諸島観光連盟専務理事

2 内水面漁場管理委員会

(1) 委員会の設置根拠等

① 設置根拠

内水面漁場管理委員会は、漁業法第 130 条に基づき、都道府県に置くことになっている。また、地方自治法第 180 条の 5 の規定により、執行機関として都道府県に置かねばならない委員会となっている。

② 委員会の構成

委員会は、漁業法第 131 条に基づき、漁業を営む者を代表する委員（漁業者代表）、水産動植物の採捕をする者を代表とする委員（遊漁者代表）及び学識経験委員をもって構成されており、都道府県知事が選任する。

③ 委員会の目的

内水面における水産動植物の採捕及び増殖に関する事項を処理するために、漁業調整機構の運用により水面の総合的な利用を図っていくことを目的としている。

④ 権限と機能

漁業調整に対する広範な権限を有し、漁業権の免許、許可等について知事に意見を述べ、入漁権の設定、変更、消滅の裁定、委員会指示等、民主的な漁業調整を行う。

その主な機能を大別すると、①知事の諮問に意見を述べる（答申事項）、②知事に対し建議する（建議事項）、③独立した決定機関として指示、裁定、認定をする（決定事項）がある。

(2) 東京都内水面漁場管理委員会 開催実績 (令和2年度)

会議名	開催年月日	開催場所	議 題	出席委員数
委員会 (第1回)	2.5.26	東京都庁	① 江戸川遡上稚アユ釣り対策について ② 東京都内水面漁連江戸前あゆ供給事業について	8人
委員会 (第2回)	2.7.28	東京都庁	① 多摩川のしじみ漁業権の行使状況等 ② 多摩川のしじみ漁業権免許に伴う漁業権行使の制限に係る委員会指示について (委員会指示)	8人
委員会 (第3回)	2.9.30	東京都庁	① 令和3年度中央省庁に対する提案項目及びアンケートについて ③ 令和3年度全内漁管連東日本ブロック協議会の開催(案)について	7人
委員会 (第4回)	2.11.28	東京都庁	① 令和2年度しらすうなぎ特別採捕許可方針について ② 令和3年度増殖計画策定スケジュールについて	8人

(3) 東京都内水面漁場管理委員会委員名簿 (令和2年12月1日～令和6年11月30日)

委員区分	氏名	経 歴 及 び 現 職 等	
漁業者代表	◎ 安永 勝昭	秋川漁業協同組合代表理事組合長	◎会長
	○ 須賀 一雄	多摩川漁業協同組合副組合長理事	○会長代理
	大久保 芳木	奥多摩漁業協同組合代表理事組合長	
	小島 智彦	東京東部漁業協同組合代表理事組合長	
遊漁者代表	小林 得志雄	日本友釣会連盟理事事務局長	
	塚本 哲也	日本友釣同好会理事事務局次長	
学識経験者	丸山 隆	元東京海洋大学 助教	
	村井 衛	東京都内湾漁業環境整備協会常務理事	

VII 島しょ農林水産総合センター

1 島しょ農林水産総合センターの概要

島しょ農林水産総合センターは、本所（庶務課、振興企画室）と3事業所（大島、三宅島、八丈島）と2センター（小笠原：総務局主管）、奥多摩さかな養殖センター（農林水産振興財団）の組織体制で、東京都の水産業と島しょ農林畜産業振興の一翼を担っている。

組織の地理的配置は、マス類等の生息する冷水域からアユやコイ等の生息する温水域にかけての内水面、並びにアサリ、ハゼ等が生息する内湾海域に振興企画室、タカベ、サザエ等の生息する伊豆諸島北部海域に大島事業所、噴火被害の影響が今なお残る三宅島に三宅事業所、カツオ、トビウオ等の生息する伊豆諸島南部海域に八丈事業所、メカジキの生息する亜熱帯海域に小笠原水産センター、亜熱帯農業センターを配置し、それぞれの地域特性に密着した課題に対応するとともに、キンメダイを中心とした島しょ海域の広域的課題、資源評価やDNA解析等の高度専門的課題には振興企画室が中心となった組織的対応を行っている。

◎施設の位置と概要

組織名	住所	土地 (m ²)	建物 (m ²)	漁業調査指導船等
本所	港区海岸 2-7-104		(1,276)	
奥多摩さかな養殖センター	西多摩郡奥多摩町小丹波 720	22,138	1,534	
大島事業所 (水産)	大島町波浮港 18 (令和2年9月より仮設庁舎(波浮港17))	5,875	1,383	「みやこ」189t 1,492 kW 「やしお」117t 1,471 kW 「かもめ」4t 353 kW
大島事業所 (農林)	大島町元町字小清水 273-1	11,261	983	
三宅事業所	三宅村坪田 4357	129,655	2,330	
八丈事業所 (水産)	八丈町三根 4222	6,183	990	「たくなん」44t 1,203 kW
八丈事業所 (農林)	八丈町大賀郷 4341-11	40,551	2,377	
小笠原水産センター	小笠原村父島字清瀬	6,223	1,909	「興洋」87t 1,030 kW 「ウェントル」2t 95 kW
亜熱帯農業センター	小笠原村父島字小曲	187,814	3,922	

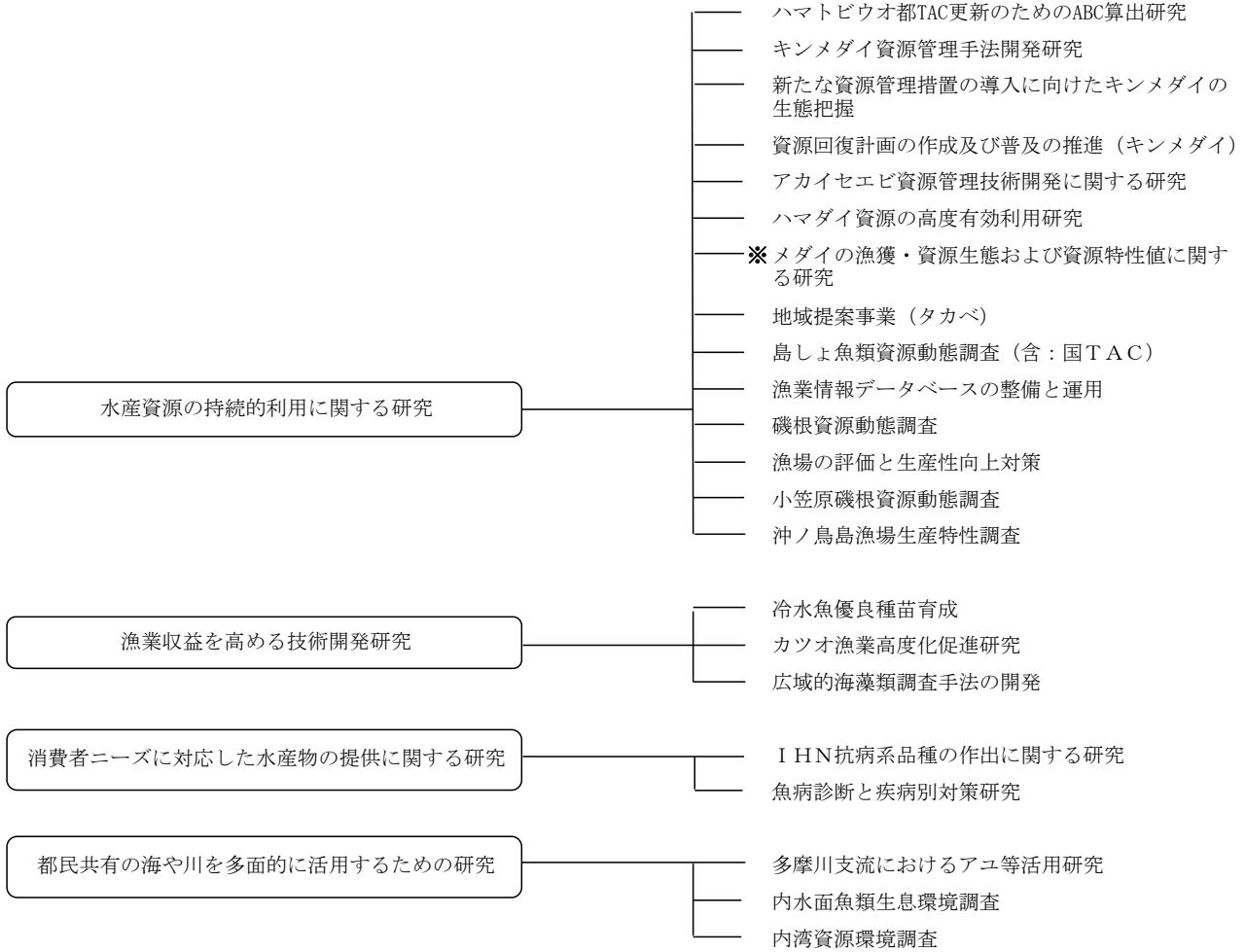
令和3年度 島しょ農林水産総合センター 事業体系

研究テーマ(予算課題)

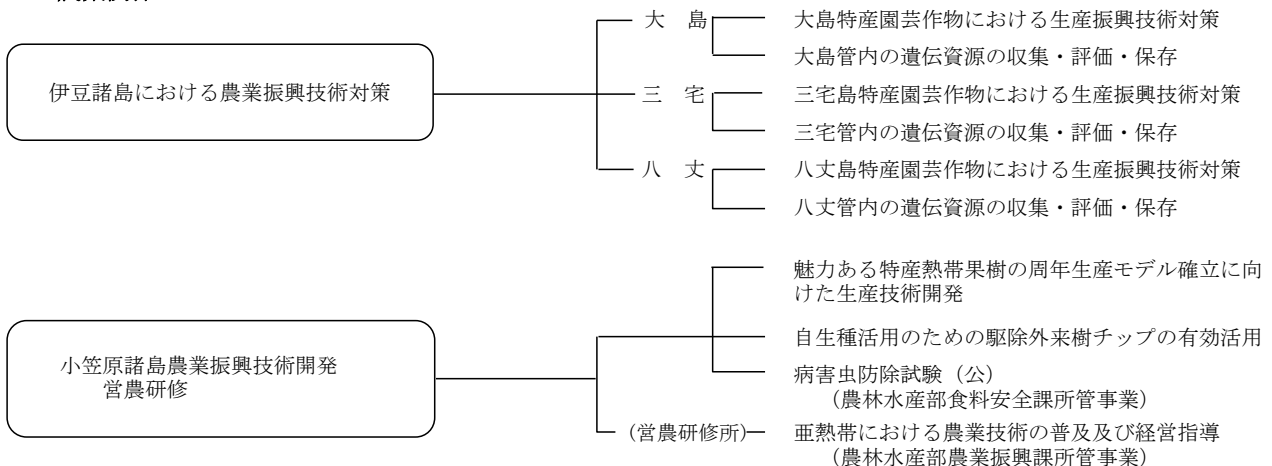
個別課題

※令和3年度新規事業

<水産関係>



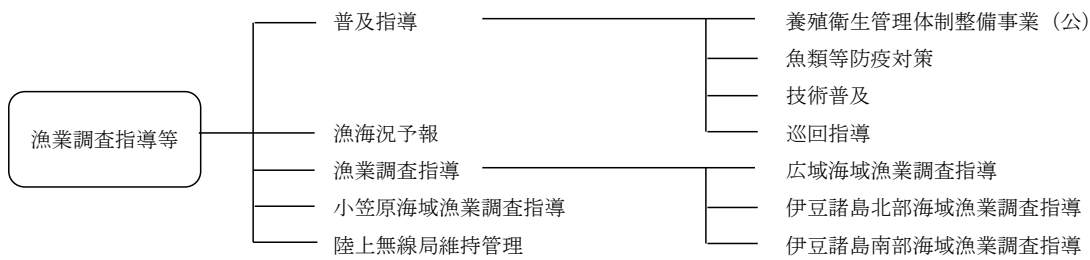
<農業関係>



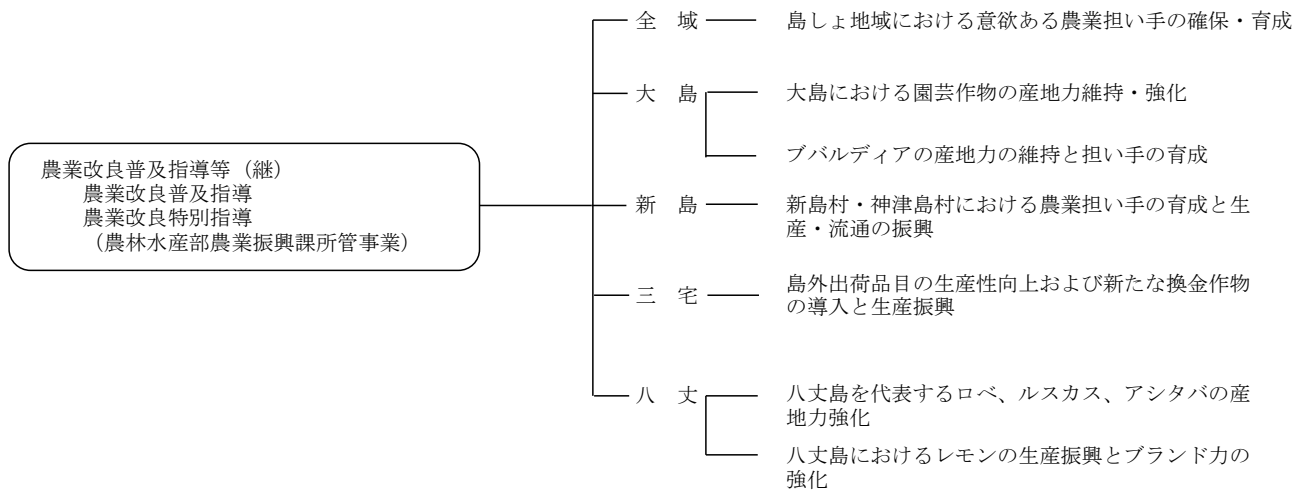
普及指導テーマ(予算課題)

個別課題

<水産関係>



<農業関係>



◎事業概要【水産分野】

課 題 名	事 業 概 要
<p>1. ハマトビウオ都TAC更新のためのABC算出研究 (継 続) <担当部署> 振興企画室 大島事業所 八丈事業所</p>	<p>【目 的】 ハマトビウオ漁業の次年度TAC策定に必要なABC(生物学的許容漁獲量)を算出するとともに、資源解析の精度向上を図る。また、ハマトビウオの回遊経路など、資源管理の高度化に必要な生物学的特性を明らかにする。</p> <p>【内 容】 ①漁業情報の収集と統計解析 ②生物学的特性の解明:年齢、成熟、回遊経路等の解明 ③ABCの算出 ④資源評価票の作成・更新 ⑤都TAC関連会議出席</p>
<p>2. キンメダイ資源管理手法開発研究 (継 続) <担当部署> 振興企画室 大島事業所 八丈事業所</p>	<p>【目 的】伊豆諸島におけるキンメダイの漁業実態、資源生物特性等を把握して資源管理手法の開発に取り組むとともに、資源回復計画、TAE(許容努力量制度)等による新たな広域的資源管理の展開に必要な科学的根拠を得る。</p> <p>【内 容】 ①キンメダイ漁業情報の収集と漁獲特性の把握 ②漁場別魚体組成の把握 ③卵稚仔と幼魚の分布様式把握 ④魚群の移動回遊と漁場形成要因の把握 ⑤主要漁場の音響調査 ⑥夜キンメ漁の影響調査 ⑦資源量推定 ⑧資源評価票の作成と更新 ⑨キンメダイ資源管理関連会議に出席して研究成果の報告と情報提供 ⑩研修会等への参加による新たな知見の収集</p>
<p>3. 新たな資源管理措置の導入に向けたキンメダイの生態把握(令和元年度～3年度) <担当部署> 振興企画室 大島事業所 八丈事業所</p>	<p>【目 的】若齢魚の保護を目的とする新たな資源管理措置を導入するため、漁場におけるキンメダイの資源動態を明らかにする。これまでの調査で浅場漁場に、若齢魚が多く分布することが判明していることから、島しょ域の浅場漁場を中心に魚群動態を精査し、シミュレーションによる効果的な資源管理措置の検討を行う。</p> <p>【内 容】 ①バイオリギングによるキンメダイの行動解析 ②漁場における魚群特性の把握 ③漁場環境が魚群動態に及ぼす影響調査 ④新たな資源管理措置の検討とシミュレーションによる効果予測</p>
<p>4. 資源回復計画の作成及び普及の推進(キンメダイ)(公) (平成19年度～) <担当部署> 振興企画室 大島事業所 八丈事業所</p>	<p>【目 的】管内のキンメダイ一本釣り漁業に関し、管理措置の実施状況と資源回復状況を把握し、資源管理計画の作成及び普及に資する。</p> <p>【内 容】 ①管内主要漁場における操業実態の把握 ②漁獲量・出漁隻数等漁獲情報の収集 ③漁獲物測定による漁場別年齢構成等の把握</p>

水産資源の持続的利用に関する研究

課 題 名	事 業 概 要
<p>5. 地域提案事業(タカベ)(公)</p> <p>(平成15年度～)</p> <p><担当部署> 振興企画室 大島事業所</p>	<p>【目 的】伊豆諸島海域におけるタカベの資源管理型漁業推進に必要な科学的知見を得るための調査を実施し、行政施策に反映する。</p> <p>【内 容】</p> <p>①伊豆諸島海域におけるタカベ漁業の漁業種類別、漁場別漁獲努力量と漁獲量の把握 ②伊豆諸島海域におけるタカベ漁獲物の魚体測定、年齢査定と漁場別年齢構成の把握 ③伊豆諸島海域におけるタカベの成熟状況の把握 ④成果のとりまとめ及び関連会議への出席と報告</p>
<p>6. 島しょ魚類資源動態調査 (含:国TAC)</p> <p>(継 続)</p> <p><担当部署> 振興企画室 大島事業所 八丈事業所</p>	<p>【目 的】伊豆諸島における重要な魚類資源について、漁業資源情報の収集と基礎生態調査を行い、資源管理のための基礎データとするとともに、持続的漁業生産活動に資する。</p> <p>【内 容】</p> <p>①伊豆諸島海域の主要魚類に関する漁業情報の収集:タカベ・イサキ・アオダイ・ハマダイ・クサヤモロ等 ②漁獲物の生物特性の把握:尾又長・体重・年齢組成等 ③試験操業及び標識放流などによる基礎生態の把握 ④伊豆諸島海域での国TAC対象魚種(イワシ・アジ・サバ)の卵稚仔分布調査を行い、国に情報提供</p>
<p>7. 漁業情報データベースの整備と運用</p> <p>(継 続)</p> <p><担当部署> 振興企画室</p>	<p>【目 的】管内の漁業生産動向の把握と資源解析用基礎データの収集・整備のために管内漁業協同組合の水揚げ情報を収集・整理し、データベースとして整備・運用する。あわせて、効率的運用を図るためのシステムの維持管理を行う。</p> <p>【内 容】</p> <p>①管内漁協の漁業情報の収集とデータベースの整備 ②システムの維持管理と高度化</p>
<p>8. 磯根資源動態調査</p> <p>(継 続)</p> <p><担当部署> 大島事業所 八丈事業所</p>	<p>【目 的】テングサ、トサカノリなどの海藻類及びフクトコブシ、サザエなどの貝類について、資源動態をモニタリングし、得られた成果を取りまとめ、関係機関に情報提供する。</p> <p>【内 容】</p> <p>①テングサ、トサカノリ、アントクメの生育状況の把握 ②フクトコブシ、サザエ天然資源の生息分布状況等の把握 ③放流フクトコブシ、アワビの成長、混獲状況の把握 ④漁場環境の変動把握(大島被災漁場復興における代替漁場を含む)</p>

水産資源の持続的利用に関する研究

課 題 名	事 業 概 要
<p>9. 漁場の評価と生産性向上対策</p> <p>(平成23年度～)</p> <p><担当部署> 大島事業所 八丈事業所</p>	<p>【目的】造成された築いそ漁場について多面的な科学的評価を行うとともに、生産性を向上させるための漁場造成技術を開発する。</p> <p>【内容】</p> <p>①磯根漁場環境(物理、化学、生物環境)の把握:大島、三宅島、八丈島 ②漁場造成技術の開発:八丈島 ③漁場環境データの管理:大島</p>
<p>10. メダいの漁獲、資源生態および資源特性値に関する研究</p> <p>(令和3～7年度)</p> <p><担当部署> 八丈事業所</p>	<p>【目的】試験操業や加入・回遊経路調査等から、資源生態の基礎的知見を把握し、八丈島周辺海域におけるメダいの資源量を推定する。</p> <p>【内容】</p> <p>①漁獲状況調査 ②魚体測定調査 ③加入・回遊経路調査 ④資源量の推定</p>
<p>11. アカイセエビ資源管理技術開発に関する研究</p> <p>(令和2～6年度)</p> <p><担当部署> 小笠原水産センター</p> <p>水産資源の持続的利用に関する研究</p>	<p>【目的】小笠原諸島海域におけるアカイセエビについて、生活史を把握するとともに、体長測定や標識放流によって資源特性値を推定する。それらを踏まえ、資源管理手法を開発し、地元で展開されている資源管理の取り組みに対し、科学的立場からの提言を行う。</p> <p>【内容】</p> <p>①資源調査 水揚げ情報の収集、標識放流、資源診断、資源管理手法の提言 ②生活史の解明 ネット調査、餌生物調査、稚エビ採集・飼育試験</p>
<p>12. ハマダイ資源の高度有効利用研究</p> <p>(平成30～令和4年度)</p> <p><担当部署> 小笠原水産センター</p>	<p>【目的】小笠原海域におけるハマダイについて、水揚げ情報による資源量指数(CPUE)の把握、魚体測定や標識放流を行い、資源評価に必要な生態的基礎情報を収集する。また、付加価値向上のため、鮮度保持手法の開発、海域や季節など脂肪量の特性を把握する。それらをふまえ、効果的な漁獲から出荷にいたる形態について科学的立場から資源の有効利用について提言を行う。</p> <p>【内容】</p> <p>①水揚げ状況の把握 ②資源評価手法の開発 ③付加価値向上、鮮度保持技術の開発 ④資源有効利用手法の提言 ⑤資源関連会議への出席</p>
<p>13. 小笠原磯根資源動態調査</p> <p>(継続)</p> <p><担当部署> 小笠原水産センター</p>	<p>【目的】小笠原海域の磯根漁場の主要水産生物について生態調査を行い、基礎的知見を蓄積し、資源管理に資する。また、サンゴ礁に関する知見を収集しサンゴ礁の保全に資する。</p> <p>【内容】</p> <p>①イセエビ類の生態調査・生物測定を行い、資源管理に必要な基礎的知見の蓄積を図る。 ②平成15年に造礁サンゴの白化現象が発生した海域のその後の状況を把握するとともに造礁サンゴに関する基礎的知見を収集する。</p>
<p>14. 沖ノ鳥島漁場生産特性調査</p> <p>(継続)</p> <p><担当部署> 振興企画室 小笠原水産センター 大島事業所 八丈事業所</p>	<p>【目的】沖ノ鳥島周辺海域における漁業の可能性、沖ノ鳥島から伊豆諸島に至る都の海域の水産資源から見た連続性などを把握するための各種調査を実施する。</p> <p>【内容】</p> <p>①漁場開拓と漁業資源動態把握 ②漁業資源の地域連続性確認 ③漁場環境把握</p>

課題名	事業概要																																																																															
<p>1. 冷水魚優良種苗育成 (継続) ＜担当部署＞ 奥多摩さかな養殖センター(委託)</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; left: -40px; top: 50%; transform: translateY(-50%);">漁業収益を高める技術開発研究</p>	<p>【目的】魚病対策や多様化する消費者ニーズに対応した養殖技術の改良により、優良な冷水魚種苗を生産・配付・放流する。</p> <p>【内容】 ①冷水性魚類の種苗生産・配付・放流:ニジマス・イワナ・ヤマメ ②管内養殖業者に対する養殖技術指導:年60件程度 ③優良種苗の育成試験:ヤマメの遺伝的劣化防止試験、IHN抗病性判定試験、「奥多摩やまめ」の定着化</p> <p>令和3年度種苗の生産・配付・放流計画</p> <table border="1" data-bbox="513 504 1386 891"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">種苗の種類</th> <th rowspan="2">発育段階ごとの生産数</th> <th rowspan="2">配付数 (歳入対象種苗)</th> <th colspan="2">配付数内訳</th> <th rowspan="2">その他 歩減・孵化(飼育用)・ 親魚候補・試験等</th> </tr> <tr> <th>放流用 (河川漁協)</th> <th>養殖用 (養殖漁協)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">ニジマス</td> <td>発眼卵</td> <td>864</td> <td>210</td> <td>140</td> <td>70</td> <td>654(孵化・試験)</td> </tr> <tr> <td>春稚魚</td> <td>345</td> <td>50</td> <td>-</td> <td>50</td> <td>295(歩減・秋稚魚・試験)</td> </tr> <tr> <td>秋稚魚</td> <td>206</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>-</td> <td>6(歩減・親魚)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ヤマメ</td> <td>発眼卵</td> <td>1,665</td> <td>1,000</td> <td>240</td> <td>760</td> <td>665(孵化・試験)</td> </tr> <tr> <td>春稚魚</td> <td>430</td> <td>200</td> <td>155</td> <td>45</td> <td>230(歩減・秋稚魚・試験等)</td> </tr> <tr> <td>秋稚魚</td> <td>59</td> <td>45</td> <td>45</td> <td>-</td> <td>14(歩減・親魚・試験)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">奥多摩やまめ</td> <td>発眼卵</td> <td>150</td> <td>90</td> <td>-</td> <td>90</td> <td>60(孵化・試験)</td> </tr> <tr> <td>稚魚</td> <td>21</td> <td>20</td> <td>-</td> <td>20</td> <td>1(試験・歩減)</td> </tr> <tr> <td>成魚</td> <td>1</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1(試験・歩減)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">イワナ</td> <td>発眼卵</td> <td>181</td> <td>101</td> <td>50</td> <td>51</td> <td>80(孵化・試験)</td> </tr> <tr> <td>稚魚</td> <td>11</td> <td>10</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>1(歩減・親魚・試験)</td> </tr> </tbody> </table>	種苗の種類		発育段階ごとの生産数	配付数 (歳入対象種苗)	配付数内訳		その他 歩減・孵化(飼育用)・ 親魚候補・試験等	放流用 (河川漁協)	養殖用 (養殖漁協)	ニジマス	発眼卵	864	210	140	70	654(孵化・試験)	春稚魚	345	50	-	50	295(歩減・秋稚魚・試験)	秋稚魚	206	200	200	-	6(歩減・親魚)	ヤマメ	発眼卵	1,665	1,000	240	760	665(孵化・試験)	春稚魚	430	200	155	45	230(歩減・秋稚魚・試験等)	秋稚魚	59	45	45	-	14(歩減・親魚・試験)	奥多摩やまめ	発眼卵	150	90	-	90	60(孵化・試験)	稚魚	21	20	-	20	1(試験・歩減)	成魚	1	-	-	-	1(試験・歩減)	イワナ	発眼卵	181	101	50	51	80(孵化・試験)	稚魚	11	10	5	5	1(歩減・親魚・試験)
種苗の種類						発育段階ごとの生産数	配付数 (歳入対象種苗)		配付数内訳			その他 歩減・孵化(飼育用)・ 親魚候補・試験等																																																																				
		放流用 (河川漁協)	養殖用 (養殖漁協)																																																																													
ニジマス	発眼卵	864	210	140	70	654(孵化・試験)																																																																										
	春稚魚	345	50	-	50	295(歩減・秋稚魚・試験)																																																																										
	秋稚魚	206	200	200	-	6(歩減・親魚)																																																																										
ヤマメ	発眼卵	1,665	1,000	240	760	665(孵化・試験)																																																																										
	春稚魚	430	200	155	45	230(歩減・秋稚魚・試験等)																																																																										
	秋稚魚	59	45	45	-	14(歩減・親魚・試験)																																																																										
奥多摩やまめ	発眼卵	150	90	-	90	60(孵化・試験)																																																																										
	稚魚	21	20	-	20	1(試験・歩減)																																																																										
	成魚	1	-	-	-	1(試験・歩減)																																																																										
イワナ	発眼卵	181	101	50	51	80(孵化・試験)																																																																										
	稚魚	11	10	5	5	1(歩減・親魚・試験)																																																																										
<p>2. カツオ漁業高度化促進研究 (令和元～5年度) ＜担当部署＞ 八丈事業所</p>	<p>【目的】近年、日本近海へのカツオ来遊量が減少傾向にあり、八丈島ではCPUEが最盛期の1/3～1/10程度まで減少している。漁獲量が減少する中で、漁業者からは制度の高い漁場予測の発信が望まれている。前事業ではカツオにアーカイバルタグを装着し、そのデータを元に水温と流速から漁場予測モデル(HSIモデル)を作成したが、実用化には至っていない。そこで、装着個体が海山周辺においてエネルギー摂取量が高かったことに着目し、行動把握データに加えて好餌料環境の物理データを活用する。精度を向上させた漁場予測モデルの公開とモデルに使用した海況情報を配信することで、漁場探索の効率化による所要経費の削減および漁家経営の安定化を支援する。</p> <p>【内容】 ①漁業・魚体情報調査 ②行動生態調査 ③餌料環境調査 ④漁場予測モデルの検討と検証</p>																																																																															
<p>3. 広域的海藻類調査手法の開発 (令和2～4年) ＜担当部署＞ 大島事業所</p>	<p>【目的】広域的海藻類調査手法を開発することで、既存の手法の弱点を補い、目的に応じて複数の調査手法が選択できるようにする。また、既存の手法と観測データを組み合わせる解析手法を開発することで、資源状況の推定精度の向上を図る。</p> <p>【内容】 ①植生探査ソナーによる海藻類調査 ②ハイパースペクトルセンサー搭載ドローンとの組み合わせの検討</p>																																																																															

課 題 名	事 業 概 要
<p>消費者ニーズに対応した水産物の提供に関する研究</p> <p>1. IHN抗病系品種の作出に関する研究 (継 続) <担当部署> 奥多摩さかな養殖センター(委託)</p> <p>2. 魚病診断と疾病別対策研究 (継 続) <担当部署> 振興企画室 奥多摩さかな養殖センター(委託)</p>	<p>【目 的】IHN(伝染性造血器壊死症)に罹りにくい「抗病系品種(ニジマス)」を作出し、冷水性魚類養殖業の経営安定に資する。</p> <p>【内 容】 選抜育種による抗病性の高い品種の作出</p> <p>【目 的】魚病診断により養殖魚等の疾病を把握し、予防、治療方法を確立して病害を防除することにより、安定した養殖業等の生産体制確立に寄与する。</p> <p>【内 容】 ①天然河川におけるアユ等の疾病発生防除 ②重要疾病の診断・対策 ③原因不明疾病の診断 ④関連会議に出席し、魚病に関する情報収集</p>
<p>都民共有の海や川を多面的に活用するための研究</p> <p>1. 多摩川支流におけるアユ等活用研究 (令和2～4年度) <担当部署> 振興企画室</p> <p>2. 内水面魚類生息環境調査 (継 続) <担当部署> 振興企画室</p> <p>3. 内湾資源環境 (継 続) <担当部署> 振興企画室</p>	<p>【目 的】環境DNAを用いて、江戸前アユでは定置網の入網状況および河口域での分布状況を、多摩川流域の魚類については直接採集による魚種組成との関係を把握する。また、多摩川支流域についてはマス類等の内水面生息魚類の生息状況を網羅的に把握することで、内水面漁業の振興や河川の有効利用のための基礎資料とする。</p> <p>【内 容】 ① アユ遡上量調査: 定置網によるアユ遡上調査、入網数と環境DNAとの関係把握、河口域での分布状況及び定置網調査終了後の遡上状況の把握 ② 支流魚類相調査 魚類相の比較(直接採集法と環境DNAメタバーコーディング)、在来マス類、外来魚等の魚類相把握(支流を主体とした多摩川流域)</p> <p>【目 的】都下河川流域における魚類の分布状況、生息環境及び資源状況を定期的にモニタリングし、主要魚種の資源動態、定点における魚類相等の変動を把握する。</p> <p>【内 容】 ①内水面生息主要魚種(外来魚、シジミを含む)の生息状況把握 ②定点のモニタリング調査による生物相の把握</p> <p>【目 的】東京都内湾における魚介類の生息状況と水質・底質等の環境を定期的にモニタリング調査し、生物の動向と環境との関係を的確に把握する。</p> <p>【内 容】 ①内湾における仔稚魚の発生状況把握 ②内湾における水質環境の把握 ③内湾における底質・マクロベントスの把握</p>

課 題 名	事 業 概 要
<p>1. 普及指導 (継 続)</p> <p><担当部署> 振興企画室 大島事業所 八丈事業所</p>	<p>【目 的】巡回指導などにより地元町村、漁業者の要望を把握するとともに、漁業生産現場が抱える課題に対し、蓄積している技術と知識を活用し、問題の解決を図る。併せて、都民への普及・啓発活動に取り組む。</p> <p>【内 容】</p> <p>①巡回指導による技術指導:飼育・蓄養管理などの指導 ②技術開発・普及:未利用水産資源の利活用・漁具漁法の導入指導、サメ等被害対応等 ③啓発・普及:ヤマメ産卵放流指導・ヤマメ里親教室の指導・海浜教室・体験学習・研究成果報告会の開催・食育の推進支援等 ④連絡調整会議の開催:連絡調整会議(振興企画室と水産課)、地域連絡会(事業所と支庁)</p>
<p>2. 養殖衛生管理体制整備事業(公) (継 続)</p> <p><担当部署> 振興企画室</p>	<p>【目 的】養殖生産物の安全性を確保し、健全で安心できる養殖魚の生産に寄与するために、疾病対策のみならず食品衛生や環境保全にも対応した養殖衛生管理体制の整備を推進する。</p> <p>【内 容】</p> <p>①全国養殖衛生管理推進会議等への参加による総合推進対策 ②巡回指導等による養殖衛生管理指導 ③養殖場の調査・監視 ④疾病監視などによる疾病対策、特定疾病蔓延防止措置</p>
<p>3. 魚類等防疫対策 (平成24年度～)</p> <p><担当部署> 振興企画室 水産課</p>	<p>【目 的】持続的養殖生産確保法に基づいて蔓延防止に取り組む「特定疾病」及び国際的に防疫対策に取り組むべきとされる「OIEリスト疾病」等、国への報告義務がある疾病のまん延防止に努める。</p> <p>【内 容】</p> <p>①まん延防止対策 ②対策協議会の開催(必要に応じて)</p>
<p>4. 漁海況予報事業(公・単) (継 続)</p> <p><担当部署> 大島事業所 八丈事業所 振興企画室</p>	<p>【目 的】漁海況情報の迅速な収集・解析により、漁業者への情報提供、漁海況速報を発行して操業の効率化を図ることにより、漁業経営の安定に資する。</p> <p>【内 容】</p> <p>①漁海況情報収集:調査船定線調査、地先定点観測、漁船等からの情報収集 ②漁海況情報提供:伊豆諸島海域漁海況情報(週報)等 ③漁海況情報分析 ④情報の提供:関東・東海海況速報・八丈海洋ニュース等</p>
<p>5. 広域海域漁業調査指導(みやこ) (継 続)</p> <p><担当部署> 大島事業所</p>	<p>【目 的】広域海域における漁場環境調査、資源動向調査、漁業取締などを行い、資源管理型漁業を推進するとともに、漁業生産性の向上、漁業秩序の維持を図る。</p> <p>【内 容】</p> <p>年間運航日数 200日</p> <p>①資源変動把握調査:回遊性魚類調査(カツオ・ハマトビウオ30日)、底生性魚類調査(23日) ②漁場環境変動把握調査:沖合定線調査(36日)、沿岸水温観測(14日) ③資源管理型漁業推進事業:キンメダイ初期生態調査(31日)、キンメダイ計量魚探・試験操業(28日)、漁場環境調査(海底地形:11日) ④沖ノ鳥島調査(上記①～③調査のうち10日) ⑤漁業取締(11日) ⑥指導船整備他(16日)</p>

漁業調査指導等

課 題 名	事 業 概 要
<p>6. 伊豆諸島北部海域 漁業調査指導(やしお)</p> <p>(継 続)</p> <p><担当部署> 大島事業所</p>	<p>【目 的】伊豆諸島北部海域における漁場環境調査、資源動向調査、漁業取締などを行い、資源管理型漁業を推進するとともに、漁業生産性の向上、漁業秩序の維持を図る。</p> <p>【内 容】 年間運航日数 170日 ①資源変動把握調査:回遊性魚類調査(26日)、底生性魚類調査(28日)、タカベ・イサキ調査(7日) ②漁場環境変動把握調査:海洋観測調査(34日) ③資源管理型漁業推進事業:海底地形調査(4日) ④漁業取締(50日) ⑤巡回指導(4日) ⑥三宅島漁場監視(8日) ⑦指導船整備他(9日)</p>
<p>7. 伊豆諸島南部海域 漁業調査(たくなん)</p> <p>(継 続)</p> <p><担当部署> 八丈事業所</p>	<p>【目 的】伊豆諸島南部海域における漁場環境調査、資源動向調査、漁業取締などを行い、資源管理型漁業を推進するとともに、漁業生産性の向上、漁業秩序の維持を図る。</p> <p>【内 容】 年間運航日数 170日 ①資源変動把握調査:回遊性魚類調査(6日)、底生性魚類調査(19日) ②漁場環境変動把握調査:定線調査(36日) ③資源管理型漁業推進事業:キンメダイ(25日)、人工魚礁・浮漁礁(6日) ④漁業取締(24日) ⑤都TAC関連調査(12日) ⑥カツオ資源調査(25日) ⑦漁業被害調査(7日) ⑧指導船整備他(10日)</p>
<p>8. 小笠原海域漁業調 査指導(興洋)</p> <p>(継 続)</p> <p><担当部署> 小笠原水産センター</p>	<p>【目 的】小笠原海域、沖ノ鳥島海域における漁場環境調査、資源動向調査、漁業取締などを行い、資源管理型漁業を推進するとともに、漁業生産性の向上、漁業秩序の維持を図る。</p> <p>【内 容】 年間運航日数 180日 ①海洋観測(33日) ②資源調査:ネット調査(21日)、海底地形調査(21日)、底魚資源調査(28日)、たて縄調査(27日) ③沖ノ鳥島調査(31日) ④漁業取締(11日) ⑤指導船整備他(8日)</p>
<p>9. 東京都漁業用 海岸局</p> <p>(継 続)</p> <p><担当部署> 八丈事業所</p>	<p>【目 的】伊豆諸島海域における漁業指導情報、漁業気象、安全情報を速やかに通報し、漁業生産性の向上を図るとともに、操業の安全に資する。</p> <p>【内 容】 ①通信時間:24時間 ②設備内容:SSB50W 2台 SSB25W 4台 DSB10W 4台 DSB1W 17台 全波受信機 5台 遭難緊急警報自動受信器 5台 ③対 象:官庁船4隻 地元漁船等 ④業務内容:・漁業指導に関する通信 ・漁業気象及び航行警報に関する通信 ・遭難緊急安全に関する通信 ・通信施設の点検整備</p>

漁業調査指導等

課 題 名	事 業 概 要
<p>10. 父島漁業用 海岸局</p> <p>(継 続)</p> <p><担当部署> 小笠原水産センター</p> <p>漁業調査 指導等</p>	<p>【目的】小笠原近海における漁業指導情報、漁業気象、安全情報を速やかに通報し、漁業生産性の向上を図るとともに、操業の安全に資する。</p> <p>【内容】</p> <p>①通信時間:08:00～17:15 (但し、興洋またはみやこが泊まり航海の際は06:00～21:00)</p> <p>②設備内容:SSB50W 2台 SSB25W 2台 簡易無線機 2台 多重無線機 2台</p> <p>③対 象:官庁船2隻 地元漁船等</p> <p>④業務内容: ・漁業指導に関する通信 ・漁業気象及び航行警報に関する通信 ・遭難緊急安全に関する通信 ・通信施設の点検整備</p>

2 漁業調査指導船

船名	みやこ	やしお	かもめ	たくなん	興洋
竣工	平成24年 2月29日	平成31年 2月18日	昭和57年 10月28日	平成16年 3月3日	平成19年 2月28日
最大速力(ノット)	14.8	16.0	18.2	14.0	14.2
航海速力(ノット)	13.0	15.0	15.0	13.0	13.0
航続距離(海里)	5,000	2,000		807	2,000
定員	船員16名 調査員8名	船員9名 調査員3名	船員1名 調査員9名	船員8名 調査員6名	船員9名 調査員5名
1 船体					
船質	鋼	鋼	FRP	FRP	鋼
全長(m)	42.93	44.69	13.55	25.50	33.07
登録長(m)	35.60	37.60	9.80	20.18	28.40
幅(m)	7.40	6.60	2.30	5.58	6.00
深さ(m)	3.30	3.20	0.76	2.16	2.90
トン数(t)	189	117	3.87	44	87
2 機関					
主機関(kW)	1,492 1基 ハウススター	1,471 1基 ハウススター	353 1基	1,203 1基	1,030 1基 ハウススター

〔漁業調査指導船の海域分担〕

東京都の海は内湾から小笠原諸島に及ぶ広大な海域で、このうち伊豆諸島北部海域を「やしお」、南部海域を「たくなん」、小笠原海域と沖ノ鳥島海域を「興洋」が担当し、沖合の南鳥島・沖ノ鳥島や他県海域を含む広い海域を「みやこ」が担当している。その他「かもめ」(大島)、「ウェントル」(小笠原)は島周りの浅海域の調査や潜水調査の母船の役割を担当している。

3 島しょ農林水産総合センター分掌事務

島しょ農林水産総合センター

庶務課	庶務担当	<ol style="list-style-type: none"> センター所属職員の人事及び給与に関すること。 センターの公文書類の收受、配布、発送、編集及び保存に関すること。 土地、建物及び工作物等の維持管理に関すること。 センター内の取締りに関すること。 センター内の他の室、事業所及び課長代理に属さないこと。
	経理担当	<ol style="list-style-type: none"> センターの予算、決算及び会計に関すること。 土地、建物及び工作物の維持管理に関すること。
振興企画室	企画調整担当	<ol style="list-style-type: none"> 水産に関する試験、研究及び調査の総合調整並びに情報の収集及び管理に関すること。 水産資源及び水生生物に係る試験、研究及び調査の実施に関すること。 水生生物の病害に係る試験、研究及び調査に関すること。 漁業技術等の普及指導に関すること。 冷水魚の種苗生産に関すること。
	主任研究員	
	農業技術調整担当	<ol style="list-style-type: none"> 島しょ区域における農業、畜産及び林業に関する試験及び研究の総合調整並びに情報の収集及び管理に関すること。 島しょ区域における農業改良助長法(昭和二十三年法律第百六十五号。以下「法」という)第七条第一項、第八条及び第十二条第二項に規定する協同農業普及事業等に関する総合調整に関すること。
大島事業所	水産振興担当	<ol style="list-style-type: none"> 近海及び沿岸の漁業技術、水産資源の養殖、水産物の製造加工に係る試験、研究及び調査に関すること(八丈事業所に属するものを除く。) 水産の普及指導に関すること。 漁況及び海況の予報並びに海上気象の通信に関すること(八丈事業所に属するものを除く。) 漁業調査指導船の運航に関すること。
	主任研究員	
	園芸振興担当	<ol style="list-style-type: none"> 大島の特産園芸作物の品種改良及び栽培技術並びに林業の試験、研究及び調査に関すること。 法第八条第二項各号に掲げる協同農業普及事業に関すること。 普及指導員が法第八条第二項各号に掲げる事務を行うことにより得られた知見の集約その他農業経営及び農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を総合するための活動を行うこと。 農業者に対し農業経営及び農村生活の改善に関する情報を提供すること。 新規就農を促進するための情報の提供、相談その他の活動を行うこと。
	主任普及指導員 [新島分室を含む]	
八丈事業所	水産振興担当	<ol style="list-style-type: none"> 八丈島近海及び沿岸の漁業技術、水産資源の養殖、水産物の製造加工に係る試験、研究及び調査に関すること(主任研究員に属するものを除く。) 水産の普及指導に関すること。 漁況及び海況の予報並びに海上気象の通信に関すること(課長代理(無線通信担当)に属するものを除く。) 漁業調査指導船の運航に関すること。 漁況及び海況の予報並びに海上気象の通信に関すること。
	主任研究員	
	無線通信担当	
	園芸振興担当	<ol style="list-style-type: none"> 八丈島の特産園芸作物の品種改良及び栽培技術並びに林業の試験、研究及び調査に関すること。 法第八条第二項各号に掲げる協同農業普及事業に関すること。 普及指導員が法第八条第二項各号に掲げる事務を行うことにより得られた知見の集約その他農業経営及び農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を総合するための活動を行うこと。 農業者に対し農業経営及び農村生活の改善に関する情報を提供すること。 新規就農を促進するための情報の提供、相談その他の活動を行うこと。
	主任普及指導員	

<p>三宅事業所</p> <p style="margin-left: 100px;">主任普及指導員</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 三宅島の特産園芸作物の品種改良及び栽培技術並びに林業の試験、研究及び調査に関すること。 2 牛、豚及び家きん等の改良繁殖、育成及び飼育管理に関する試験、研究、調査及び指導に関すること。 3 牧野及び飼料作物に関する試験、研究、調査及び指導に関すること。 4 家畜の人工授精に関すること。 5 種畜及び種鶏の配布に関すること。 6 法第八条第二項各号に掲げる協同農業普及事業に関すること。 7 普及指導員が法第八条第二項各号に掲げる事務を行うことにより得られた知見の集約その他農業経営及び農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を総合するための活動を行うこと。 8 農業者に対し農業経営及び農村生活の改善に関する情報を提供すること。 9 新規就農を促進するための情報の提供、相談その他の活動を行うこと。
<p>小笠原水産センター (総務局所管)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 小笠原近海及び沿岸の漁業技術の試験及び研究に関すること。 2 小笠原近海及び沿岸の水産資源の養殖に係る試験及び研究に関すること。 3 小笠原近海の水産資源の調査及び研究に関すること。 4 漁業者への漁業技術指導に関すること。 5 漁業指導無線に関すること。 6 漁業調査指導船の運航に関すること。
<p>小笠原亜熱帯農業センター [営農研修所を含む] (総務局所管)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 農畜産業に関する試験研究及び調査に関すること。 2 果樹、園芸作物の品種改良及び栽培に関する試験研究及び調査に関すること。 3 農業に関する専門的技術及び知識の普及指導に関すること。 4 植物の病虫害防除に関する試験研究及び調査に関すること。

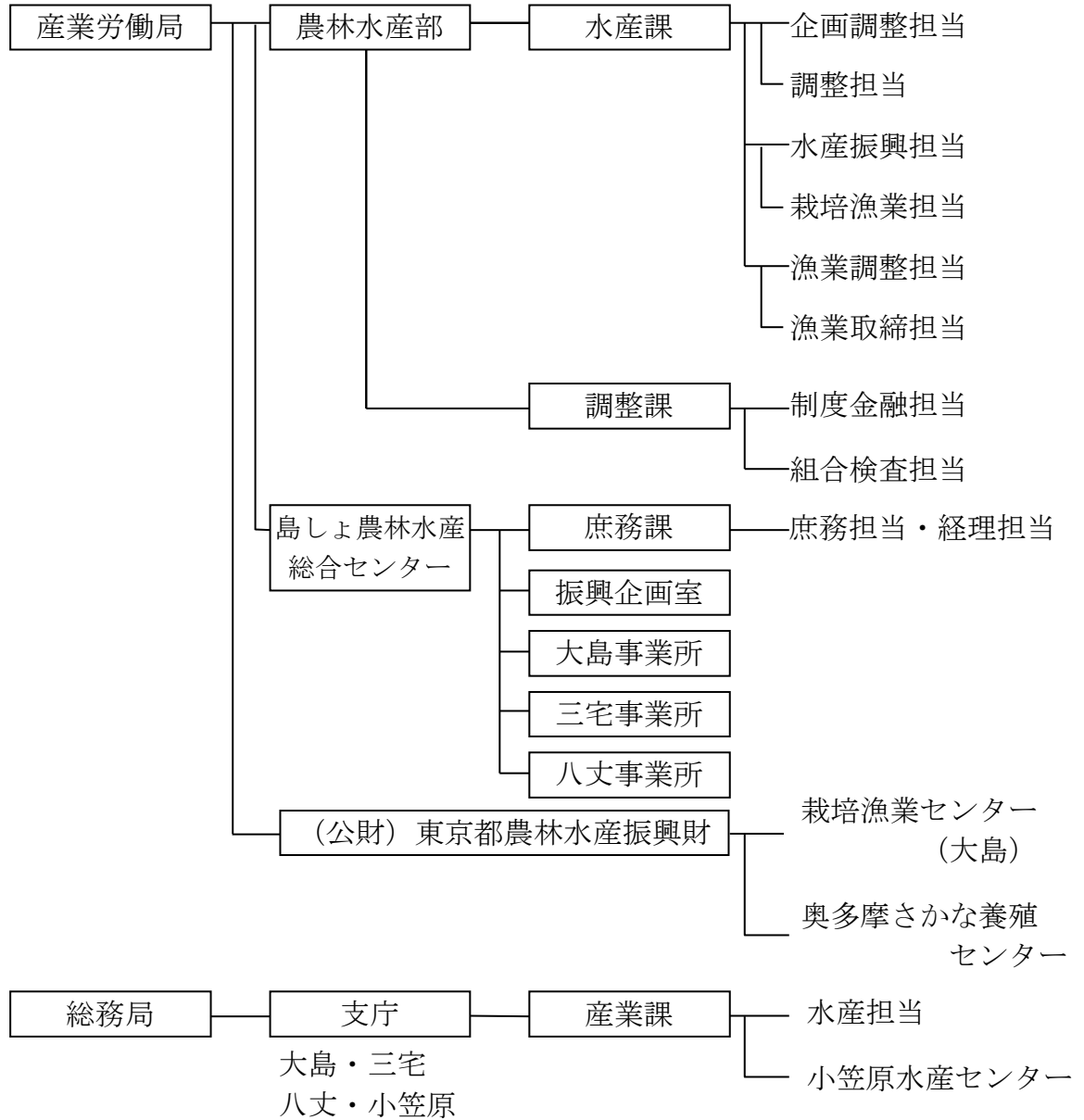
◎ 東京都島しょ農林水産総合センター定期刊行物（水産関係）

刊行物の名称	内 容	刊行回数
「事業報告」（年報）	各年度内に実施した試験・研究・指導・事業ごとの結果をとりまとめたもの	年一回
「事業成果速報」	各年内に実施した試験・研究・指導・事業ごとの結果の速報	年一回
「主要成果集」	各年度内に顕著な成果が得られた課題について、要点をわかりやすくまとめたもの	年一回
「水産海洋研究報告」	年度を渡って継続して調査研究した課題をとりまとめた報告書	その都度
「事業概要」	東京都島しょ農林水産総合センターの沿革、組織、予算、事業体系、事業概要、事業所施設等を紹介するもの	年一回
ホームページ	東京都島しょ農林水産総合センターの事業概要、トピック、伊豆諸島の魚貝類、漁海況等を紹介するホームページ http://www.ifarc.metro.tokyo.lg.jp	毎日更新
「大島事業所トピック」	大島事業所の広報誌	不定期
「八丈事業所トピックス」	八丈事業所の広報誌	不定期
「海洋島」	小笠原水産センターの広報誌	不定期
「関東・東海漁海況速報」	当センター大島事業所、千葉、神奈川、静岡、三重、和歌山、漁業情報サービスセンターが共同で発行する漁海況速報（海の天気図）	毎日
「八丈海洋ニュース」	八丈事業所が発行する海況情報誌	ほぼ毎日
「沖合定線観測結果」	大島事業所指導船「みやこ」の定線観測結果	月一回
「沿岸定線観測結果」	大島事業所指導船「やしお」の定線観測結果	月一回
「海洋観測速報」	八丈事業所指導船「たくなん」の定線観測結果	月一回
「おがさわら海の情報」	小笠原水産センター指導船「興洋」の定線観測結果	月一回
「定地観測水温表」	大島事業所が発行する月別各島定地水温	月一回
「漁業気象」	東京都漁業無線局が発行する天気現況と予想	毎日二回

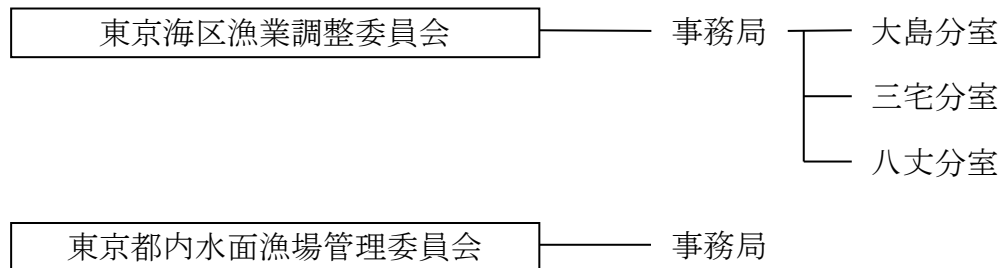
VIII 水産行政

1 水産行政組織（令和3年4月1日現在）

【知事部局】



【行政委員会】



2 水産課担当別分掌事務（行政委員会を含む）

企画調整担当

- ・課内の経理、人事、文書、物品等に関すること
- ・水産統計に関すること
- ・東京都農林漁業振興対策審議会漁業部会に関すること
- ・水産関係災害に関すること
- ・漁業後継者育成に関すること
- ・水産業の総合振興対策事業に関すること
- ・水産業協同組合の設立、併合、解散及び定款変更に関すること
- ・水産業協同組合及び連合会の指導監督に関すること
- ・水産業協同組合の整備促進に関すること
- ・漁業共済及び漁船保険組合に関すること
- ・その他水産業協同組合に関すること
- ・島しょ農林水産総合センターに関すること
- ・課内他の担当及び担当課長代理に属しないこと

水産振興担当

- ・漁業振興施設整備に関すること
- ・水産物供給基盤整備に関すること
- ・内水面総合振興に関すること
- ・小笠原諸島の漁業振興に関すること
- ・その他水産振興に関すること

栽培漁業担当

- ・栽培漁業に関すること
- ・東京都栽培漁業推進協議会に関すること
- ・東京都栽培漁業センターに関すること

漁業調整担当

- ・漁獲量計画の策定並びに漁業調整に関すること
- ・漁業資源管理に関すること
- ・内水面漁業調整に関すること
- ・内水面漁場管理委員会に関すること
- ・漁場環境保全に関すること
- ・漁業公害対策に関すること
- ・漁獲量管理に関すること
- ・漁獲量情報管理システムに関すること
- ・漁船の登録等に関すること

- ・遊漁船業の登録に関すること
- ・その他漁業調整に関すること

漁業取締担当

- ・漁業取締に関すること
- ・漁業補償に係る調査及び連絡に関すること

東京海区漁業調整委員会事務局

- ・東京海区漁業調整委員会に関すること

東京都内水面漁場管理委員会事務局

- ・内水面漁場管理委員会に関すること

IX 資 料

- 1 経営体・就業者
- 2 生産量・生産額
- 3 漁船
- 4 漁業制度と都の漁業

1 経営体・就業者

漁業経営体数の推移

単位：経営体

	平成10年	平成15年	平成20年	平成25年	平成30年
個人	1,013	784	654	591	503
団体	24	20	15	13	9
合計	1,037	804	669	604	512

資料：漁業センサス（第10次、2003年、2008年、2013年、2018年）

注：平成15年は三宅島を含まず

漁業就業者数の推移

単位：人

	平成10年	平成15年	平成20年	平成25年	平成30年
区 部	497	387	494	261	299
島 しょ 部	982	769	749	711	597
大 島	579	476	428	406	320
大島	220	173	141	133	98
利島～神津島	359	303	287	273	222
三宅・御蔵島	145	19	61	66	49
八丈島・青ヶ島	198	196	190	164	151
小 笠 原	60	78	70	75	77
合 計	1,479	1,156	1,243	972	896

資料：漁業センサス（第10次、2003年、2008年、2013年、2018年）

注：平成15年は三宅島を含まず

漁業就業者数の男女・年齢別の推移

単位：人

	平成15年		平成20年		平成25年		平成30年	
	人数	比率 (%)	人数	比率 (%)	人数	比率 (%)	人数	比率 (%)
男 性	1,077	93.2	1,161	93.4	938	96.5	871	97.2
15～24歳	37	3.2	21	1.7	24	2.5	47	5.2
25～39歳	155	13.4	148	11.9	145	14.9	144	16.1
40～59歳	445	38.5	543	43.7	355	36.5	304	33.9
60～64歳	129	11.2	158	12.7	131	13.5	127	14.2
65歳以上	311	26.9	291	23.4	283	29.1	249	27.8
女 性	79	6.8	82	6.6	34	3.5	25	2.8
合 計	1,156	100.0	1,243	100.0	972	100.0	896	100.0

資料：漁業センサス（2003年、2008年、2013年、2018年）

注：平成15年は三宅島を含まず

2 生産量・生産額

漁業種類・海区別生産量（令和2年1月～12月）

（単位：トン）

海区別 漁業別	大島	利島 新島 神津島	三宅 御蔵島	八丈島 青ヶ島	小笠原	内湾	計
とびうお流しまき網							
その他のまき網							
さんま棒受網							
あじ・さば棒受網				66			66
いさき寄網							
たかべ寄網							
建切網							
とびうお流し刺網			1				1
いせえび刺網	6	2	1	5			14
たかべ刺網	1	13		1			15
いか釣		76	2		38		116
ひき縄釣	3	45	99	128	3		279
底魚一本釣	17	691	119	487	95		1,409
その他の釣	10	2		4		20	36
はえ縄		42	11		341		394
その他のはえ縄						2	2
小型定置網							
その他の刺網						131	131
採貝	5						5
採藻	128	40	1				169
突棒		4					4
潜水器							
その他の漁業				2	13	77	92
計	170	915	234	694	490	230	2,733

魚種・海区别生産量(令和2年1月～12月)

(単位: kg)

魚種名	海 区					三宅	八丈	小笠原	内湾	合計
	大島	利島	新島	神津島	大島計					
さば	478	37		419	934	549			59	1,542
とびうお	4		80	48	132	496	321			949
むろあじ	226		170		396	213	12	9		630
しまあじ	4			435	439				541	980
しまあじ	349		1,105	688	2,142	349	200	55		2,746
たかべ	1,551	636	13,325	711	16,223	519				16,742
いさき	10,420		741	268	11,429	51		33		11,513
かつお類	4,088	495	16,927	2,872	24,382	17,875	26,100	183		68,540
まぐろ類	785	691	6,503	49,400	57,379	80,809	94,130	58,823		291,141
かじき類			23	6,924	6,947	2,637	3,000	279,491		292,075
きんめだい	2,423		58,196	548,307	608,926	97,079	427,621			1,133,626
ひめだい	336		205	1,797	2,338	280	1,569	7,055		11,242
はまだい	31			809	840	396	3,509	57,370		62,115
あおだい				3,685	3,685	536	9,620	32		13,873
めだい	2,263	86	924	44,949	48,222	9,203	31,936	403		89,764
あこうだい	1,907		671	763	3,341	280	60			3,681
むつ類	350	7	1,149	15,207	16,713	701	1,597	4,016		23,027
まだい	117	5	89	56	267	22	20			309
その他のたい類	3		4		7	9		1,757	1,803	3,576
ひらまさ	24	20	107	58	209	738	393	17		1,357
かんばち	1,996	231	3,933	2,493	8,653	8,339	5,695	6,601		29,288
さわら	19	4		89	112	796	5,459	4,555	42	10,964
めじな	359		56	1	416	797	992			2,205
いすずみ	12				12		285			297
さめ類				674	674			185		859
さんま										
ぶり類	17	3	17	28	65	11			103	179
ひらめ	5		6	2	13		5		9	27
かれい類									21,398	21,398
ぼら類										
すずき									106,406	106,406
あなご									4,713	4,713
このしろ									6,845	6,845
はぜ										
その他	7,536	107	2,195	13,083	22,921	9,675	81,200	19,838	28,106	161,740
計	35,303	2,322	106,426	693,766	837,817	232,360	693,724	440,422	170,025	2,374,348
水産物の										
いしか	346	977	17,419	59,324	78,066	1,870		38,673		118,609
いせえび	6,096	843	1,217	1,568	9,724	883	184	126		10,917
その他のえび類							11			11
かめ								11,851		11,851
さんご								101		101
その他	6		65		71	135	344	76	89	715
計	6,448	1,820	18,701	60,892	87,861	2,888	539	50,828	89	142,205
貝類										
さざえ	806	15			821					821
あわび	461	4		3	468					468
とこぶし	4,537	4	10	15	4,566	34	1			4,601
ひろせかい										
くぼがい	688				688					688
あさり類									45,535	45,535
その他	24				24	224			13,962	14,210
計	6,516	23	10	18	6,567	258	1		59,497	66,323
藻類										
てんぐさ	127,572		4,613	6,402	138,587	1,350				139,937
とさかのり	1,193	21,803		8,345	31,341					31,341
いわのり						14				14
その他		553			553	486	8		190	1,237
計	128,765	22,356	4,613	14,747	170,481	1,850	8		190	172,529
合計	177,032	26,521	129,750	769,423	1,102,726	237,356	694,272	491,250	229,801	2,755,405

魚種・海区别生産金額(令和2年1月～12月)

(単位:千円)

魚種名	大島					三宅	八丈	小笠原	内湾	合計
	大島	利島	新島	神津島	大島計					
さば	257	21		96	374	178			6	558
とびうお	1		30	11	42	371	317			730
むろあじ	117		46		163	63	6	2		234
まあじ	2			109	111				119	230
しまあじ	922		3,989	1,572	6,483	1,421	474	76		8,454
たかべ	2,439	1,576	22,584	1,397	27,996	882				28,878
いさき	6,317		513	80	6,910	45		17		6,972
かつお類	2,533	664	19,258	1,018	23,473	11,646	16,828	117		52,064
まぐろ類	772	535	4,194	108,356	113,857	75,980	82,513	78,192		350,542
かじき類			20	6,388	6,408	2,417	1,446	314,258		324,529
きんめだい	4,101		65,589	621,440	691,130	116,683	590,079			1,397,892
ひめだい	504		212	1,711	2,427	291	1,664	5,861		10,243
はまだい	90			1,793	1,883	580	6,574	70,127		79,164
あおだい				4,564	4,564	588	13,625	36		18,813
めだい	2,495	94	592	25,236	28,417	5,784	21,870	213		56,284
あこうだい	4,295		1,365	1,054	6,714	616	88			7,418
むつ類	1,096	20	2,518	34,853	38,487	1,796	3,316	2,861		46,460
まだい	128	4	55	19	206	21	18			245
その他のたい類	4		3		7	4		1,278	994	2,283
ひらまさ	27	20	79	19	145	433	209	5		792
かんばち	2,670	291	5,262	1,885	10,108	8,857	6,011	4,401		29,377
さわら	13	3		17	33	311	1,484	1,894	14	3,736
めじな	234		33		267	542	914			1,723
いすずみ	8				8		128			136
さめ類				125	125			37		162
さんま										
ぶり類	9	3	5	8	25	3			105	133
ひらめ	15		9	4	28		9		15	52
かれい類									19,449	19,449
ぼら類										
すずき									129,283	129,283
あなご									10,378	10,378
このしろ									9,631	9,631
はぜ										
その他	9,585	164	3,434	7,898	21,081	9,560	33,367	19,127	29,594	112,729
計	38,634	3,395	129,790	819,653	991,472	239,072	780,940	498,502	199,588	2,709,574
水産物の										
いさか	522	1,426	25,516	62,783	90,247	2,466		31,975		124,688
いせえび	20,337	2,734	6,293	8,858	38,222	5,279	795	377		44,673
その他のえび類							40			40
かめ								3,564		3,564
さんご								75,120		75,120
その他	14		70		84	274	452	89	72	971
計	20,873	4,160	31,879	71,641	128,553	8,019	1,287	111,125	72	249,056
貝類										
さざえ	874	34			908					908
あわび	2,001	56		24	2,081					2,081
とこぶし	9,570	15	35	47	9,667	130	8			9,805
ひろせかい										
くぼがい	747				747					747
あさり類									15,027	15,027
その他	27				27	370			4,033	4,430
計	13,219	105	35	71	13,430	500	8	0	19,060	32,998
藻類										
てんぐさ	72,283		4,093	6,121	82,497	1,047				83,544
とさかのり	246	7,311		4,191	11,748					11,748
いわのり						231				231
その他		1,449			1,449	465	9		104	2,027
計	72,529	8,760	4,093	10,312	95,694	1,743	9	0	104	97,550
合計	145,255	16,420	165,797	901,677	1,229,149	249,334	782,244	609,627	218,824	3,089,178

魚種・漁協別生産額(令和2年1月～12月)

(単位:千円)

魚種名	大島海区(利島～神津島を含む)								三宅海区				八丈海区				小笠原海区			内湾	合計
	伊豆大島	元町	小計	利島村	にいじま	神津島	小計	大島計	三宅島	御蔵島	三宅島計	八丈島	青ヶ島	八丈島計	小笠原島	小笠原母島	小笠原計				
はとび	156	101	257	21		96	117	374	178		178								6	588	
おおむら	1		1		30	11	41	42	371		371	317		317							730
あじ	107	10	117		46	109	163	163	63		63	6		6	2		2				234
ま	2		2																		230
しまあ	790	132	922		3,989	1,572	5,561	6,483	770	651	1,421	474		474	65	11	76				8,454
たか	2,420	19	2,439	1,576	22,584	1,397	25,558	27,996	350	532	882										28,878
いさ	5,711	606	6,317		513	80	593	6,910	45	45	45										6,972
かつお	1,691	842	2,533	664	19,258	1,018	20,940	23,473	10,948	698	11,646	16,828		16,828	85	32	117				52,064
まぐろ	340	432	772	535	4,194	108,356	113,086	113,857	65,369	10,610	75,980	80,337	2,176	82,513	65,702	12,490	78,192				350,542
かじき					20	6,388	6,408	6,408	2,374	43	2,417	1,446		1,446	248,376	65,882	314,258				324,529
きんめ	4,031	70	4,101		65,589	621,440	687,028	691,430	116,683		116,683	590,079		590,079							1,397,892
はま	495	9	504		212	1,711	1,923	2,427	213	78	291	1,664		1,664	4,020	1,841	5,861				10,243
あお	90		90			1,793	1,793	1,883	580	580	580	4,930	1,644	6,574	52,425	17,703	70,127				79,164
め	1,994	501	2,495	94	592	25,236	25,921	28,417	5,744	40	5,784	21,840	31	21,870	193	21	213				56,284
あこ	4,129	166	4,295		1,365	1,054	2,419	6,714	616	616	616	88		88							7,418
むつ	1,096		1,096	20	2,518	34,853	37,391	38,487	1,796	3,316	1,796	3,316		3,316	2,305	556	2,861				46,460
む	128		128	4	55	19	78	206	21	21	21	18		18							245
その	4		4		3		3	7	1	3	4										2,283
ひら	17	10	27	20	79	19	119	145	226	207	433	209		209	5	5	5				792
かん	864	1,806	2,670	291	5,262	1,885	7,438	10,108	7,789	1,068	8,857	6,011		6,011	3,081	1,320	4,401				29,377
さわ	13		13	3		17	19	33	260	51	311	1,484		1,484	1,056	838	1,894				3,736
め	215	20	234		33		33	267	532	10	542	914		914							1,723
い	8		8					8				42		42							136
さ						125	125	125							37		37				162
ふ																					
ひ	9		9	3	5	8	16	25	3	3	3										105
か	15		15		9	4	13	28				9		9							52
ほ																					19,449
す																					
あ																					
こ																					
は	9,484	101	9,585	164	3,434	7,898	11,497	21,081	8,980	580	9,560	33,192	175	33,367	11,062	8,065	19,127				112,729
計	33,809	4,824	38,633	3,394	129,791	819,653	952,838	991,472	224,495	14,577	239,072	775,559	5,382	780,941	389,581	108,922	498,503				2,709,574
水	21	501	522	1,426	25,516	62,783	89,725	90,247	2,463	3	2,466				23,034	8,941	31,975				124,688
藻	15,225	5,112	20,337	2,734	6,293	8,858	17,884	38,222	4,820	459	5,279	795		795		377	377				129,283
その																					10,378
他																					9,631
か																					
さ																					
そ	9	5	14		70		70	84	261	14	274	452		452	76	13	89				3,564
の	15,255	5,618	20,874	4,159	31,879	71,640	107,679	128,553	7,544	475	8,019	1,287		1,287	25,193	85,932	111,126				249,056
計	640	234	874	34	908	34	908	908													908
え	1,749	252	2,001	56	2,081	24	80	2,081													2,081
あ	8,000	1,570	9,570	15	35	47	97	9,667	130		130	8		8							9,805
わ																					
ひ																					
ろ																					
せ																					
かい																					
ほ	743	4	747					747													747
あ																					
さ																					
そ	27		27					27	317	54	370										15,027
の	11,159	2,061	13,220	105	35	71	211	13,430	447	54	501	8		8							4,033
計	69,108	3,174	72,283	6,121	4,093	6,121	10,214	82,497	1,047		1,047										32,998
て	246		246	7,311		4,191	11,502	11,748													19,060
ん																					
ぐ																					
さ																					
の																					
り																					
わ																					
の																					
り																					
の																					
計	69,354	3,174	72,528	8,760	4,093	10,312	23,164	95,694	1,594	149	1,742	9		9							104
他	129,578	15,677	145,255	16,419	165,798	901,675	1,083,893	1,229,149	234,080	15,254	249,335	776,862	5,382	782,241	414,774	194,855	609,629				218,824
合																					
計																					

令和2年 魚種・月・海区別生産量（大島・利島・新島・式根島・神津島）

（単位：kg）

月		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
魚	さば	11	622	178	44		8		19		4	48		934
	とびうお					48			54	30				132
	むろあじ		19			12	2	15	70	182	57	22	17	396
	まあじ	16				5			165	96	122	24	11	439
	しまあじ	129	32	14		118	509	162	282	9	477	397	13	2,142
	たかべ					3,340	3,038	3,512	4,476	1,637	12	57	151	16,223
	いさき	211	651	746	706	995	2,322	642	2,827	451	661	741	476	11,429
	かつお類	2,206	7,723	889	678	11	214	2,750	771	3,245	2,167	973	2,755	24,382
	まぐろ類	857	7,831	6,118	5,847	934	138	755	1,141	662	6,905	12,656	13,535	57,379
	かじき類	158	101	113	871	1,498	140	111	2,374	483	434	273	391	6,947
	きんめだい	32,912	57,873	61,656	54,982	58,241	49,813	50,600	74,087	55,722	43,524	40,172	29,344	608,926
	ひめだい	8	72	66	10	49	664	693	308	237	85	141	5	2,338
	はまだい	38	5			82	4	8	29	157	204	288	25	840
	あおだい	54	22	110	4	56	550	403	352	1,200	726	200	8	3,685
	めだい	3,896	5,579	4,436	1,481	3,389	2,586	3,314	6,455	3,312	6,493	4,221	3,060	48,222
	あこうだい	221	873	438	162	282	375	77	108	120	160	164	361	3,341
	むつ類	2,997	899	34	493	2,367	745	286	1,517	1,555	1,728	2,771	1,321	16,713
	まだい	5	4	1	31	52	81	25	53	1	1	8	5	267
	その他のたい								6				1	7
	ひらまさ					43	5	7	44	10	54	36	10	209
	かんばち	16			19	1,047	1,461	896	3,800	912	315	171	16	8,653
	さわら	6						10	6	36	9	45		112
	めじな	49	130	58	31	22	5	11	51	3	15	18	23	416
	いすずみ											11	1	12
	さめ類										674			674
	さんま													
	ぶり類	23						14		13	15			65
	ひらめ		2	4								4	3	13
	かれい類													
	ぼら類													
すずき														
あなご														
このしろ														
はぜ														
その他の魚類	2,273	1,197	2,072	958	1,737	2,102	1,566	2,971	1,682	2,247	2,639	1,477	22,921	
計	46,086	83,635	76,933	66,317	74,328	64,776	65,843	101,979	71,757	67,074	66,080	53,009	837,817	
水産物の	いか類			678	12,008	46,234	14,154	4,053	939					78,066
	いせえび	1,764	1,245	703	885	378				9	411	1,551	2,778	9,724
	その他のえび類													
	かめ													
	さんご													
	その他			40	4	2							25	71
計	1,764	1,245	1,421	12,897	46,614	14,154	4,053	939	9	411	1,551	2,803	87,861	
貝類	さぎえ	80	151	88	114	41	62	5		105	7	90	78	821
	あわび類	43	63	65	28	17	29	61	53	9	97	3		468
	とこぶし	124	348	391	493	177	337	797	215			912	772	4,566
	ひろせかい													
	くぼがい	45	65	61	18	78	119		100	85	46	31	40	688
	あさり類													
	その他		1	2			11	5	3	2				24
計	292	628	607	653	313	558	868	371	201	150	1,036	890	6,567	
藻類	てんぐさ						63,630	4,527		37,863	1,875	30,692		138,587
	とさかのり				534	10,600	19,014	1,193						31,341
	いわのり													
	その他		201	352										553
計	0	201	352	534	10,600	82,644	5,720	0	37,863	1,875	30,692	0	170,481	
合計	48,142	85,709	79,313	80,401	131,855	162,132	76,484	103,289	109,830	69,510	99,359	56,702	1,102,726	

令和2年 魚種・月・海区别生産量 (大島)

(単位: kg)

月		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計	
魚	さば		398	62	11							7		478	
	とびうお								4					4	
	むろあじ		19			12	2	15	70	12	57	22	17	226	
	まあじ	3								1				4	
	しまあじ	125		11		59	54	3	28	9	37	11	12	349	
	たかべ					190	267	566	291	17	12	57	151	1,551	
	いさき	208	645	715	706	916	2,096	493	2,556	446	511	653	475	10,420	
	かつお類		19					21	257		2,369	475		947	4,088
	まぐろ類	28	139		263	69	98	144	18	3				23	785
	かじき類														
	きんめだい	73	54	688	430	153	168	135	179	9	90	371	73	2,423	
	ひめだい	1			1		38	90	155	25	20	6		336	
	はまだい						2	8			21			31	
	あおだい														
	めだい	91	631	154	285	222	152	80	196	19	77	123	233	2,263	
	あこうだい	113	628	343	99	120	305	11	16			45	227	1,907	
	むつ類	196		4		12			24		10	75	29	350	
	まだい			1	16	45	25	11	15	1		1	2	117	
	その他のたい									2				1	3
	ひらまさ								3		11		10	24	
	かんばち	2				19	38	114	1,263	396	153	11		1,996	
	さわら									19				19	
	めじな	49	95	58	31	20	3	2	47	3	10	18	23	359	
	いすずみ											11	1	12	
	さめ類														
	さんま														
	ぶり類								10	7				17	
	ひらめ			4										1	5
	かれい類														
	ぼら類														
すずき															
あなご															
このしろ															
はぜ															
その他の魚類	543	342	1,731	724	609	488	190	877	272	288	721	751	7,536		
計	1,432	2,970	3,771	2,566	2,446	3,757	2,119	5,754	3,608	1,772	2,132	2,976	35,303		
水産物の	いか類					335	11							346	
	いせえび	1,053	370	407	885	378					411	1,130	1,462	6,096	
	その他のえび類														
	かめ														
	さんご														
その他				4	2								6		
計	1,053	370	407	889	715	11	0	0	0	411	1,130	1,462	6,448		
貝類	さざえ	78	151	88	114	41	62	5		97	3	89	78	806	
	あわび類	42	62	65	28	17	28	61	52	9	97			461	
	とこぶし	124	348	391	493	173	337	787	200			912	772	4,537	
	ひろせかい														
	くぼがい	45	65	61	18	78	119		100	85	46	31	40	688	
	あさり類														
	その他		1	2			11	5	3	2				24	
計	289	627	607	653	309	557	858	355	193	146	1,032	890	6,516		
藻類	てんぐさ						63,630			37,863		26,079		127,572	
	とさかのり							1,193						1,193	
	いわのり														
	その他														
計	0	0	0	0	0	63,630	1,193	0	37,863	0	26,079	0	128,765		
合計	2,774	3,967	4,785	4,108	3,470	67,955	4,170	6,109	41,664	2,329	30,373	5,328	177,032		

令和2年 魚種・月・海区别生産量 (利島)

(単位: kg)

月		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計	
魚	さば				29		8							37	
	とびうお														
	むろあじ														
	まあじ														
	しまあじ														
	たかべ								465	171					636
	いさき														
	かつお類	83	71	2	25				37	48	73	60	28	68	495
	まぐろ類	2	8		15	26	3	218	60				29	330	691
	かじき類														
	きんめだい														
	ひめだい														
	はまだい														
	あおだい														
	めだい					7	3		39				37		86
	あこうだい														
	むつ類					6							1		7
	まだい	5													5
	その他のたい														
	ひらまさ					20									20
	かんばち					24	108	56	38			5			231
	さわら											4			4
	めじな														
	いすずみ														
	さめ類														
	さんま														
ぶり類	3													3	
ひらめ															
かれい類															
ぼら類															
すずき															
あなご															
このしろ															
はぜ															
その他の魚類	3					45	29	19	4		5	2		107	
計	96	79	2	69	128	151	330	654	244	74	97	398		2,322	
水産物の	いか類			41	259	584	93							977	
	いせえび	257	236	139						9		68	134	843	
	その他のえび類														
	かめ														
	さんご														
その他															
計	257	236	180	259	584	93	0	0	9	0	68	134		1,820	
貝類	さざえ	2								8	4	1		15	
	あわび類	1	1				1		1					4	
	とこぶし					4								4	
	ひろせかい														
	くぼがい														
	あさり類														
その他															
計	3	1	0	0	4	1	0	1	8	4	1	0		23	
藻類	てんぐさ														
	とさかのり				534	10,600	10,669							21,803	
	いわのり														
	その他		201	352										553	
計	0	201	352	534	10,600	10,669	0	0	0	0	0	0		22,356	
合計	356	517	534	862	11,316	10,914	330	655	261	78	166	532		26,521	

令和2年 魚種・月・海区别生産量 (新島・式根島)

(単位: kg)

月		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計	
魚	さば														
	とびうお								50	30				80	
	むろあじ									170				170	
	まあじ														
	しまあじ	4	30	3		37	373	138	235		16	269		1,105	
	たかべ					3,150	2,705	2,629	3,432	1,409					13,325
	いさぎ	3		28		55	138	104	233		111	68	1		741
	かつお類	1,969	7,582	733	537		103	1,115	184	685	1,471	935	1,613		16,927
	まぐろ類	357	775	432	1,203		11	63	53	12	36	697	2,864		6,503
	かじき類								23						23
	きんめだい	2,151	5,357	4,440	9,190	11,869	4,127	4,339	5,616	2,577	2,656	3,798	2,076		58,196
	ひめだい		16	33		25	52	77	2						205
	はまだい														
	あおだい														
	めだい	4	117	284	173	166	54	71	20	19	7	9			924
	あこうだい	27	68	10	37	119	55	51	35	18	61	85	105		671
	むつ類	3	1		204	903	1		4	2	10	16	5		1,149
	まだい		1		15		20	9	36		1	7			89
	その他のたい								4						4
	ひらまさ						5		13	10	43	36			107
	かんばち				18	259	287	540	2,138	478	92	107	14		3,933
	さわら														
	めじな		35			1	2	9	4		5				56
	いすずみ														
	さめ類														
	さんま														
	ぶり類						14		3						17
ひらめ											4	2		6	
かれい類															
ぼら類															
すずき															
あなご															
このしろ															
はぜ															
その他の魚類	221	250	31	49	152	128	197	287	77	278	346	179		2,195	
計	4,739	14,232	5,994	11,426	16,736	8,075	9,365	12,349	5,487	4,787	6,377	6,859		106,426	
水産物の	いか類			398	1,062	12,697	3,027	235						17,419	
	いせえび	139	270	7									801	1,217	
	その他のえび類														
	かめ														
	さんご														
その他			40									25		65	
計	139	270	445	1,062	12,697	3,027	235	0	0	0	0	826		18,701	
貝類	さざえ														
	あわび類														
	とこぶし							10						10	
	ひろせかい														
	くぼがい														
	あさり類														
その他															
計	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0	0	10	
藻類	てんぐさ											4,613		4,613	
	とさかのり														
	いわのり														
	その他														
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,613	0	4,613		
合	計	4,878	14,502	6,439	12,488	29,433	11,102	9,610	12,349	5,487	4,787	10,990	7,685	129,750	

令和2年 魚種・月・海区別生産量（神津島）

（単位：kg）

月		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
魚	さば	11	224	116	4				19		4	41		419
	とびうお					48								48
	むろあじ													
	まあじ	13				5			165	95	122	24	11	435
	しまあじ		2			22	82	21	19		424	117	1	688
	たかべ						66	317	288	40				711
	いさき		6	3		24	88	45	38	5	39	20		268
	かつお類	154	51	154	116	11	90	1,341	539	118	161	10	127	2,872
	まぐろ類	470	6,909	5,686	4,366	839	26	330	1,010	647	6,869	11,930	10,318	49,400
	かじき類	158	101	113	871	1,498	140	88	2,374	483	434	273	391	6,924
	きんめだい	30,688	52,462	56,528	45,362	46,219	45,518	46,126	68,292	53,136	40,778	36,003	27,195	548,307
	ひめだい	7	56	33	9	24	574	526	151	212	65	135	5	1,797
	はまだい	38	5			82	2		29	157	183	288	25	809
	あおだい	54	22	110	4	56	550	403	352	1,200	726	200	8	3,685
	めだい	3,801	4,831	3,998	1,023	2,994	2,377	3,163	6,200	3,274	6,409	4,052	2,827	44,949
	あこうだい	81	177	85	26	43	15	15	57	102	99	34	29	763
	むつ類	2,798	898	30	289	1,446	744	286	1,489	1,553	1,708	2,679	1,287	15,207
	まだい		3			7	36	5	2					3
	その他のたい													
	ひらまさ					23		7	28					
	かんばち	14			1	745	1,028	186	361	38	65	53	2	2,493
	さわら	6						10	6	17	5	45		89
	めじな					1								1
	いすずみ													
	さめ類										674			674
	さんま													
ぶり類	20								8				28	
ひらめ		2											2	
かれい類														
ぼら類														
すずき														
あなご														
このしろ														
はぜ														
その他の魚類	1,506	605	310	185	931	1,457	1,160	1,803	1,333	1,676	1,570	547	13,083	
計	39,819	66,354	67,166	52,256	55,018	52,793	54,029	83,222	62,418	60,441	57,474	42,776	693,766	
水産物の	いか類			239	10,687	32,618	11,023	3,818	939					59,324
	いせえび	315	369	150								353	381	1,568
	その他のえび類													
	かめ													
	さんご													
	その他													
計	315	369	389	10,687	32,618	11,023	3,818	939	0	0	353	381	60,892	
貝類	さざえ													
	あわび類											3		3
	とこぶし								15					15
	ひろせかい													
	くぼがい													
	あさり類													
	その他													
計	0	0	0	0	0	0	0	15	0	0	3	0	18	
藻類	てんぐさ							4,527			1,875			6,402
	とさかのり						8,345							8,345
	いわのり													
	その他													
計	0	0	0	0	0	8,345	4,527	0	0	1,875	0	0	14,747	
合計	40,134	66,723	67,555	62,943	87,636	72,161	62,374	84,176	62,418	62,316	57,830	43,157	769,423	

令和2年 魚種・月・海区別生産量（三宅島・御蔵島）

（単位：kg）

月		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
魚	さば		12	127		122	236		11	8		16	17	549
	とびうお				196	300								496
	むろあじ		4				18	21	25	2	42	90	11	213
	まあじ													
	しまあじ	3					2	87	178		21	57	1	349
	たかべ		36	21		3	2	37	366		8	46		519
	いさぎ		8		4	5	11	2	6		3	8	4	51
	かつお類	809	1,643	1,866	598	1,116	3,781	4,317	1,507	1,516	203	229	290	17,875
	まぐろ類	3,183	14,366	14,859	21,555	13,858	4,060	1,909	426	257	887	2,628	2,821	80,809
	かじき類	174	400	1,320	204		13				269	257		2,637
	きんめだい	5,966	10,520	10,296	5,737	6,077	9,299	6,305	9,493	11,729	10,855	7,098	3,704	97,079
	ひめだい	4		2	12	25	36	6	110	20	39	4	22	280
	はまだい					10	72	93	216				5	396
	あおだい	3			4	3	63	29	156		80	148	50	536
	めだい	117	398	740	467	1,697	1,584	1,174	2,185	313	93	300	135	9,203
	あこうだい	11	91	21	10	16	4	12	26	29	33	6	21	280
	むつ類	71	93	22	4	29	71	49	57	47	141	72	45	701
	まだい					3			10				4	5
	その他のたい					8			1					
	ひらまさ		4			161	42	105	140	46	215	10	15	738
	かんばち	13	77	42	218	2,291	827	2,120	2,001	244	318	140	48	8,339
	さわら	52	53			25	6	84	27	198	168	96	87	796
	めじな	81	174	295	156	20	3		3		3	10	52	797
	いすずみ													
	さめ類													
	さんま													
	ぶり類						2	3	6					11
ひらめ														
かれい類														
ぼら類														
すずき														
あなご														
このしろ														
はぜ														
その他の魚類	518	547	353	519	1,067	1,336	790	1,596	585	904	1,096	364	9,675	
計	11,005	28,426	29,964	29,684	26,836	21,468	17,143	18,546	14,994	14,282	12,320	7,692	232,360	
水産物の	いか類				74	1,779	16					1		1,870
	いせえび	4	31	50	14	142				8		179	455	883
	その他のえび類													
	かめ													
	さんご													
	その他		1		66	2	13		21				32	135
計	4	32	50	154	1,923	29	0	21	8	0	180	487	2,888	
貝類	さざえ													
	あわび類													
	とこぶし								34					34
	ひろせかい													
	くぼがい													
	あさり類													
その他		6		117		4	17	9				71	224	
計	0	6	0	117	0	4	17	43	0	0	0	71	258	
藻類	てんぐさ									1,350				1,350
	とさかのり													
	いわのり				14									14
	その他				486									486
計	0	0	0	500	0	0	0	0	1,350	0	0	0	1,850	
合	計	11,009	28,464	30,014	30,455	28,759	21,501	17,160	18,610	16,352	14,282	12,500	8,250	237,356

令和2年 魚種・月・海区別生産量（八丈島・青ヶ島）

（単位：kg）

月		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
魚	さば													
	とびうお			58	156	107								321
	むろあじ		2		8	2								12
	まあじ													
	しまあじ	37	142	4			7					6	4	200
	たかべ													
	いさき													
	かつお類	298	393	860	5,290	11,625	6,116	168	192	63	171	543	381	26,100
	まぐろ類	6,583	11,788	12,106	20,626	19,479	10,792	564	97	75	226	5,041	6,753	94,130
	かじき類	218	319	314	460	642	697	85				160	105	3,000
	きんめだい	19,180	36,677	24,978	64,391	43,207	51,858	38,702	60,874	27,669	21,401	22,495	16,189	427,621
	ひめだい	14	4	1	15	4	137	421	672	157	73	52	19	1,569
	はまだい	42	455	359	123	8	250	318	1,609	230	61	44	10	3,509
	あおだい	296	127		27	28	945	1,753	2,988	1,190	628	825	813	9,620
	めだい	1,467	1,483	1,193	3,296	3,997	2,750	2,827	5,056	2,212	3,934	2,796	925	31,936
	あこうだい	6	2	10	9	2			12	12	3		4	60
	むつ類	251	189	135	67	73	30	80	214	44	93	358	63	1,597
	まだい			2				8			6	4		20
	その他のたい													
	ひらまさ	18			78	36	66	39	28	23	27	46	32	393
	かんばち	164	117	43	120	147	586	931	1,217	639	858	686	187	5,695
	さわら	537	541	344	239	913	718	7	40	375	512	715	518	5,459
	めじな	138	480	234		18	6	21	5		9		81	992
	いすずみ	22	5	1		200		30	1	25	1			285
	さめ類													
	さんま													
ぶり類														
ひらめ	2										1	2	5	
かれい類														
ぼら類														
すずき														
あなご														
このしろ														
はぜ														
その他の魚類	718	1,041	755	1,097	1,183	1,191	1,808	9,498	5,398	15,696	21,941	20,874	81,200	
計	29,991	53,765	41,397	96,002	81,671	76,149	47,762	82,503	38,112	43,699	55,713	46,960	693,724	
水産物の	いか類													
	いせえび	13	2	2	93						7	51	16	184
	その他のえび類	1		1	9									11
	かめ													
	さんご													
その他	50	2	38	22	1	11	3	2	10	84	46	75	344	
計	64	4	41	124	1	11	3	2	10	91	97	91	539	
貝類	さざえ													
	あわび類													
	とこぶし								1					1
	ひろせかい													
	くぼがい													
	あさり類													
	その他													
計								1					1	
藻類	てんぐさ													
	とさかのり													
	いわのり													
	その他					8								8
計					8								8	
合計	30,055	53,769	41,438	96,126	81,680	76,160	47,765	82,506	38,122	43,790	55,810	47,051	694,272	

令和2年 魚種・月・海區別生産量（小笠原父島・母島）

（単位：kg）

月		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計	
魚	魚種名														
	さば														
	とびうお														
	むろあじ						4				2		4	9	
	まあじ														
	しまあじ		13						21	5	8		8	55	
	たかべ														
	いさぎ	9	7	6						1	3	3	1	2	33
	かつお類	8	17	12				12	11	34	30	14	12	33	183
	まぐろ類	4,222	2,858	7,013	4,199	1,535	2,374	2,419	4,270	6,115	7,485	8,074	8,258	58,823	
	かじき類	3,514	4,635	14,586	22,659	42,014	78,181	33,822	22,437	18,888	15,340	9,360	14,054	279,491	
	きんめだい														
	ひめだい	769	686	880	366	56	223	252	283	586	346	761	1,848	7,055	
	はまだい	3,891	6,505	6,005	1,587	2,341	5,506	3,914	5,258	5,143	3,680	4,055	9,486	57,370	
	あおだい		13	5				3			2		7	3	32
	めだい	24	55	33	37	21	54		29	47	13			89	403
	あこうだい														
	むつ類	288	539	558	261	145	504	153	184	217	210	236	723	4,016	
	まだい														
	その他のたい	143	115	365	101	73	168	126	227	133	64	87	155	1,757	
	ひらまさ		17												17
	かんばち	474	896	867	334	95	247	424	463	678	401	554	1,170	6,601	
	さわら	594	1,241	949	123	69	61		52	268	197	369	634	4,555	
	めじな														
	いすずみ														
	さめ類	52		62							71				185
	さんま														
	ぶり類														
	ひらめ														
	かれい類														
ぼら類															
すずき															
あなご															
このしろ															
はぜ															
その他の魚類	816	2,505	2,779	1,353	407	1,499	2,098	1,806	2,654	1,118	1,221	1,583	19,838		
計	14,801	20,101	34,119	31,020	46,756	88,836	43,218	35,065	34,839	28,881	24,737	38,049	440,422		
水産物の	いか類	9,026	8,999	7,162	2,793	264			50	80	1,175	3,159	5,966	38,673	
	いせえび					95	17			1			13	126	
	その他のえび類														
	かめ			4,053	7,698	100								11,851	
	さんご					19			50			32		101	
	その他			11					63	2				76	
計	9,026	8,999	11,226	10,491	479	17	0	163	83	1,175	3,191	5,979	50,828		
貝類	さざえ														
	あわび類														
	とこぶし														
	ひろせかい														
	くぼがい														
	あさり類														
その他															
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
藻類	てんぐさ														
	とさかのり														
	いわのり														
	その他														
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
合計	23,827	29,099	45,346	41,511	47,235	88,853	43,218	35,228	34,922	30,057	27,928	44,027	491,250		

内湾域の生産量・生産額の推移

単位 生産量：トン、生産額：百万円

区分		年				
		H28年	H29年	H30年	R元年 (H31年)	R2年
魚 類	生産量	214	204	227	136	170
	生産額	276	253	276	166	200
その他の 水産動物	生産量	1	1	1	1	1
	生産額	1	1	1	1	1
貝 類	生産量	66	60	60	55	59
	生産額	26	23	26	24	19
合 計	生産量	281	265	288	192	230
	生産額	303	277	303	191	219

島しょ地域の生産量・生産額の推移

単位 生産量：トン、生産額：百万円

区分		年				
		H28年	H29年	H30年	R元年 (H31年)	R2年
魚 類	生産量	2,730	2,496	2,663	2,272	2,204
	生産額	2,912	2,999	3,069	2,762	2,510
その他の 水産動物	生産量	149	96	174	121	142
	生産額	488	406	493	383	249
貝 類	生産量	36	42	24	14	7
	生産額	24	57	35	23	14
藻 類	生産量	205	171	143	140	172
	生産額	128	131	106	106	97
合 計	生産量	3,120	2,805	3,004	2,547	2,525
	生産額	3,552	3,593	3,703	3,274	2,870

主要魚種別生産量の推移

単位：トン

年 魚種	H28年	H29年	H30年	R元年 (H31年)	R2年
さば類	12	10	6	2	2
とびうお	201	102	149	112	1
あじ類	147	80	87	66	4
かつお類	129	53	96	96	69
まぐろ・かじき類	405	392	465	443	583
きんめだい	1,092	1,237	1,253	1,099	1,134
めだい	241	198	211	111	90
たかべ	78	55	47	25	17
あなご	13	8	10	5	4
えび・いか類	132	84	161	107	130
貝類	102	103	84	70	7
てんぐさ等の藻類	205	171	143	140	172
その他の魚類	643	577	581	463	542
合計	3,400	3,070	3,293	2,739	2,755

内水面養殖生産量

単位：kg

年 魚種	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年 (平成31年)	令和2年
あゆ	2,717	3,470	3,750	1,755	2,065
にじます	32,678	25,136	33,538	23,860	27,959
その他のます類	27,286	21,428	23,989	22,013	21,163
その他	0	0	0	0	0
計	62,681	50,034	61,277	47,628	51,187

資料：水産課調べ

金魚類養殖生産量

単位：尾

年 種類	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年 (平成31年)	令和2年
琉金	72,337	70,744	81,685	63,139	33,429
出目金	30,522	74,440	46,404	29,414	9,750
朱文金	52,123	71,890	49,481	52,371	68,864
和金	22,994	16,368	13,319	17,577	27,055
コメット	137,980	109,579	80,484	62,588	81,088
色鯉	2,325	12,935	1,471	2,907	250
ひめだか	61,274	100,104	257,142	206,029	390,755
その他	532,372	430,228	500,528	432,138	195,115
計	911,927	886,288	1,030,514	866,163	806,306

資料：東京都淡水魚養殖漁業協同組合調べ

令和2年 魚種・地区別単価表

(単位：円/kg)

地区名		大島	利島	新島	神津島	三宅島	八丈島	小笠原	内湾	平均*
魚種名										
魚類	さば	538	560		230	325			101	373
	とびうお	303		378	227	747	987			769
	むろあじ	519		270		296	504	233		372
	まあじ	510			250				219	252
	しまあじ	2,641		3,610	2,285	4,072	2,369	1,385		3,079
	たかべ	1,572	2,478	1,695	1,965	1,700				1,725
	いさき	606		693	298	891		504		606
	かつお類	620	1,342	1,138	354	652	645	639		760
	まぐろ類	984	775	645	2,193	940	877	1,329		1,204
	かじき類			864	923	917	482	1,124		1,111
	きんめだい	1,693		1,127	1,133	1,202	1,380			1,233
	ひめだい	1,500		1,034	952	1,039	1,060	831		911
	はまだい	2,902			2,217	1,464	1,873	1,222		1,274
	あおだい				1,239	1,097	1,416	1,122		1,356
	めだい	1,102	1,090	640	561	628	685	529		627
	あこうだい	2,252		2,034	1,382	2,199	1,470			2,015
	むつ類	3,131	2,886	2,192	2,292	2,563	2,077	713		2,018
	まだい	1,090	774	622	332	960	915			792
	その他のたい	1,402		718		451		728	551	727
	ひらまさ	1,142	1,000	741	333	586	532	324		585
	かんばち	1,338	1,259	1,338	756	1,062	1,056	667		1,003
	さわら	662	676		186	391	272	416	333	341
	めじな	653		583	303	680	921			781
	いすずみ	648					449			457
	さめ類				185			200		189
	さんま									
	ぶり類	505	851	307	278	280			1,019	358
	ひらめ	2,994		1,539	1,761		1,713		1,666	2,016
	かれい類								908	
	ぼら類									
	すずき								1,214	
	あなご								2,201	
	このしろ								1,407	
はぜ										
その他の魚類	1,272	1,533	1,565	604	988	411	964	1,052	622	
水産動物の	いか類	1,509	1,459	1,465	1,058	1,319		827		1,051
	いせえび	3,336	3,243	5,171	5,649	5,979	4,322	2,991		4,092
	その他のえび類						3,635			3,635
	かめ							301		301
	さんご							742,184		742,184
その他水産動物	2,333		1,083		2,031	1,313	1,174	808	1,437	
貝類	さぎえ	1,084	2,257							1,105
	あわび類	4,341	14,103		7,877					4,447
	とこぶし	2,109	3,800	3,500	3,132	3,835	7,776			2,131
	ひろせかい									
	くぼがい	1,086								1,086
	あさり類								330	
その他の貝類	1,129				1,654			288	1,603	
藻類	てんぐさ	567		887	956	775				597
	とさかのり	206	335		502					375
	いわのり					16,468				16,468
	その他の藻類		2,620			957	1,080		547	1,836

※平均は、生産量及び生産金額の合計値から算出

3 漁船

(1) 漁船の推移

(令和2年12月末現在)

年度等	項目	内		湾		島		し		よ		会社・官庁・その他		計	
		隻数	総トン数	総トン数	馬力数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	馬力数	隻数	総トン数	馬力数	隻数	総トン数
平成27	動力船	208	551.74	13,742	790	3,660.70	92,074	41	37,115.38	50,943	1,039	41,327.82	156,759		
	無動力船	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
平成28	動力船	208	551.30	14,115	774	3,626.52	91,619	43	38,600.38	56,199	1,025	42,778.20	161,933		
	無動力船	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
平成29	動力船	198	526.42	13,676	741	3,550.78	94,694	40	38,206.47	55,549	979	42,283.67	163,919		
	無動力船	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
平成30	動力船	188	495.95	13,792	729	3,505.19	99,001	43	47,914.87	68,557	960	51,916.01	181,350		
	無動力船	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
令和元	動力船	187	490.23	14,056	705	3,360.52	98,198	42	45,964.87	62,638	934	49,815.62	174,892		
	無動力船	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
令和2	動力船	179	436.90	13,477	695	3,312.72	98,758	42	46,248.87	63,659	916	49,998.49	175,894		
	無動力船	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(2) 漁船登録事務取扱い、件数

(令和2年4月～令和3年3月)

項目	船級	総数	1 級		2 級		3 級	4・5 級	6 級	7 級
			15 t 以上	15 t 未満	15 t 以上	15 t 未満				
総数		423	63	86	5	86	269	0	0	0
新規登録	建造	1	0	1	0	0	0	0	0	0
	転用	8	0	0	0	8	0	0	0	0
	その他	44	1	12	0	31	0	0	0	0
	計	53	1	13	0	39	0	0	0	0
	変更登録	43	1	10	1	31	0	0	0	0
	再交付	10	0	2	0	8	0	0	0	0
	謄本交付	111	53	10	1	47	0	0	0	0
抹消登録	失効	77	2	23	0	52	0	0	0	0
	取消	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	77	2	23	0	52	0	0	0	0
検認	合格	129	6	28	3	92	0	0	0	0
	不合格	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	129	6	28	3	92	0	0	0	0

(3) 建造・改造・転用許可（漁船）

(令和2年4月～令和3年3月)

許可の種類	隻数	総トン数	馬力数	摘要	
					5 トン未満
建造	0	0.00	0		
	1	8.50	355		
	1	8.50	355		
改造	0	0.00	0		
	2	27.70	1,002		
	2	27.70	1,002		
転用	0	0.00	0		
	0	0.00	0		
	0	0.00	0		

(4) 等級別登録漁船状況（令和2年12月末現在）

等級	隻数	総トン数	馬力数
TK6	0	0.00	0
TK3	177	114.56	7,984
	291	482.30	17,979
	138	579.92	15,700
TK2	187	1,458.65	43,829
	58	696.30	16,228
	27	461.06	10,965
	0	0.00	0
	1	44.00	1,167
	1	87.00	1,030
TK1	3	476.00	3,403
	33	45,598.70	57,609
総計	916	49,998.49	175,894

(TK6とTK3兼用船は、TK3に含める)

(5) 島しよ組合別登録漁船（官公庁船除く）

令和2年12月末現在

区分 漁協名	動 力 船																				
	20トン以上			20トン未満 10トン以上			10トン未満 5トン以上			5トン未満 3トン以上			3トン未満 1トン以上			1トン未満			計		
	隻数	トン数	馬力数	隻数	トン数	馬力数	隻数	トン数	馬力数	隻数	トン数	馬力数	隻数	トン数	馬力数	隻数	トン数	馬力数	隻数	トン数	馬力数
伊豆大島				1	7.30	330	11	45.54	1,391	14	20.76	951	15	10.14	960	41	83.74	3,632			
							1	3.36	70	9	13.13	790	7	5.10	385	17	21.59	1,245			
							5	20.50	758	3	6.48	268	10	6.60	450	18	33.58	1,476			
元 町			1	12.00	120	8	33.36	580	12	21.37	635	6	3.40	240	28	78.03	1,665				
						3	13.64	240	3	3.91	90	8	4.50	287	16	36.15	807				
利 島 村			1	17.00	639	2	9.53	338	8	13.05	425	13	9.30	690	26	65.28	2,302				
						5	13.79	160	5	21.50	856	11	0.60	60	19	56.99	1,871				
にいじま 式根島			5	69.36	1,961	7	28.26	937	9	18.41	781	2	1.70	60	28	154.72	5,301				
			4	55.00	1,500	6	25.47	440	2	2.80	60	7	6.00	420	14	98.07	2,180				
神 津 島			2	33.37	622	6	25.20	831	20	33.95	1,279	7	6.00	420	42	149.06	4,305				
			40	524.72	14,502	8	31.09	776	34	70.61	1,893	1	0.60	25	125	948.68	26,928				
三 宅 島			12	160.57	3,228	14	60.19	1,386	36	56.24	2,001	27	18.50	913	109	457.36	10,634				
									22	27.80	1,449	10	7.80	517	32	35.60	1,966				
御 藏 島 村																					
			7	105.74	1,690	2	8.98	349	2	2.30	80	14	6.73	580	57	368.74	10,213				
八丈島			6	75.45	1,330	7	30.99	500	1	2.21	17	19	8.11	792	54	280.28	6,004				
						5	18.7	469	3	7.4	190	8	26.10	659							
小笠原島			1	10.81	120	10	44.32	1,375	1	1.70	77	1	0.81	30	39	275.35	11,636				
						6	26.80	935	1	2.67	50	1	0.40	60	22	143.40	5,934				
小笠原母島						14	113.53	4,889	1	2.67	50	1	0.40	60	22	143.40	5,934				
			0	0.00	0	177	1,385.09	42,515	106	447.43	12,231	191	325.89	11,831	695	3,312.72	98,758				
計	0	0.00	0	79	1,064.02	25,712	177	1,385.09	42,515	106	447.43	12,231	191	325.89	11,831	695	3,312.72	98,758			

4 漁業制度と都の漁業

東京都の海域においては、大小様々な操業形態の漁業が営まれている。それらの漁業は、水産動植物の繁殖保護又は漁業調整のために、漁業法や水産資源保護法といった国の制度による規制の外、東京都漁業調整規則等、東京都が独自に定めた規則において、漁業許可や漁具・漁法の制限などが規定され、操業が規制されている。

○ 漁業の制度

§ 1 大臣許可漁業等

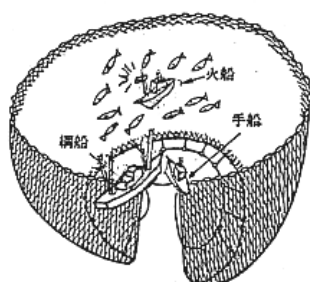
(1) 大臣許可漁業

水産動植物の繁殖保護又は漁業調整のため、漁業者及びその使用する船舶について制限措置を講ずる必要があり、かつ、政府間の取決め、漁場の位置その他の関係上当該措置を統一して講ずることが適当と認められる漁業について、漁業法第 36 条の規定に基づき、政令で定められた漁業である。

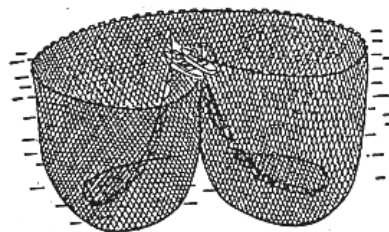
- ① 沖合底びき網漁業 ② 以西底びき網漁業 ③ 遠洋底びき網漁業 ④ 東シナ海はえ縄漁業
- ⑤ 大西洋等はえ縄等漁業 ⑥ 太平洋底刺し網等漁業 ⑦ 大中型まき網漁業 ⑧ 基地式捕鯨業
- ⑨ 母船式捕鯨業 ⑩ かじき等流し網漁業 ⑪ 東シナ海等かじき等流し網漁業
- ⑫ かつお・まぐろ漁業 ⑬ 中型さけ・ます流し網漁業 ⑭ 北太平洋さんま漁業
- ⑮ ずわいがに漁業 ⑯ 日本海べにずわいがに漁業 ⑰ いか釣り漁業

(2) 届出漁業

- ① 沿岸まぐろはえ縄漁業 ② 小型するめいか釣り漁業 ③ 暫定措置水域沿岸漁業等

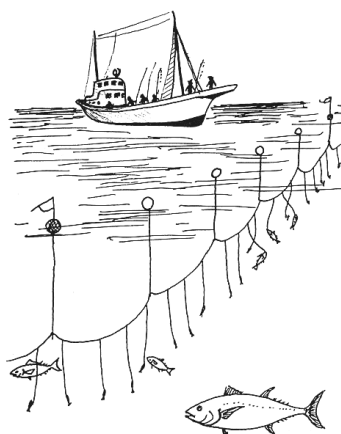


1 そうまき網



2 そうまき網

大臣許可漁業（大中型まき網漁業）



大臣許可漁業（かつお・まぐろ漁業）

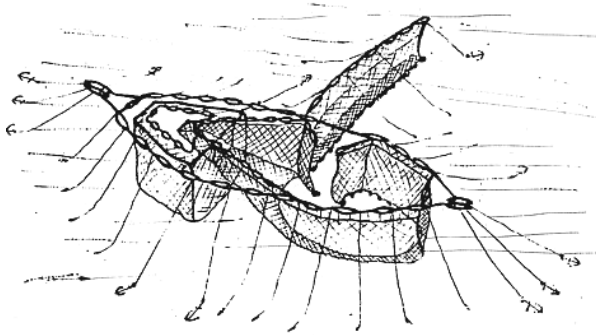
§ 2 知事免許漁業

漁業法第 69 条の規定により、都道府県知事の免許を受けて営む漁業であり、いわゆる漁業権に基づいて営まれる漁業である。

漁業権は、一定の水面において排他的に一定の漁業を営む権利であり、次の 3 種類の漁業権が規定されている。

(1) 定置漁業権

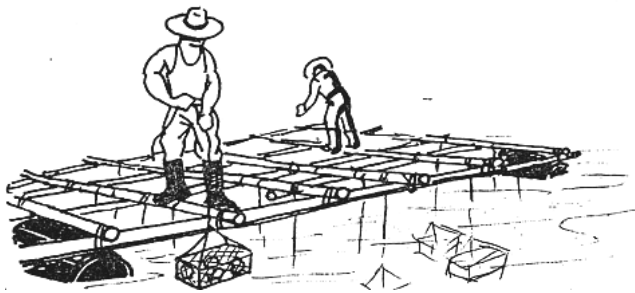
一定の水面に漁具を定置して営む漁業で、主として、水深 27m 以深に漁具を設置する漁業である。



定置漁業（落し網）

(2) 区画漁業権（第一種～第三種区画漁業、特定区画漁業）

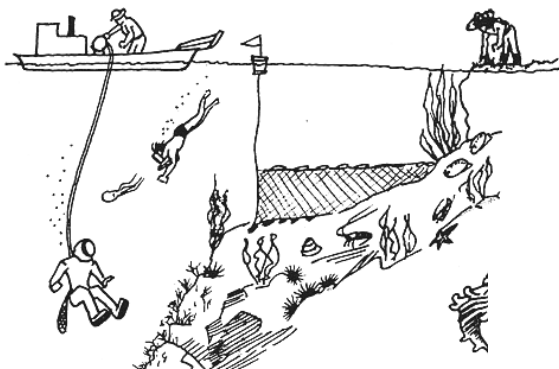
一定の区域内で養殖業を営む権利で、その形態等によって 4 種類に区分されている。



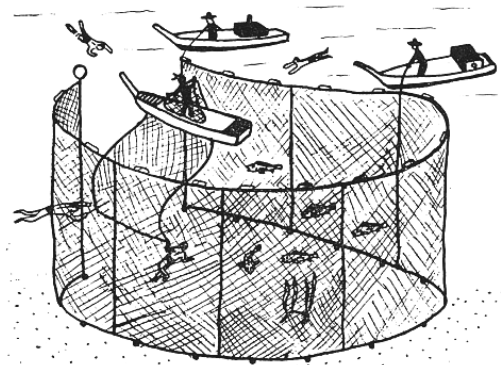
第一種区画漁業（貝類養殖業）

(3) 共同漁業権（第一種～第五種共同漁業）

一定の水面を共同に利用して行う漁業を営む権利である。共同漁業権は、本来自由に行われるべき漁業を、漁業者に自ら漁場を管理させるために、漁業協同組合を対象として免許されるものである。共同漁業権は、その形態等によって 5 種類に区分されている。



第一種共同漁業（採貝藻漁業）



第二種共同漁業（建切網漁業）

§ 3 法定知事許可漁業

都道府県間にまたがる漁業調整の関係等により、統一的に規制する必要のある漁業として、漁業法第 57 条の規定に基づき漁業の許可及び取締り等に関する省令第 70 条に規定されている漁業である。

(1) 法定知事許可漁業

- ① 中型まき網漁業 ② 小型機船底びき網漁業 ③ 瀬戸内海機船船びき網漁業
- ④ 小型さけ・ます流し網漁業

(2) 都における法定知事許可漁業

- 中型まき網漁業（総トン数 5 トン以上 40 トン未満）

§ 4 知事許可漁業

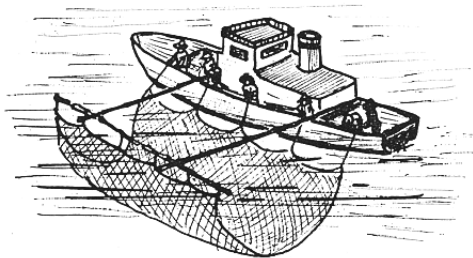
都道府県知事は、漁業法第 119 条の漁業調整に関する命令の規定に基づき、各都道府県の実情に応じて、それぞれ漁業調整規則を定めている。東京都における知事許可漁業は、海面においては東京都漁業調整規則第 5 条に、内水面においては東京都内水面漁業調整規則第 4 条にそれぞれ規定されている。

(1) 海面の許可漁業

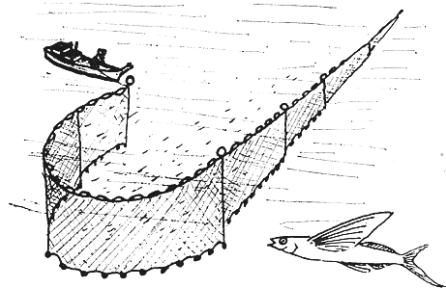
- ① かめ漁業（あおうみがめ対象） ② さんご漁業 ③ 火光利用さば漁業（総トン数 5 トン以上）
 - ④ とびうお流し刺し網漁業 ⑤ とびうお流しまき網漁業 ⑥ いそ魚寄せ網漁業 ⑦ 固定式刺し網漁業（三枚網及び重ね網を含み、内湾を除く。） ⑧ 建て切り網漁業（方言建て網漁業を含む。） ⑨ 四そう張り網漁業 ⑩ 機船船びき網漁業 ⑪ 小型まき網漁業（総トン数 5 トン未満）
 - ⑫ 刺し網漁業（内湾を除く。） ⑬ 棒受け網漁業（総トン数 5 トン以上） ⑭ 底立てはえ縄漁業
 - ⑮ かつお・まぐろ釣り漁業 ⑯ まぐろはえ縄漁業 ⑰ 底魚一本釣り漁業 ⑱ 底はえ縄漁業
 - ⑲ ひき縄漁業 ⑳ 地びき網漁業 ㉑ 潜水器漁業 ㉒ 小型定置漁業（小笠原に限る）
- （⑯～⑲は総トン数 5 トン以上、小笠原に限る）

(2) 内水面の採捕の許可

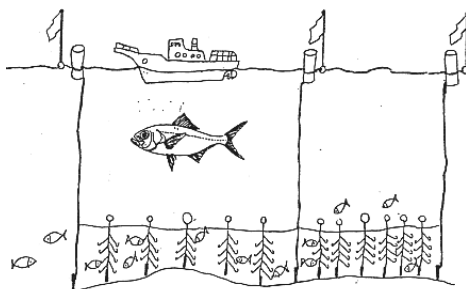
- ① さし網 ② 建干網 ③ 四手網（方言あじ網を含む。）
- ④ ふくろ網 ⑤ 地びき網 ⑥ あゆ瀬張網



知事許可漁業（棒受け網漁業）



知事許可漁業（とびうお流し刺し網漁業）



知事許可漁業（底立てはえ縄漁業）

§ 5 海区漁業調整委員会の指示

海区漁業調整委員会等は、水産動植物の繁殖保護、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決のために必要があると認めるときは、漁業法第120条の規定に基づき、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限等、必要な指示をすることができる。

①はご釣り漁業 ②うみがめの採捕 ③かにかご漁業 ④浮きはえ縄漁業⑤いか釣り漁業

⑥そでいか漁業 ⑦火光利用とびうお漁業 ⑧浮魚礁における漁業の制限（八丈海域）

⑨釣漁法の制限（いきえさの使用禁止） ⑩底魚・かつお及びまぐろの採捕の制限（小笠原）

⑪木更津人工島（通称海ほたる）周辺海域の採捕及び遊漁案内の禁止

⑫遊漁者のひき縄釣による採捕の制限

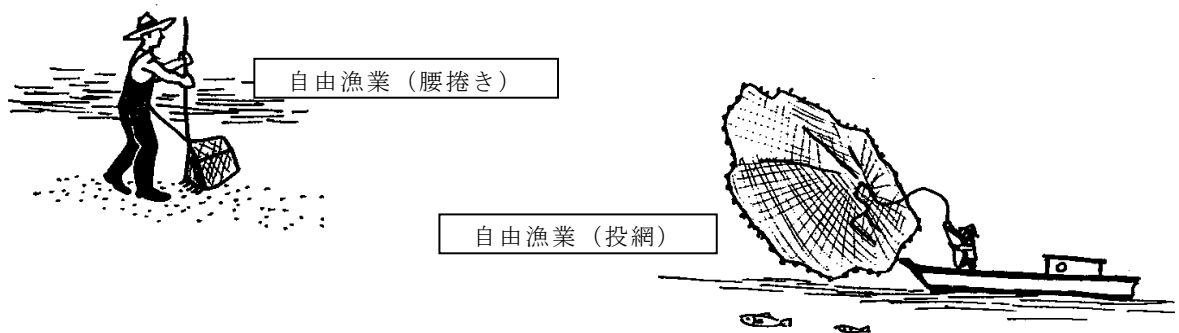
*②、⑨～⑫は遊漁者にも適用される。

また、広域漁業調整委員会は、広域的な見地から水産動植物の繁殖保護等漁業調整上の必要があると認めるときは、漁業法第121条の規定に基づき、関係者に対し必要な指示をすることができる。

太平洋広域漁業調整委員会指示 ①沿岸くろまぐろ漁業

§ 6 自由漁業

漁業関係法令（漁業法、政令、省令、規則、告示、知事規則、委員会指示、水産資源保護法等）により規制されない漁業で、上記§1～§5（漁業権漁業及び許可漁業等）に記載されている漁業以外をいう。



§ 7 禁止漁業等

漁業調整規則で禁止されている漁業等

(1) 東京都の禁止漁業

①沖縄式追込網漁業 ②潜水器漁業（小笠原村地先海面に限る。）

(2) 東京都の禁止漁具・漁法

ア 海面

①はぜびき網（方言だぼ網） ②張切網 ③水中銃（発射装置を有する刺突具類であって水中で使用するもの） ④掛なわこぎ（文鎮こぎ及び朝鮮けたを含む。） ⑤ころばし ⑥水中に電流を通じてする漁法 ⑦集魚燈を使用してする漁法（火光利用さば漁業、いか釣り漁業、棒受け網漁業（4月1日～12月31日の期間で銭洲及び大室出しの海域に限る。）及び火光利用とびうお漁業（たも網又は敷網を使用してとびうおを採捕する。）を除く。）

イ 内水面

①やな ②張切網 ③なで網 ④押網 ⑤三枚網 ⑥びんど又はこれに類似する漁具 ⑦かい堀 ⑧瀬干 ⑨火光を利用する漁具又は漁法 ⑩水中に電流を通じてする漁具又は漁法 ⑪水中銃その他弾力を利用して発射する漁具 ⑫がちゃ網（4月1日～6月30日の期間）

(3) その他の禁止行為

都の海面及び内水面における有害物の遺棄漏せつの禁止

§ 8 遊漁者等が使用できる漁具及び漁法

下記の漁具及び漁法以外で水産動植物を採捕してはならない。

①竿釣及び手釣（まき餌釣を除く。） ②たも網及びさ手網

③投網（船を使用しないものに限る。） ④やす及びは具（貝まきを除く。） ⑤徒手採捕

⑥ひき縄釣（ただし、海区漁業調整委員会の承認を受けた大会に限る。）

また、第五種共同漁業権が免許された内水面（河川）においては、知事が認可した遊漁規則に基づいて、遊漁を行うことができる。

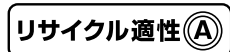
東京都の水産
(令和3年版)

令和4年度
登録番号(127)

令和4年10月発行

編集・発行 東京都産業労働局農林水産部水産課
(所在地) 新宿区西新宿2-8-1
(電話) 03(5321)1111
(内線) 37-421

印刷 会社名 シンソー印刷株式会社
(所在地) 新宿区西新宿1-6-8
(電話) 03(3950)7221代表



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。